

農林水産省

表 14-4 農林水産省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表 14-4-① 新規着工を要求している事業を対象として事前評価した政策（国営土地改良事業等）

政策の名称	① 国営かんがい排水事業（9地区） ② 国営農地再編整備事業（1地区） ③ 国営総合農地防災事業（2地区） ④ 直轄地すべり対策事業（1地区）
政策評価の結果の概要	本評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令等や事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 国営かんがい排水事業 9地区を概算要求した。 ② 国営農地再編整備事業 1地区を概算要求した。 ③ 国営総合農地防災事業 2地区を概算要求した。 ④ 直轄地すべり対策事業 1地区を概算要求した 計 13 地区を概算要求した。

（注） 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-a 参照。

表 14-4-② 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（農業農村整備事業等補助事業）

政策の名称	① かんがい排水事業（7地区） ② 経営体育成基盤整備事業（9地区） ③ 畑地帯総合整備事業（8地区） ④ 農地防災事業（1地区） ⑤ 地すべり対策事業（6地区）
政策評価の結果の概要	評価の対象としたすべての事業地区において、土地改良法令、事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしているとともに、各事業の特性に応じ、事業の必要性、効率性、有効性等が認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	① かんがい排水事業 7地区を採択した。 ② 経営体育成基盤整備事業 9地区を採択した。 ③ 畑地帯総合整備事業 8地区を採択した。 ④ 農地防災事業 1地区を採択した。 ⑤ 地すべり対策事業 6地区を採択した。 計 31 地区を採択した。

(注) 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-b 参照。

表 14-4-③ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策(林野公共事業)

<p>政策の名称</p>	<p>① 森林環境保全整備事業（直轄）（18 地区） ② 水源林造成事業（独立行政法人事業）（4 地区） ③ 民有林補助治山事業（補助）（4 地区） ④ 森林環境保全整備事業（補助）（12 地区）</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとの結果であった。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① 森林環境保全整備事業 18 地区を採択した。 ② 水源林造成事業 4 地区を採択した。 ③ 民有林補助治山事業 4 地区を採択した。 ④ 森林環境保全整備事業 12 地区を採択した。 計 38 地区を採択した。</p>

(注) 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-c 参照。

表 14-4-④ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

政策の名称	① 特定漁港漁場整備事業（直轄）（1地区） ② 水産資源環境整備事業（補助）（2地区）
政策評価の結果の概要	評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとともに、地区採択の必須条件を満たしている（今後満たす予定）。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 特定漁港漁場整備事業 1地区を採択した。 ② 水産資源環境整備事業 2地区を採択した。 計3地区を採択した。

（注） 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-d 参照。

表 14-4-⑤ 新規実施を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

政策の名称	① 自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発 ② 農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発 ③ 水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発 ④ R T・環境抑制技術を活用した農業自動化・アシストシステムの開発 ⑤ アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト
政策評価の結果の概要	本年度に事前評価を行った研究課題5課題すべて、「プロジェクト研究は重要であり、内容は適切」と評価された。これを踏まえ、これら5課題については、平成22年度新規予算要求を実施することとする。
政策評価の結果の政策への反映状況	5課題については、概算要求した。

(注) 研究課題ごとの評価結果は、次表のとおり。

No.	研究課題	評価結果
		総括評価基準： A 重要であり、内容は適切。 B 重要であるが、内容の見直しが必要。 C 不適切。
1	自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発	評価ランク：A 本研究は超多収飼料用米・飼料作物品種の育成、飼料用の稲麦二毛作体系を基軸とした持続的な飼料生産技術、飼料用米多給を中心とした高付加価値畜産物生産技術等を開発するものであり、飼料自給率の大幅な向上、畜産物の高付加価値化、耕作放棄地の解消を図り、食料自給率を向上させる上で重要である。また、飼料自給率向上の実現を研究開発の面から支えるという明確な方針の下、適切な数値目標を設定し、研究成果の生産現場への普及を念頭に、技術開発と並行して農家・普及組織も参画した実証試験を進めることとしており、研究目標及び研究計画は妥当である。 以上により、本研究は重要であり、内容は適切であると判断される。
2	農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発	評価ランク：A 本研究は、農林水産分野における炭素・窒素統合モデルの構築、農地土壌の炭素貯留能向上等、温室効果ガスモニタリング、地球温暖化の影響予測モデルの構築、将来の影響評価、高温障害等に適応する生産安定技術等を開発するものであり、地球温暖化による農林水産業・食品産業、国民生活への影響を緩和させる上で重要である。また、我が国の温室効果ガス排出量削減等に向けた取組に資するため、研究目標を設定し、これまで実施された研究成果を踏まえて適切に課題が構成されており、研究目標及び研究計画は妥当である。 以上により、本研究は重要であり、内容は適切であると判断される。
3	水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発	評価ランク：A 本プロジェクト研究は、高品質な冬作物品種、作物生産性を飛躍的に向上させる圃場の高度化技術、超低コスト作物生産技術を開発するものであり、水田の潜在能力を最大限に発揮させる作物生産技術体系の確立を推進し、我が国農業の競争力強化と食料自給力向上を図る上で重要である。また、食料自給力向上を技術面で支えるという明確な方針の下、関連の開発技術や知見を踏まえ目標を設定し、技術開発と並行して、農家・普及組織を含めた実証試験を進めることとしており、研究目標及び研究計画は妥当である。 以上より、本プロジェクト研究は重要であり、内容は適切であると判断される。
4	R T・高度環境抑制技術を活用した農業自動化・アシストシステムの開発	評価ランク：A 本プロジェクト研究は、我が国の世界に誇る最先端のロボット技術やコンピュータ技術の研究を集積し、各種農作業のノウハウの数値化等による意思決定支援システム、省力化・自動化に資するロボットやアシストシステムの開発を目指している。新たな担い手の確保、大規

		<p>模精密農業の実現、条件不利地における軽労化等の推進、植物工場における生産コスト低減等、我が国農業にイノベーションをもたらす活性化を実現する上で重要な課題である。また、水田・畑作用自動機械、ロボットスーツ等の要素技術等、既存の研究成果や知見を踏まえ研究目標を設定し、実用化に向けた技術の検証や経営評価を行うこととしており、研究目標及び研究計画は妥当である。</p> <p>以上より、本プロジェクト研究は重要であり、内容は適切であると判断される。</p> <p>なお、植物工場では、栽培品目の選定等をはじめ、マーケティングについても考慮する必要がある。また、機械化については、コスト、型式・性能等、日本農業の特色に合わせた日本らしい機械化体系が開発されることを期待する。</p>
5	アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト	<p>評価ランク：A</p> <p>本プロジェクト研究は、先端技術を活用し、これまでにない医薬品作物や医療用新素材等の開発を行うものであり、農業の潜在力の発揮による医療分野への展開、国民のQOL（Quality of Life：生活の質）の向上等を図る上で重要である。また、医薬品等の実用化プロセスを踏まえ、民間への受け渡しが期待できる段階まで研究を進めることを目標に設定し、厚生労働省や関係部局との連携を図りつつ研究を推進するなど、研究目標及び研究計画は妥当である。本プロジェクト研究の成果によって、先端技術の開発・普及につながることを期待する。</p> <p>以上より、本プロジェクト研究は重要であり、内容は適切であると判断される。</p> <p>なお、本研究を進める上では、商品化に向けてのパートナーの選定が重要であり、どのように開発してどのように実用化していくのか、という商品化に向けたルートを明確にしておく必要がある。</p>

表 14-4-⑥ 新規実施を予定している研究制度を対象として事前評価した政策

政策の名称	① レギュラトリーサイエンス新技術開発事業 ② 地域活性化のための技術開発支援事業
政策評価の結果の概要	本年度に事前評価を行った研究制度については、「研究制度は重要であり、内容は適切」と評価された。これを踏まえ、これら2制度については、平成22年度新規予算要求を実施することとする。
政策評価の結果の政策への反映状況	2研究制度については、概算要求した。

(注) 研究制度ごとの評価結果は、次表のとおり。

No.	研究課題	評価結果
		総括評価基準： A 重要であり、内容は適切。 B 重要であるが、制度の仕組み等の内容見直しが必要。 C 不適切。
1	レギュラトリーサイエンス新技術開発事業	評価ランク：A 本研究制度は、食品安全等に関するリスク管理を行う行政部局における危害要因の含有実態等調査にあわせて、試験研究機関が行う分析方法や精度管理手法等に関する試験研究、リスク低減措置の開発等に関する試験研究を実施するものであり、リスク管理の取組を加速化し、国民の関心の高い食の安全を確保するとともに、農林水産業・食品産業への信頼を高める上で重要である。本研究制度の目標は、リスク管理措置に関する国内外の情勢等を踏まえた上で、農畜水産物の安全性を確保するため、速やかに対策を講ずる必要がある重要な危害要因について、リスク低減に必要な技術等を開発し、リスク低減技術の体系化を図るとしており妥当である。また、消費・安全局をはじめ関係機関と連携の下、行政ニーズと研究側のシーズの両面から、課題構成等を常に見直していくことなどにより、本研究制度の仕組みの妥当性は高い。 以上により、本研究制度は重要であり、内容は適切であると判断される。
2	地域活性化のための技術開発支援事業	評価ランク：A 本研究制度は、地域の関係者が、地域の農林水産業、食品産業等の現場からのニーズに即応し、主体的かつ効率的に実用技術の開発を行うことを推進するものであり、地域における技術上の課題の解決、農商工連携の推進等により地域の活性化を図り、農産物・食品の低価格化・高品質化を通じて国民生活の向上等を促進する上で重要である。また、産学官連携を進める競争的研究資金制度としても重要である。本研究制度の目標は、採択課題の当初計画の達成割合という明確な数値目標を設定しており妥当である。また、地域の農林水産業・食品産業の政策課題や現場ニーズに即応していく観点から、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の現場提案型と「研究成果実用化促進事業」を統合するなど既存の事業の見直しを行い、さらに地域の実情に詳しい地方農政局と課題の選定において一部役割分担するなど、より効果的かつ効率的な運用のための改善が行われており、本研究制度の仕組みは妥当である。 以上により、本研究制度は重要であり、内容は適切であると判断される。

表 14-4-⑦ 規制を対象として事前評価した政策

政策の名称	農地転用規制の厳格化（第1種農地の集団性の基準の引下げ）	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>近年、我が国の食料自給率が40%前後で横ばいとなり、かつ、穀物の国際価格の高騰等により世界の食料事情が不安定化している一方で、食料供給の重要な基盤である農地については、農地転用等により我が国の農地面積が減少し続けており、限りある優良農地を確保する必要性が一層高まっていることから、農地法第4条第2項第1号ロ及び第5条第2項第1号ロの「集団的に存在する農地（又は採草放牧地）その他の良好な営農条件を備えている農地（又は採草放牧地）として政令で定めるもの」（以下「第1種農地」という。）の集団性の基準を、「おおむね20ヘクタール以上」から「おおむね10ヘクタール以上」に引き下げる。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	改正後の農地法施行令第11条第1号（良好な営農条件を備えている農地）及び第19条第1号（良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地）
想定される代替案	<p>第1種農地の集団性の基準を仮に10ヘクタール未満の規模とした場合、優良農地の確保という規制目的に比べて規制手段が厳しすぎることとなり、他方、当該基準を10ヘクタール超20ヘクタール未満のいずれかの数値以上の規模とした場合、10ヘクタール以上当該数値未満の集団的な農地が確保できなくなることから、想定される代替案はない。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	<p>現行の転用許可の申請手続に変更はなく、転用許可申請者の遵守費用に大きな変更はないと考えられる。</p>	—
(行政費用)	<p>現行の転用許可の申請手続に変更はなく、転用許可申請者の行政費用に大きな変更はないと考えられる。</p>	—
(その他の社会的費用)	特になし。	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>第1種農地の集団性の基準を引下げるにより、これまで転用が認められてきたおおむね10ヘクタール以上20ヘクタール未満の規模の農地を確保することができる。</p>	—
政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等)	<p>昨今の農地を取り巻く状況等から、優良農地の確保が喫緊の課題となっている中で、本案は、新たな行政費用等を生じることなくこれまで転用されてきた限りある優良農地の確保を可能とするものである。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、平成21年12月15日、農地法施行令を改正案のとおり改正した。</p>	

政策の名称	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の対象となる「米穀等」及び「指定米穀等」の指定	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進するため、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「法」という。）が平成21年4月17日に制定された。</p> <p>これを受け、①譲受け及び譲渡し等をしたときに情報の記録及び保存の対象となる「米穀等」②米穀事業者及び一般消費者に対する産地情報の伝達の対象となる「指定米穀等」を政令で指定し、法の対象範囲を定める。</p>	
想定される代替案	<p>【代替案1】「米穀等」、「指定米穀等」として、米穀のみを指定する</p> <p>【代替案2】「米穀等」、「指定米穀等」として、米穀及び米穀をわずかでも使用している飲食料品すべてを指定する</p>	
規制の費用	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>(遵守費用) 「米穀等」を扱う米穀事業者について、米穀等の取引等に係る記録の作成及び保存のための事務的負担が発生する。 「指定米穀等」を扱う米穀事業者について、指定米穀等の産地を記録し、他の米穀事業者や一般消費者に伝達するための事務的負担が発生する。</p> <p>(行政費用) 米穀事業者に対する報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用が発生する。 また、新しい制度であり、法の目的を達成するためには、対象事業者全てがきちんと取り組む必要があることから、対象事業者への周知を図るための事務及び費用が必要である。</p> <p>(その他の社会的費用) 特になし。</p>	<p style="text-align: center;">代替案</p> <p>【代替案1】 遵守費用は抑制されるが、米穀を原料として仕入れる加工業者、飲食店等についても対象事業者となるので、大幅に抑制されるとは限らない。</p> <p>【代替案2】 本政令案の場合に比べ、対象品目を多くすることとすれば、対象事業者も多くなり、遵守費用が大きくなる。</p> <p>【代替案1】 行政費用は抑制されるが、米穀を原料として仕入れる加工業者、飲食店等が対象事業者に該当することに変わりはなく、大幅に抑制されるとは限らない。</p> <p>【代替案2】 より多くの品目が対象となる結果、対象事業者も多くなるため、報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用並びに対象事業者への周知を図るための事務及び費用が、本政令案より多くなる。</p> <p>【代替案2】 米穀をほんのわずかでも使用している飲食料品をすべて対象とした場合には、事業者が米穀を原材料として使用することを忌避しかねない。</p>
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>1 米穀等に係る食品事故が発生した場合、迅速に回収すべき米穀等を絞り込み、流通経路を特定して回収することが可能であることから、当該米穀等による消費者の健康被害を最小限にすることが可能となる。</p> <p>2 1により問題のある米穀等を絞り込み、迅速に回収することで、米穀等に係る食品事故による経済損失の発生が防止できる。</p> <p>3 米穀等に係る食品事故等が発生した場合、流通経路を遡及し、どの時点で発</p>	<p style="text-align: center;">代替案</p> <p>【代替案1】 米穀は、ごはんとして消費されるだけでなく、もち、せんべい等の飲食料品の原材料としても幅広く利用されていることを踏まえれば、米穀のみを指定することとするのでは不十分である。</p> <p>【代替案2】 米穀を使用している飲食料品をすべて対象とした場合には、対象品目が本政令案より大幅に多くなるため、便益は大きくなると考えられる。</p>

	<p>生したか特定することが可能になるため、原因究明が容易になる。</p> <p>また、流通の透明性が確保され、米穀等と記録を照合することが可能となるため、産地等の偽装が行われにくくなり、偽装の発見が容易になる。</p> <p>4 指定米穀等の産地を一般消費者に伝達すれば、産地情報の入手による一般消費者の利益の増進や、米穀等とその流通への一般消費者の信頼の確保が図られる。</p>	<p>ただし、米穀をわずかしか使用せず、他の原料が大部分を占める飲食料品を対象に含めた場合において、その品目について必ずしも一般消費者が米穀の産地等に関心を持っているとは限らず、一般消費者の利益の増進や信頼の確保につながるとは必ずしも言えない。そのため、便益が本政令案に比べ大幅に大きくなるとは限らない。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関 係の分析等)</p>	<p>本政令における「米穀等」「指定米穀等」の指定する範囲は、規制の便益等の効果は大きく、これに伴う費用は、当該便益に比して合理的で最小限のものといえる。</p> <p>【代替案1】の場合、遵守費用は抑制されるものの、本政令案より大幅に抑制されるとは限らない。一方、米穀がもち、せんべい等の飲食料品の原材料として幅広く流通している実態を踏まえると、規制による便益が不十分なものと考えられる。</p> <p>また、【代替案2】の場合、本政令案と比較して、遵守費用及び行政費用が増加し、社会的費用が新たに生ずる一方で、そのために一般消費者の利益の増進や信頼の確保などの便益が大幅に大きくなることは必ずしも期待できない。</p> <p>したがって、本政令案が最も適切である。</p>	
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成21年11月5日、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令」を制定した。</p>	

表14-4-⑧ 実績評価方式により事後評価した政策

施策名	食品産業の競争力の強化
施策の概要	<p>国民に対し、安全で安心な食料の安定供給を確保するため、個々の食品企業の自由な経済活動を基本としつつ、食品産業の競争力の強化に資する以下の施策を実施する。</p> <p>① 食品製造業の経営基盤の強化 ② 食品流通の効率化 ③ 食品産業の国際競争力の強化</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>食品産業の競争力の強化に当たっては、20年度において施策を進めたところ、各々の目標の達成状況は、「食品製造業の経営基盤の強化」は「おおむね有効」であり、「食品流通の効率化」及び「食品産業の国際競争力の強化」は「有効性の向上が必要」となり、一層の改善が必要である。</p> <p>① 「食品製造業の経営基盤の強化」については、関連する取組を更に推進していくとともに、最近の食の安全に対する要求の高まりに応えるため、HACCP手法の導入等、食品産業における品質管理を強化することが必要である。</p> <p>② 「食品流通の効率化」については、商物分離電子商取引の導入が目標どおり進んでいないことから、市場関係者に対して商物分離電子商取引を導入した市場における経費削減等の効果について、一層の普及を図り、システムの導入を推進する。また、基幹的流通拠点である卸売市場の再編や、食品販売者と生産者との直接取引の強化等を通じ、多様な食品を安定的かつ効率的に供給し、消費者の食品に対するニーズの多様化・高度化に対応していくことが重要である。</p> <p>③ 「食品産業の国際競争力の強化」については、東アジアへの投資促進において対象国の政治不安や世界的な経済状況の悪化の影響を強く受けたものとする。我が国食品産業の健全な発展を図る上での重要性を鑑み、これまでの取組を拡充しつつ、日系食品企業の円滑な事業活動への重点的支援等も強化することが重要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 「食品製造業の経営基盤の強化」については、多様化・高度化する消費者ニーズ、国際化の進展等の中、消費者の多様な需要に的確に対応した安全な食料の安定供給という食品産業の役割を強化するため、地場の農産物、人材、技術等の地域資源を活用するなど特色ある取組を実施する食品企業の創出・実践を支援する必要がある。</p> <p>② 「食品流通の効率化」については、国民生活を営む上で最も基礎的な物資である食品を安定的かつ効率的に消費者に供給するため、卸売市場の整備や、電子商取引、ユビキタス・コンピューティング技術の活用など先進モデルの提示等を推進する必要がある。</p> <p>③ 「食品産業の競争力強化」については、我が国食品産業の国際競争力の強化を図るため、東アジアと共に成長・発展するという視点に立ち、東アジアにおける我が国食品産業の投資促進を図る施策を推進する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 「食品製造業の経営基盤の強化」については、地域段階において食品産業を核とした産学官連携体制である協議会の活動とともに、地域ブロックごとの食料産業クラスター連絡協議会において意見交換等を行うなど、地域の食品産業及び農林水産業等のニーズに即した取組を行っており、効率的に事業を実施している。</p> <p>② 「食品流通の効率化」については、新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業等の実施に関する検討や実施結果の評価において、民間有識者の意見を取り入れること、強い農業づくり交付金においてポイント制による実施効果の高い交付先の選定等を行っており、効率的に推進している。</p> <p>③ 「食品産業の国際競争力の強化」については、東アジアへの投資に関連する諸機関（食品産業界、関係省庁、ジェトロ等）と連携して、情報の収集や提供をし、またセミナーの共催等の取組を実施しており、効率的に事業を実施している。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 「食品製造業の経営基盤の強化」については、20年度の食品産業の景気動向が、売上高動向指数でみると、上半期がプラス3.0、下半期がマイナス2.9となっている中で、食料産業クラスター事業に参画している食品製造企業（119社）の平成20年度の推計製品出荷額は対前年比1.6%増、出荷額動向指数はプラス32.0となっていることから、目標の達成状況は「おおむね有効」となった。</p> <p>② 「食品の流通の効率化」については、商物分離電子商取引を導入している中央卸売市場の割合は平成20年度目標値20%に対し、実績値は13%となり、目標値を達成できなかった。これは、商物分離電子商取引の導入に不可欠となるシステムの整備に初期投資が必要となることから、市場関係者の合意形成が難しかったためであるとする。また、青果ネットカタログ「SEICA」の登録数は20年度目標値11,200件に対し、実績値は11,765件となり、目標値を達成した。以上の結果から、目標の達成状況は、「有効性の向上が必要」となった。</p>

③ 「食品産業の国際競争力の強化」については、平成20年度に東アジアにおける我が国食品企業の現地法人数は、目標618法人に対し、588法人と目標を下回り、目標の達成状況は「有効性の向上が必要」となった。これは、我が国食品企業の進出が最も多い中国における餃子事件やメラミン混入事件の発生、また、中国に次ぐ投資先であるタイでの政治的対立による治安の悪化に加え、世界的な経済の悪化により投資計画の見直しや延期に繋がったものと考えられる。

(反映の方向性)

① 「食品製造企業の経営基盤の強化」については、引き続き、食品産業と農林水産業等との連携の構築による取組を強化するための施策を実施する。

② 「食品流通の効率化」については、市場関係者に対して、商物分離電子商取引を導入した市場における経費削減等の効果について、一層の普及を図り、商物分離電子商取引システムの導入を推進する。

また、卸売市場がこれまで以上に生産・消費両サイドの期待に応えられる効率的な流通システムとして確立するよう、卸売市場の再編を推進することは、流通の効率化に資することから、平成21年度は「再編措置に取り組んだ中央卸売市場の数」を達成目標の指標として設定する。

さらに20年度に実施してきた施策に加え、食品流通分野における共同配送や受発注書類の統一化等を推進する上での問題点の調査・分析や解決方策の検討等を新たに支援する。

③ 「食品産業の国際競争力の強化」については、引き続き、20年度に実施した取組を進めるとともに、新たに、投資に前向きな業種・業界を選定して行う進出可能性調査や投資ミッション団の派遣等の取組を支援する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
目標① 食品製造業の経営基盤の強化	食料産業クラスターの取組による食品製造企業の活性化	-	-	- (おおむね有効)	- (おおむね有効)	- (おおむね有効)	-	多様化・高度化する消費者ニーズ、国際化の進展等の中、消費者の多様な需要に的確に対応した安全な食料の安定供給という食品産業の役割を強化することが重要であるため、食品製造業の経営基盤の強化を目標として設定。
目標② 食品流通の効率化	先進モデルの提示等を通じた食品の流通の効率化	-	-	- (有効性の向上が必要である)	- (有効性の向上が必要である)	- (有効性の向上が必要である)	-	国民生活を営む上で最も基礎的な物資である食品を効率的に消費者に供給するには、食品流通の効率化を図ることが重要であることから、以下の2つの指標を設定。
	a. 商物分離電子商取引を導入している中央卸売市場の割合(※平成20年度から目標設定)	%		-	-	13	40 (22年度)	a. 商物分離電子商取引は、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等にかかる経費削減により物流の効率化に資することから、平成22年度までに全中央卸売市場の40～50%の導入を目標として設定。
	b. 青果ネットカタログ「SEICA」の登録数(※平成20年度から目標設定)	件		-	-	11,765	15,000 (24年度)	b. 青果ネットカタログ「SEICA」は、青果情報・生産者情報・産地情報の収集と蓄積により消費者ニーズに即した生産や食品流通が可能となり、コスト削減が期待されることから設定。
目標③ 食品産業の国際競争力の強化	東アジアにおける我が国食品産業の投資促進(※19年度から目標設定)	法人	531 (17年度)	553 (-)	577 (B)	588 (B)	690 (22年度)	我が国食品産業の国際競争力の強化を図るためには、食品産業の東アジアへの投資促進を図ることが重要であることから、「東アジアに投資している我が国食品産業の現地法人数」を目標として設定。

政策評価の結果の政策への反映状況

① 「食品製造業の経営基盤の強化」については、評価結果を踏まえ、農商工連携の一層の促進を図るため、コーディネーターの活動を強化し、地域レベルの農商工連携の取組を総合的に常時サポートできる体制を構築するとともに、新商品開発等の取組について、農林水産業への効果が大きい取組や異業種との連携による地域ぐるみの取組といったモデル的なプロジェクトに対してソフト・ハード両面での支援を集中的に行うこととし、「未来を切り拓く6次産業創出事業(新規)」のうち販路拡大・価値向上【4,386(0)百万円の内数】を概算要求した。

また、評価結果を踏まえ、HACCP手法の一層の導入促進を図るため、HACCP手法の

	<p>普及・定着のための人材育成研修や一般的衛生管理の徹底を図るための専門家からの助言・指導、基礎的な研修等を支援するため、「未来を切り拓く6次産業創出事業（新規）」のうち品質管理・コンプライアンスの徹底・企業体質の強化【337（0）百万円の内数】を概算要求した。</p> <p>② 「食品流通の効率化」については、評価結果を踏まえつつ、食品流通の効率化・合理化や、流通機能の高度化による付加価値の向上を図る観点から、新技術導入や輸配送の共同化、在庫管理の適正化等食品流通の効率化・合理化を図る上で必要となる調査、検討及び実証並びに一貫したコールドチェーン体制の整備などの品質管理の高度化を図る上で必要な冷蔵設備等の導入などの取組を支援するため、既存予算を統合するとともに新たにメニューを拡充し、「未来を切り拓く6次産業創出事業（新規）」のうち流通の効率化・高度化【457（0）百万円の内数】を概算要求した。</p> <p>③ 「食品産業の国際競争力の強化」については、評価結果を踏まえ、東アジア食品産業活性化戦略に基づき、我が国食品産業の海外進出を促進するため、情報収集・提供、技術的支援、海外現地での政府担当者や専門家（国内外）を招聘した研修やセミナー開催等の取組を支援することとし、「未来を切り拓く6次産業創出事業（新規）」のうち国際展開【1,577（0）百万円の内数】を概算要求した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第169回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	製造業の技術や流通業のノウハウを農業に活用する「農商工連携」を強化するなど、地方の主要な産業である農林水産業の活力を高めます。
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1の（5） 食品産業の競争力の強化に向けた取組	

<p>施策名</p>	<p>主要食糧の需給の安定の確保</p>
<p>施策の概要</p>	<p>主要な食糧である米麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、以下の施策を実施する。</p> <p>① 米の需給の安定の確保 ② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 主要食糧の需給の安定の確保については、「米の需給の安定の確保」及び「麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給」の目標に対し、各政策手段の適切な実施により、米穀の需給の均衡がおおむね図られたこと、また、麦の需給見通しに基づいた輸入及び国内産麦における実需者の求める品質に応じた供給が行われたことから、施策の目的を達成した。</p> <p>これまでの取組を図りつつ、我が国の食料自給力の維持・向上を図るために、これまでの大豆、麦等の生産と併せて、水田で米粉用米や飼料用米の生産を本格的に開始し、「水田フル活用」に取り組むことが重要である。</p> <p>また、事故米穀を二度と流通させないよう再発防止策を継続するとともに、国民の食品安全に関する関心の高まりを踏まえ、食品（米麦）の販売事業者として、消費者へ安全な食料を販売する取組を徹底することが重要である。</p> <p>(必要性) 米及び麦については、主食としての役割を果たし、かつ、重要な農作物としての地位を占めていることから、食糧法に基づき、その需給の安定を図る必要がある。</p> <p>① 「米の需給の安定の確保」については、米の供給が不足する場合に備えた備蓄運営、需給の均衡を図るための需給調整の推進、豊作による過剰米の区分出荷を実施する。</p> <p>② 「麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給」については、毎年、麦の需給見通しを策定し、外国産麦については国内産麦では満たせない国内需要分について安定的な輸入、国内産麦については需要者の求める良品質麦の安定的な供給の確保を行う。</p> <p>(効率性) ① 「米の需給の安定の確保」については、政府所有米穀の保管や運送を実施する業者を選定する際には、一般競争入札を導入する等により、経費節減を図り、効率的な事業運営を実施しているところである。</p> <p>② 「麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給」については、麦の輸入する業者を選定する際に、指名競争入札を行うことにより、経費節減を図り、効率的な事業運営を実施しているところである。</p> <p>(有効性) ① 「米の需給の安定の確保」については、目標に対する達成状況は、「おおむね有効」となった。</p> <p>これは、 ア 消費者への安定供給の確保に資する備蓄運営については、20年7月から21年6月までの1年間の供給量が十分確保されると考えられることから、回転備蓄を基本とする備蓄米の適切な年産更新を行うこととして売買を進めたこと イ 生産調整の実効性確保については、「すべての水稻生産農業者に対して生産数量の目標を通知している地域協議会等の割合」が99%となったこと、また、「全国の需要量に関する情報に対する水稻生産実施計画書を提出している農業者の生産数量目標の割合」については、87%となったこと ウ 豊作時における過剰米の適切な区分出荷については、平成20年10月15日現在の全国の作況指数が102となったことから、全国36道府県で集荷円滑化対策が実施され、このうち34道府県で区分出荷された。この中で、1月中旬までに区分出荷を完了するよう指導した結果、1月15日の区分出荷数量は、区分出荷予定数量10.5万トンに対し、10.1万トンとなった（達成率96%）こと によるものである。</p> <p>② 「麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給」については、目標に対する達成状況は、「おおむね有効」となった。</p> <p>これは、 ア 20年度の麦の輸入量は473万トンとなり、「麦に関する需給見通し」における輸入量の見通し499万トンに比べて95%となったが、国際価格が一時の高騰局面を脱したとはいえ、比較的高水準で推移した中で、主要な輸入先国であるアメリカ、カナダ、オーストラリアの輸出機関・輸出業者と安定輸入について協議を重ねるとともに、当該輸入先国の輸出・在庫状況の把握に努め、必要量を確保するため前倒し買い付けを行ったこと イ 20年産の小麦の品質評価結果は、Aランクが80%となったが、全国的におおむね好天に恵まれて小麦の生育が順調であった中で、水田・畑作経営所得安定対策を活用して農業者が品質の高い小麦の生産に努力したこと によるものである。</p> <p>(反映の方向性)</p>

- ① 「米の需給の安定の確保」については、目標に対する達成状況は「おおむね有効」であることから、引き続き、これまでの取組を図りつつ、我が国の食料自給力の維持・向上を図るために、これまで大豆、麦等の生産と併せて、水田で米粉用米や飼料用米の生産を本格的に開始し、「水田フル活用」に取り組むこととしており、この取組が円滑にスタートできるよう、法律、予算、税制、金融の支援措置を総合的に講じていくこととしている。
- ② 「麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給」については、達成状況は「おおむね有効」であったものの、中長期的な世界の穀物需給は、ひっ迫基調で推移することが懸念されており、引き続き、麦の主要輸入先国であるアメリカ、カナダ、オーストラリアの輸出機関・輸出業者と安定輸入について協議を実施していくこととする。
- また、国産小麦の需要を拡大するためには、需要に即した良品質な国内産麦の生産の推進を図ることが重要であり、引き続き、品質区分に応じた助成を行うことにより、農業者に対して品質の向上の努力を促していくこととする。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
目標① 米の需給の 安定の確保 (※19年度から 目標設定)	消費者への 安定供給の確保 に資する 備蓄運営 生産調整 の実効性 確保 豊作時に おける過 剰米の適 切な区分 出荷	—	—	—	— (おおむ ね有効)	— (おおむ ね有効)	—	米については、主食としての役割を果たし、かつ、重要な農作物としての地位を占めていることから、食糧法に基づき、その需給の安定を図ることとされている。このため、米の供給が不足する場合に備えた備蓄運営を行うとともに、需給の均衡を図るための需給調整の推進、豊作による過剰米の区分出荷を実施することとする。 また、20年産の生産調整については、農政改革三対策緊急検討本部において決定した「当面の生産調整の進め方について」に基づき、行政も農協系統等と適切に連携して、全都道府県・全地域で生産調整目標を達成するよう全力をあげることとしたところである。
目標② 麦の需給の 安定の確保 及び良品質 な国内産麦 の供給 (※19年度から 目標設定)	需給見通し に即した 外国産麦 の安定供給 需要に応 じた良品 質な国内 産麦の供 給	—	—	—	— (おおむ ね有効)	— (おおむ ね有効)	—	麦については、米と並んで主食としての役割を果たすとともに、我が国農業において重要な農作物としての地位を占めている。このため、食糧法に基づき、毎年、麦の需給見通しを策定し、これに即して、麦の安定供給を図ることとする。 このうち、外国産麦については、国内産麦では満たせない国内需要分について安定的に輸入するとともに、国内産麦については、需要者の求める良品質な国内産麦の供給の確保を図ることとする。

政策評価の結果
の政策への反映
状況

- ① 米の需給の安定の確保については、評価結果を踏まえ、主に消費者への米の需給の安定供給の確保に資する備蓄運営を図るため、政府買入れ・売渡しを実施する費用として、「米買入費」【214,612百万円(233,987百万円)】を引き続き概算要求した。
- ② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給については、評価結果を踏まえ、
ア 麦の需給の安定を確保するため、外国産麦の計画的な買入れを実施する費用として「麦買入費(継続)」【259,568百万円(308,442百万円)】
イ 良品質な国内産麦の供給を確保するため、水田・畑作経営安定所得対策のうち、生産条件不利補正対策を行う費用として、「生産条件不利補正対策交付金(継続)」【154,906百万円(154,906百万円)の内数】
を引き続き概算要求した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1の(6) 食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障 第3の2の(5)のア 多様な経営発展の取組の推進

<p>施策名</p>	<p>食の安全及び消費者の信頼の確保</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考えの下、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てるよう、以下の施策を実施する。</p> <p>① 食品の安全性の確保 ② 家畜伝染病等の対策 ③ 植物防疫対策 ④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理 ⑤ 消費者の信頼の確保</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 安全な食料の安定供給や国民の健康保護には、有害化学物質・微生物等に汚染された食品による健康被害を未然に防止するための「食品の安全」を確保する取組のほか、動植物検疫等に関する施策を含めた「食の安全」を確保する取組が重要である。これに加えて、食品表示の適正化等消費者の信頼を確保するための取組を実施することにより、消費者にとって安心できる食生活の実現につながっていくこととなる。</p> <p>食の安全に関する目標については、このような考え方にたてば、おおむね達成していると考えられ、目標が達成された状態を維持し、未然に健康への悪影響を防止することが重要であることから、今後とも、科学的な根拠に基づいたリスク分析の考え方に従い、着実に施策を推進していくことが必要である。</p> <p>消費者の信頼確保に関する目標については、達成状況は「Aランク」となったものの、一部の事業者が引き起こした、うなぎやたけのこ水煮等における悪質性のある産地偽装等が食品Gメンの働きによって明らかになり、食品表示に対する消費者の信頼を揺るがす事案が発生したことから、消費者が正確な情報に基づいて食品の選択ができるよう、食品関連事業者に対する監視・指導を強化する必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 「食品の安全性の確保」については、農業生産現場等におけるリスク管理措置により、国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因の摂取を、国民の健康に影響のない程度に抑制する必要がある。</p> <p>② 「家畜伝染病等の対策」については、家畜伝染病等の発生の予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じる必要がある。</p> <p>③ 「植物防疫対策」については、安全な農作物の安定供給に支障を来すおそれのある病害虫の侵入防止を確実に図るとともに、発生した場合には、駆除・まん延防止措置を適切に講じる必要がある。</p> <p>④ 「遺伝子組換え農作物の環境リスク管理」については、遺伝子組換え農作物の使用が我が国の生物多様性（野生動植物の生態系等）に影響を及ぼさないよう未然に防止する必要がある。</p> <p>⑤ 「消費者の信頼の確保」については、消費者の信頼の確保のために食品表示の適正化を推進する必要がある。</p> <p>(効率性) 食品の有害化学物質等による健康被害、家畜や農産物等への伝染病及び遺伝子組換え農産物による生物多様性への影響をその発生前に防止することは、国民の深刻な健康被害や様々な段階での経済的な損失を軽減し、それらを最小限に抑えることを可能とする上で効率的である。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 「食品の安全性の確保」については、国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因のうち、一定以上のデータの蓄積があるカドミウム等について食品からの摂取量を推定した結果、危害要因の推定摂取量が、摂取許容量を下回ったことから、目標の達成状況はおおむね有効となった。</p> <p>② 「家畜伝染病等の対策」については、国内における発生予防及び海外伝染病の侵入防止が的確になされるとともに、発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数が0件となったことから、目標の達成状況はおおむね有効となった。</p> <p>③ 「植物防疫対策」については、我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止が的確になされるとともに、法令に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数が0件となったことから、目標の達成状況はおおむね有効となった。</p> <p>④ 「遺伝子組換え農作物の環境リスク管理」については、カルタヘナ法に基づく緊急発動件数は、0件であり、目標の達成状況はおおむね有効となった。</p> <p>⑤ 「消費者の信頼の確保」については、平成20年度において食品表示の遵守状況を調査した店舗については、適正表示率の改善が見られたことから、目標の達成状況は「Aランク」となった。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① 「食品の安全性の確保」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となったことから、引き続き有害化学物質、有害微生物による食品等の汚染実態の調査や必要な試験を実施するとともに、その結果、必要と考えられる場合には、農業生産現場等におけるリスク管理措置を検討、実施する。</p>

- ② 「家畜伝染病等の対策」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となったものの、
- (1) 家畜伝染病については、高病原性鳥インフルエンザの発生が世界的に続いていることから、引き続き、海外伝染病の水際における検疫体制の整備、家畜伝染病予防法に基づく伝染性疾病の発生の監視と発生時の迅速な防疫措置、生産現場における疾病の清浄化及び防疫演習の実施などによる危機管理体制の構築等の防疫体制の強化
 - (2) 養殖水産動物の特定疾病については、コイヘルペスウイルス病などの発生が続いていることから、引き続き、都道府県が実施するまん延防止措置の支援等を講ずるとともに、コイ春ウイルス血症など国内未侵入の疾病についても調査・研究を進め、水産防疫制度の強化を図る。
- ③ 「植物防疫対策」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となったものの、今後とも病害虫の侵入・まん延を防止する必要があることから、引き続き
- (1) 病害虫の危険度解析に基づいた輸入検疫及び国内の一部に発生する病害虫の移動規制
 - (2) 発生予察情報等に基づく適時適切な防除指導
- を講じる。
- ④ 「遺伝子組換え農作物の環境リスク管理」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となったものの、
- (1) 遺伝子組換え農作物の海外での栽培面積は、大豆、トウモロコシ、ナタネ等を中心に毎年増加しており、最新の調査結果（2008年）でも昨年に比べ9.4%の割合で増加していること
 - (2) 近年、開発途上国で遺伝子組換え農作物の開発・実用化が活発化していることから、我が国へ未承認の遺伝子組換え農作物が非意図的に輸入され、その農作物が国内で栽培されることや、輸入港及びその周辺の幹線道路等におけるこぼれ落ちを通じて我が国の生態系に悪影響を及ぼす危険性が非常に高まっていること
 - (3) 遺伝子組換え農作物等の承認申請の量的な増大に加え、申請内容が質的にも多様化することが予想されること
- から、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ちや生育等の実態調査について調査範囲及び調査対象作物の拡大、精度管理の国際基準を満たす検査機関へ検査を依頼することによる分析精度の向上等の拡充、また、海外における遺伝子組換え農作物の開発・栽培状況の的確な把握や水際検査に必要な検出手法の開発等を行うとともに、審査体制の充実・強化を図ることによりリスク管理を強化し、施策の推進を図る。
- ⑤ 「消費者の信頼の確保」については、目標の達成状況は「Aランク」となったことから、食品表示Gメン等による監視等を引き続き行うとともに、表示制度の周知に代え、加工食品の原料供給者を含めた食品事業者が適正表示を行う上での必要な事項等を学習する機会を設けるなど、食品事業者向けの新たな取組を実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
目標① 食品の安全性の確保	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。	-	-	- (おおむね有効)	- (おおむね有効)	- (おおむね有効)	-	科学的枠組みに則って実施したサーベイランスの結果等により、国産農産物等の汚染の実態が明らかにされた危害要因としては、米に含まれるカドミウム(重金属)、小麦に含まれるデオキシニパレノール(かび毒)、醤油中のクロロプロパノール(調味液の化学的な製造過程で生成される不純物)及び魚介類に含まれるダイオキシン類等があるが、食品の安全確保に係る施策の効果を把握・評価するため、これら代表的な危害要因の摂取量を各種実態調査の結果を用いて推計し、指標として用いることとし、推定摂取量が摂取許容量を超えていないことを目標として設定する。
目標② 家畜伝染病等の対策	国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0	-	-	- (おおむね有効)	- (おおむね有効)	- (おおむね有効)	-	万が一国内で未発生の家畜伝染病等の発生があった場合には、我が国での常在化を防止することが重要であることから、法令等に基づき適切なまん延防止措置が図られているかを重点において目標として設定する。一方、既に、我が国で発生が確認されている家畜伝染病等については、発生の際に法令等に基づきまん延の防止等の適切な措置が

		件とする。							講じられ、清浄化の推進が図られていることを重点において目標として設定する。
目標③ 植物防疫 対策	我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。	-	-	(おおむね有効)	(おおむね有効)	(おおむね有効)	-	-	植物防疫が適切に実施されたことを評価する観点から、法令等に基づき適切なまん延防止措置が図られているかを重点において目標として設定する。また、万一病害虫の侵入があった場合に、法令等に基づいて執ることとされているまん延防止措置が適切に図られることを目標として設定する。
目標④ 遺伝子組換え農作物の環境 リスク管理	遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。	-	-	(おおむね有効)	(おおむね有効)	(おおむね有効)	-	-	未然防止に重点を置いたリスク管理措置の適切な実施により、緊急措置を発動する必要がない状態を維持していくことが望ましいことから、こうした望ましい状態の維持、すなわち緊急措置の発動件数0件の維持を目標として設定する。
目標⑤ 消費者の 信頼の確 保	食品表示の遵守状況の確実な改善：10年後に適正表示率が85%にするために5年(20年度)で不適正表示率(現状値15年度:25.3%)を2割削減する。	%	25.3 (15年 度)	10.9 (A)	10.5 (A)	9.7 (中間値 (A)	20.0 (20年度)	-	10年後に適正表示率が10%向上(85%)することを目指し、まず、20年度までに恒常的な調査(一般調査)における不適正表示率(15年度25.3%)を2割削減することを目標として設定する。

政策評価の結果の政策への反映状況

○ 予算要求

① 「食品の安全性の確保」については、評価結果を踏まえ、引き続きカドミウム等有害化学物質やカンピロバクター等有害微生物による農畜水産物の汚染低減を図ることとし、実施指針の策定等を通じた化学に基づくリスク低減対策の推進に必要な実態調査等を実施するため、「食品安全確保調査・試験事業(拡充)」【981(1,038)百万円】を概算要求した。

② 「家畜伝染病等の対策」については、評価結果を踏まえ、引き続き家畜の伝染病の我が国への侵入防止と国内での発生・まん延防止の徹底を推進するため、「動物検疫所の検疫事業費(拡充)」【1,105(1,008)百万円】、「家畜伝染病予防費(継続)」【3,590(3,590)百万円】、「家畜衛生対策事業(継続)」【2,330(2,560)百万円】を概算要求した。また、魚介類における伝染病の発生予防及びまん延防止のため、水産用医薬品の開発促進や我が国に未侵入の疾病による、我が国水産動物に対するリスクの評価に必要な感染試験等を行うため、「水産防疫技術対策事業(継続)」【44(44)百万円】、「養殖衛生対策推進事業(継続)」【88(88)百万円】を概算要求した。

③ 「植物防疫対策」については、評価結果を踏まえ、引き続き作物に有害な病害虫の我が国への侵入防止と国内での発生・まん延防止の徹底を推進するため、植物防疫所で検査を行うとともに、新たな病害虫の出現等に対応するため、「植物防疫所検疫事業費(拡充)」【1,452(1,474)百万円】、「発生予察の手法検討事業(新規)」【91(0)百万円】を概算要求した。

④ 「遺伝子組換え農作物の環境リスク管理」については、評価結果を踏まえ、引き続き遺伝子組換え農作物等の適切な管理の推進を図ることとし、リスク分析を用いた未承認遺伝子組換え農作物等の管理の確立を図るため、「遺伝子組換え農作物リスク管理強化事業委託費(継続)」【26(26)百万円】を概算要求した。

⑤ 「消費者の信頼の確保」については、評価結果を踏まえ、引き続き食品表示について監視・指導を徹底するとともに、食の安全に関する情報・相談活動を強化するため、「食品表示適正化対策事業委託費(継続)」【94(94)百万円】、「食品表示適正化推進事務費(拡充)」【213(163)百万円】、「食品表示適正化推進分析事務費(継続)」【34(34)百万円】を概算要求した。

○ 組織・定員要求

評価結果を踏まえ、農産物に含まれる有害物質のリスク管理の効率的な推進体制の強化を図るため、必要な定員を要求した。(定員要求：3名)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1(1) 食の安全及び消費者の信頼の確保

<p>施策名</p>	<p>望ましい食生活の実現に向けた食育の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>食について自ら考え、判断ができる能力を養成する食育を推進し、望ましい食生活の実現を図るため、以下の施策を実施する。</p> <p>① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上</p> <p>② 市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>望ましい食生活の実現に向けた食育を推進するため、「食事バランスガイド」と「教育ファーム」の普及を図ることは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、国民自らが食生活を見直しバランスのとれた食生活の実現につながり、結果として食料自給率の向上に寄与するものとして重要である。</p> <p>「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合については、達成状況が「Bランク」、「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」については、達成状況が「Aランク」となったことから、望ましい食生活の実現に向けた食育について一定の推進が図られていると考えられる。他方、「食事バランスガイド」については、国民の各世代自らが進んで栄養バランスの改善に取り組むことが可能となるよう、全国・各地域段階での普及活動を一層強化するとともに、「食事バランスガイド」の実践メリットをより受け入れやすい形で提供するなど、より効果的な普及方法の工夫を図る必要がある。</p> <p>食育を推進するためには、食育基本法、食育推進基本計画に基づき、今後とも栄養の偏り、食習慣の乱れ、伝統ある食文化の継承等の課題について、内閣府をはじめとして厚生労働省、文部科学省等の関係府省と連携・協力して取り組むことも重要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合については、国民が、自らの食生活を見直し、栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるよう、平成17年6月に決定された「食事バランスガイド」の普及・活用に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>また、このような取組が、結果として食料自給率の向上に寄与することから、重点的に取り組む必要がある。</p> <p>② 「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」については、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等のため、市町村、学校、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組を推進する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合については、食育に熱心に取り組もうとしている地区を選定し、集中的・重点的な取組に対し必要な支援を行うとともに、こうした優良なモデル的取組の内容とその効果を全国に普及し、効率的に推進している。</p> <p>② 「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」については、モデル事業での取組等の優良事例を研修会やセミナー等で紹介するなど、市町村等に対し積極的に教育ファームの狙いや意義を浸透させることで、地域関係者が連携して作成する教育ファーム推進計画の策定が促されており、効率的な推進が図られている。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合については、パンフレット等の内容に、食生活を見直す際に取り入れやすい実践的な内容が不足していたことや、地域によっては管理栄養士や企業の管理職等の情報提供者の理解が十分ではなかったことから、目標に対する達成状況は「Bランク」となった。</p> <p>② 「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」については、地方農政局、地方農政事務所等を通じて、市町村等の関係者に教育ファームに関する情報提供や理解を促す働きかけを重点的に行ったことにより、教育ファームの狙いや意義などが浸透してきたこと等から、目標に対する達成状況は「Aランク」となった。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合については、目標に対する達成状況は「Bランク」となったことから、パンフレット等の内容について配布対象者が食生活を見直す際に取り入れやすいより実践的な内容に見直しを行う。</p> <p>また、情報提供を一方的に行うシンポジウムへの支援を廃止し、管理栄養士や企業の管理職等地域における情報提供者向けの「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活に関する食育推進学習会、消費者参加型・体験型の展示等への支援を行う。</p> <p>② 「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」については、目標に対する達成状況は「Aランク」となったことから、以下を中心に取組みを推進する。</p>

- (1) 地方農政局、地方農政事務所等が、市町村等の関係者に対し、モデル事業等で収集した優良事例の紹介や関係者間の調整を円滑に進めるための具体的な助言等を行い、教育ファームの取組への理解及び教育ファーム推進計画の策定を促す。
- (2) 教育ファーム実施主体に対する研修や実施マニュアルの充実、参加者の理解を助けるための教材の作成、ホームページやメディア等を活用した教育ファームのPRを行う
- (3) 20年度は市町村等の関係者に対して教育ファームの理解を促す働きかけを重点的に行ったことから、今後は教育関係者をはじめとする幅広い関係者の理解が得られるよう他省庁等との連携を一層強化することを検討する

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
目標① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	%	4.5 (17年度)	7.8 (B)	10.6 (B)	18.0 (B)	30 (22年度)	望ましい食生活の実現を図るため、食事の望ましい組み合わせやおおよその量を分かりやすくイラストで示した「食事バランスガイド」を普及している。 そのため、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の増加を目標とし、平成22年度に30%とすることを目標値とする。
目標② 市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加	市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合	%	-	-	-	9.2 (A)	60 (22年度)	教育ファームは、地域単位で計画を作成し、市町村、学校、農林漁業者等の異なる分野の関係者が連携して取り組むことで、より充実した活動を行うことができると考えられる。 このため、「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合」の増加を目標とし、平成22年度は60%とすることを目標とする。

政策評価の結果の政策への反映状況

- ① 「「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上」については、評価結果を踏まえ、全国的なキャンペーンの展開や広域的、先端的、モデル的に食育に取り組む活動に対する支援等を行うため「食育実践活動推進事業（新規）」【1,550（0）百万円の内数】を概算要求した。
- ② 「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」については、評価結果を踏まえ、食育の一環として教育ファームを推進するため、「食育実践活動推進事業（新規）」【1,550（0）百万円の内数】を概算要求した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1 (2) 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進
食育推進基本計画	平成18年3月31日	第2の2 食育の推進の目標に関する事項
21世紀新農政2007	平成19年4月4日	Ⅲ. 2. 農林漁業体験活動を通じた食や農への理解

<p>施策名</p>	<p>国産農畜産物の競争力の強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者や食品製造業、外食産業などの実需者の多様なニーズに応じた農畜産物を効率的・安定的に生産できる体制を確立するため、以下の施策等を実施する。</p> <p>① 米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストの低減 ② 麦の新品種の作付面積のシェアの拡大 ③ 指定野菜の加工向け野菜の出荷数量の増大 ④ 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮 ⑤ 効果的・効率的な普及事業の推進</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>国産農畜産物の競争力の強化を図るため、多様なニーズに応じた農畜産物を効率的・安定的に生産し、競争力の高い生産体制の確立に向け、農畜産物の生産コストの低減、品質の改善、加工・業務用向け用途の拡大、知的財産の利活用等の大きな施策の視点に重点を移しながら、かつ各施策を有機的に連携し、推進していくことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産コストの低減については、概ね目標を達成しているが、今回評価に使用したデータの大半は19年度であり、20年度については、燃油・肥料、飼料の価格の急騰など生産コストを押し上げる要因があり、その影響が予想される。今後は、このような経済社会環境の変化にも柔軟に対応できるよう、更なる生産体制構築の強化、例えば、未利用資源の有効活用、省資源・省エネルギー型農業の推進等が大きな課題である。 農畜産物の品質の改善、加工・業務用向け用途の拡大については、実需者ニーズに応じ得る生産体制の確立が遅れており、輸入にシフトした需要を国産に転換するため、実需者側との連携や、流通加工用向けの生産体制の確立など産地側の体制改革の推進が重要な課題である。 知的財産の利活用については、農畜産物の価値向上のための有効な政策ツールであり、このことが現場段階でも認識されつつあるところ。このため、育成者権に関する取組だけでなく、農畜産物全体について、知的財産権の取得・保護・活用を促す政策推進が重要な課題となる。 なお、育成者権の保護に資する「植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮」については、達成ランクがCランクとなったことから、政策手段別評価における評価結果等を踏まえ、目標達成に向けて施策を見直す必要がある。 新技術や知識の普及については、市町村合併、JAの統廃合等により、指導力の脆弱化が懸念される中で、普及指導員の役割は重要であり、関係機関との連携も図りながら、効果的で効果的な普及事業の推進が重要な課題である。 <p>(必要性)</p> <p>① 「米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストの低減」については、価格競争力を高めるため、低コスト・省力化技術の導入、担い手の育成等に向けた施策を推進することにより、労働費や生産資材費を低減する必要がある。</p> <p>② 「麦の新品種の作付面積のシェアの拡大」については、実需者が望む品質に応じた生産が十分に行われていないことから、良品質の新品種への作付転換を推進する必要がある。</p> <p>③ 「指定野菜の加工向け野菜の出荷数量の増大」については、近年、輸入野菜が増加傾向にある中、輸入品に対抗するため、加工向け国内産野菜の出荷数量を増大させる必要がある。</p> <p>④ 「植物新品種の品種登録に係る平均審査期間」については、育成者権の保護・活用を早期に図るため、短縮する必要がある。</p> <p>⑤ 「効果的・効率的な普及事業の推進」については、高度な技術と高い経営能力をもった担い手を育成・確保することにより、農業の持続的な発展を図るため、農業者に対して地域の特性に応じた新技術や当該技術に関する知識を効果的・効率的に普及指導する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 「米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストの低減」については、各地域の産地強化計画等に基づいて関係者が一体となって地域の主体的な取組を進めるとともに、効果の高いものや先進的なモデル性を有するものを優先して支援する等効率的に推進している。</p> <p>② 「麦の新品種の作付面積のシェアの拡大」については、各地域の産地強化計画に基づいて関係者が一体となって取り組むとともに、同計画の実施に当たり、新品種の導入に対応した施設整備や技術導入等が必要となる場合には、強い農業づくり交付金により効果の高い取組に対して優先して支援すること等が可能となっており、効率的に推進している。</p> <p>③ 「指定野菜の加工向け野菜の出荷数量の増大」については、輸入品が増加し定着しつつある品目（寒玉系キャベツ、府県産たまねぎ、冬レタス、パプリカ、さといも、かぼちゃ、ごぼう）を中心に実需者ニーズに対応した品種や栽培方法の実証試験を支援しており、効率的に推進している。</p> <p>④ 「植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮」については、新しい品種登録システムの導入が、データの移行・移行後の確認に予想以上に手間取り、本格稼働が約半年遅くなったことから、20年度の事業の効率性に問題があった。</p> <p>⑤ 「効果的・効率的な普及事業の推進」については、地域の実情を踏まえた取組課題の重点化、農業協同組合が行う営農指導との適切な連携、試験研究機関との一体的な取組推進等を図ることにより、効率的に推進している。</p>

(有効性)

- ① 「米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストの低減」については、各品目とも概ね目標水準が達成された。これは、新品種・新技術やコスト低減に資する機械・施設の導入、規模拡大等を推進したことによるものである。
- ② 「麦の新品種の作付シェアの拡大」については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、品質や収量性の優れた新品種の導入に向けた取組等を前年度に引き続き推進したことによるものである。
- ③ 「指定野菜の加工向け野菜出荷数量の増大」については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、加工・業務用野菜の出荷推進のため、各地域における実需者ニーズに合った品目別、用途別規格の周知や産地と実需者との交流会の実施による取引機会の創出等を推進したことによるものである。
- ④ 「植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮」については、20年度から導入した新たな品種登録システムが、データの移行・確認に予想以上に手間取り、本格稼働が遅れたため、平均審査期間が2.6年(2.589年)となり、目標の達成状況はCランクとなった。このため政策手段別評価を実施した結果、品種登録システムの本格稼働後は、審査期間の短縮(2.52年)が図られており、一定の有効性が認められた。
- ⑤ 「効果的・効率的な普及事業の推進」については、目標の達成状況はBランクとなった。これは、技術の普及に関する課題においては、天候不順による所得低下等に起因する農業者の新技術導入意欲の低下、担い手の育成に関する課題においては、燃油・肥料をはじめとする資材価格の高騰等経営環境の悪化による認定農業者の育成・確保の遅れ等によるものと考えられる。

(反映の方向性)

- ① 「米、大豆、生乳、肉用牛及び飼料作物の生産コストの低減」については、今後、更なる低減を図るため、
 - (i) 米については、カントリーエレベーター等の共同乾燥施設の利用率向上による利用料金の低下の促進、及び同施設を拠点とした担い手育成等の取組に関する計画の着実な実施とより高い効果の発揮に向けた計画内容の見直し、
 - (ii) 大豆については、地方農政局ブロックごとに設定した大豆300A技術等新技術の普及目標の達成に向けた地方農政局、都府県、産地の各段階における現地検討会や栽培技術講習会の開催、パンフレットの作成、
 - (iii) 生乳及び肉用牛については、搾乳・ほ乳ロボットの導入やコントラクターの活用、
 - (iv) 飼料作物については、青刈りとうもろこしの生産拡大や生産性の低下した草地への優良品種の導入による高位生産性草地への転換促進等を実施する。
- ② 「麦の新品種の作付シェアの拡大」については、ブロック協議会における新品種の評価活動等を通じた、実需者と連携した計画的な新品種の導入に向けた取組等を実施する。
- ③ 「指定野菜の加工向け野菜の出荷数量の増大」については、加工食品や外食の原材料として、国産野菜の安定供給・利用拡大を担う生産者、流通業者(中間事業者)、食品製造業者、外食事業者等が連携した国産原材料の安定的な供給連鎖(サプライチェーン)の構築等を実施する。
- ④ 「植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮」については、審査官の効率的配置、19年度に開発した品種登録システムの本格活用、海外審査データの活用を図るため審査基準の国際標準化に向けた取組を実施する。
- ⑤ 「効果的・効率的な普及事業の推進」については、引き続き、協同農業普及事業交付金を維持し、全国的な普及事業の推進体制の整備を図ることに加え、担い手のニーズに応じた普及事業の効果的・効率的な推進を図るため、
 - (i) 普及組織を中心とした産学官連携を含む地域の関係機関の連携の強化
 - (ii) 普及指導員の資質向上(技術指導力及びマーケティング等の販売・流通面の指導力等)
 - (iii) 普及指導員の指導力を補完し合う広域的な連携システムの構築等の取組を実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・ 考え方
				18年度	19年度	20年度		
米の生産コスト	米60kg当たり生産コストを25%低減	千円/60kg	17.4 (15年度)	16.3 (A)	15.9 (A)	-	13.0 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
大豆の生産コスト	大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減	千円/60kg	23.3 (15年度)	21.3 (A)	19.5 (A)	-	17.2 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
生乳生産コスト	生乳100kg当たり労働費を2割程度低減	円/100kg	2,018 (15年度)	1,911 (A)	1,865 (A)	-	1,614 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。

肉用牛生産コスト	生体100kg当たり労働費を2割程度低減	円／100kg	11,323 (15年度)	10,490 (A)	10,295 (A)	—	9,058 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
飼料作物生産コスト	1TDNkg当たり労働費を3割程度低減	円／TDNkg	48.2 (15年度)	44.6 (A)	44.3 (暫定値) (B)	—	33.7 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
麦の新品種作付シェア	加工適正が高い等良品質な麦の新品種の作付面積のシェア(都道府県)	%	12.1 (16年度)	18.4 (A)	23.1 (A)	26.8 (A)	45.0 (27年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。
指定野菜(ばれいしょを除く)の加工向け野菜の出荷数量	指定野菜の加工向け出荷数量	万トン	65.9 (17年度)	68.6 (A)	71.2 (A)	—	71.0 (20年度)	食料・農業・農村基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。 ※ 平成18年度までの目標は、前年度の実績値を超えること。
植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	年	3.2 (17年度)	2.9 (A)	2.9 (A)	2.6 (2.589) (C)	2.5 (20年度)	21世紀新農政2006の目標を目標値として設定する。
効果的・効率的な普及事業の推進	普及指導センターが普及課題ごとに設定した目標の達成率が100%となること	%	—	96.8 (A)	90.0 (A)	89.9 (B)	100 (平成21年度までの各年度)	高度な技術と高い経営能力を身につけた農業経営に発展させるため、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及や農業者の農業技術及び経営管理能力の向上等を通じた担い手の育成を推進することは、普及事業の基本的な課題であり、また、これらは、「食料・農業・農村基本計画」においても、普及事業が貢献すべき分野として位置付けられている。 また、「協同農業普及事業の運営に関する指針」(平成16年11月30日農林水産省告示)の第1の1においては、普及指導活動の基本的な課題として、「農業の担い手に対し、地域の特性に応じて、試験研究機関等で開発された高度な農業の技術及び当該技術に関する知識の普及指導を行う」こと等が位置付けられていることから、達成目標を、普及センターが技術の普及及び担い手の育成に関する課題ごとに設定した目標の達成率として、以下のとおり設定する。 a. 技術の普及に関する課題 :100% b. 担い手の育成に関する課題 :100%
	a. 技術の普及に関する課題			a.97.7	a.90.9	a.92.4		
	b. 担い手の育成に関する課題			b.96.0	b.89.0	b.87.4		

政策評価の結果の政策への反映状況

国産農畜産物の競争力の強化を図るためには、生産段階におけるコスト低減を推進するとともに消費者・実需者のニーズに的確に対応した、新鮮で高品質かつ安全な農畜産物を安定的に供給できる体制を構築することが重要である。

このため、

① 「飼料作物の生産コスト低減」については、評価結果を踏まえ、一層の単収向上等を進める必要があることから、地域に適合した牧草の優良品種の導入や土壌分析に基づく草地の改良により、生産性の低下した草地を高位生産性草地等へ転換する取組を一層推進するため、「草地生産性向上対策事業(新規)」【1,107百万円】を概算要求した。

② 「指定野菜の加工向け野菜の出荷数量の増大」については、多様なニーズに対応した国産原材料の安定的なサプライチェーン構築に向け、産地・食品流通・製造業者等による一体的な取組を支援するため「農業所得向上新分野支援対策事業」【5,903(5,988)百万円】を概算要求した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第1の1の(2) 多様化・高度化する消費者・実需者ニーズへの対応 第2の4の(2) 生産努力目標

の)			<p>第3の2の(1) 望ましい農業構造の 確立に向けた担い手の育成・確保 第3の 2の(5)のイ 農業と食品産業 との連携の促進 2の(6)のア 生産現場のニー ズに直結した新技術開発・普及 2の(6)のウ 農業生産資材の 生産・流通及び利用の合理化</p>
----	--	--	---

<p>施策名</p>	<p>環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換</p>
<p>施策の概要</p>	<p>我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制を構築するため、以下の施策等を実施する。</p> <p>① 水稻の10a当たりのたい肥施用量の増加 ② 持続的な農業生産に取り組む農業者（エコファーマー）の育成・増加</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境と調和のとれた持続的な農業生産体系を構築することが重要である。</p> <p>評価の結果、達成状況がCランクとなった「水稻の10a当たりのたい肥施用量の増加」については、今般の施策の分析により明らかになったたい肥の施用量の低減要因^(※)を踏まえ、21年度の目標設定に当たっては、施策の実施結果を適切に反映することが可能となる指標「水稻栽培面積に占めるたい肥施用面積の割合の増加」に変更することとした。</p> <p>今後は、地球温暖化防止や生物多様性の保全等にも資する農業生産方式の導入促進を図っていくことが重要となっていることから、農業環境規範の普及・定着や持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための施策と併せ、たい肥の利活用の推進に役立つたい肥生産技術の普及やモデル的な取組への助成、技術指針の策定や技術指導の促進等により、家畜排せつ物の有効利用等による土づくりの推進を図り、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減のみならず、農地土壌による炭素貯留など農業が有する多様な環境保全機能の向上を図っていく必要がある。</p> <p>〔 ※ 生産費調査においてたい肥の施用量が減少した要因を検証したところ、一部の標本農家がたい肥の過剰施肥を是正したことも大きく影響していることが判明したが、このようなたい肥の施用量の適正化は、現在の指標では適切に評価されない。 〕</p> <p>（必要性）</p> <p>① たい肥の施用は、化学肥料・農薬の低減のみならず土壌炭素の貯留を通じた地球温暖化の防止、有機性資源の循環利用の促進等の環境保全機能の向上に高い効果を有するなど環境保全型農業の基本となる技術である。近年その施用量は減少傾向にあることから、各種施策を講じることによりたい肥施用による土づくりの取組を拡大していく必要がある。</p> <p>② 「持続的な農業生産に取り組む農業者の育成・増加」については、我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していく上で、たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の低減に一体的に取り組もうとする農業者（エコファーマー）の認定を進め、環境保全型農業に取り組む農業者を拡大していく必要がある。</p> <p>（効率性）</p> <p>① 「水稻の10a当たりのたい肥施用量の増加」については、耕種農家及び畜産農家との連携などの効果的・モデル的な取組に対して優先的に支援を行う等、効率的な推進が図られている。</p> <p>② 「持続的な農業生産に取り組む農業者の育成・増加」については、有機農業等環境保全効果の高い先進的な生産方式の導入に向けた地域ぐるみ・農業者ぐるみでの取り組みに対して支援を行うこと等により、効率的な推進が図られている。</p> <p>（有効性）</p> <p>① 「水稻の10a当たりのたい肥施用量」については、目標の達成状況はCランクとなった。これは高齢化等によるたい肥散布労力の不足等の要因はあるものの、調査対象農家の一部がたい肥の過剰施用を是正したことが大きかったことによる。</p> <p>② 「持続的な農業生産に取り組む農業者の育成・増加」については、目標の達成状況はAランクとなった。これは、これまでの普及啓発活動、都道府県による指導・助言や支援措置の成果によるものと考えられる。中でも、環境と調和のとれた農業生産に対する意識の向上、持続性の高い農業生産方式を構成する技術の追加やエコファーマーの認定を要件の一つとしている農地・水・環境保全向上対策の導入の影響が大きいと考えられる。</p> <p>また、エコファーマー認定の効果について調査を行ったところ、たい肥の施用量が増加するとともに、化学肥料や農薬の低減が図られており、農業生産活動に伴う環境への負荷は着実に低減している。</p> <p>（反映の方向性）</p> <p>① 「水稻の10a当たりのたい肥施用量」については、現在の目標では、たい肥の施用量の適正化の取組が適切に評価されないため、「水稻栽培面積に占めるたい肥施用面積割合の増加」を新たな目標として設定することとする。また、たい肥は作物の生産機能のみならず、農地土壌が有する環境保全機能の発揮に重要な役割を果たしていることから、たい肥の生産・流通・散布に係る施設・機械等の導入に対する支援、水田における稲わらすき込みからたい肥施用への転換を促進するためのモデル実証等に総合的に取り組むことにより、効率的・効果的な施策の推進を図る。</p> <p>② 「持続的な農業生産に取り組む農業者の育成・増加」については、環境保全型農業に取り組む農業者の一層の拡大やレベルアップを図っていくため、コスト・労働時間の増加や収量・品質の低下を抑制する技術体系の確立及びその普及、生産コストに見合う価格での取引を推進する。</p>

さらに、従来の化学肥料や農薬による環境負荷の低減に重点を置いてきた環境保全型農業の位置づけについて、環境に対する農業の公益的機能（プラスの機能）を高めていくという視点を明確化した上で、エコファーマーの全国ネットワークの整備や営農活動モデルの実証等に総合的に取り組んでいく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
10a当たりのたい肥施用量(水稲)及びエコファーマーの認定件数	水稲の10a当たりのたい肥施用量	kg/10a	84 (18年度)	—	72 (C)		168 (24年度)	たい肥の施用は、土壌炭素の貯留を通じた地球温暖化の防止、有機性資源の循環利用の促進等の環境保全機能の向上に高い効果を有する一方で、その施用量は低下傾向にあることから、近年、たい肥施用量の減少が顕著で、かつ畑と比べてたい肥施用量が低い水準にある水稲について、たい肥施用量168kg/10aを目標値として設定する。
	エコファーマー認定件数	件	47,766 (15年度)	127,266 (A)	154,695 (A)	178,622 (A)	200,000 (21年度)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の認定件数200,000件を目標値として設定する。

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
「有機農業総合支援対策」については、評価結果を踏まえ、たい肥の生産・散布にかかる労力不足等たい肥の施用に係る課題への対応をより一層図る観点から、化学肥料低減のための取組みとして新たに有機JAS認証取得までの掛かり増し経費の支援やオーガニックモデルタウンの採択地区数の拡充などの見直しを行い、「生産環境総合対策事業のうち有機農業総合支援事業(拡充)」【552(452)百万円】を概算要求した。
「土壌由来温室効果ガス発生抑制システム構築事業」については、評価結果を踏まえ、稲わらすき込みからたい肥施用への転換を推進するため、「生産環境総合対策事業のうち農業生産地球温暖化総合対策事業のうちの土壌が有する地球温暖化防止機能の活用(組替・拡充)」【416(429)百万円】を引き続き概算要求した。
- その他
「土壌由来温室効果ガス発生抑制システム構築事業」については、評価を踏まえ、稲わらすき込みからたい肥施用への転換を推進するため、耕畜連携が一層強化されるよう事業運用の改善を図る。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第1の1の(4) 環境保全を重視した施策の展開 第3の2の(8)の ア 環境規範の実践と先進的取組への支援 イ バイオマスの利活用の推進 食料・農業・農村政策基本計画工程表

<p>施策名</p>	<p>意欲と能力のある担い手の育成・確保</p>
<p>施策の概要</p>	<p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、意欲と能力のある担い手の育成・確保を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>「意欲と能力のある担い手の育成・確保」については、近年、「担い手の育成・確保」、「担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進」及び「人材の育成・確保」の達成率が低下傾向にあり、順調とは言い難い。</p> <p>その原因は、新規施策の効果が一巡したことや、燃油・肥料価格高騰等の外的要因により、農業者の経営環境にも影響を与えたことが背景にあるものと考えられる。</p> <p>今後、施策の有効性を確保していくためには、個々の政策手段についても更に改善を図っていく必要がある。</p> <p>また、本施策の目標については、基本的に平成17年3月策定の食料・農業・農村基本計画等に依拠しているが、基本計画については、社会情勢の変化等を踏まえ、現在見直し作業が開始されているところである。本施策の目標についても、基本計画見直しの検討方向を踏まえ見直しを行うとともに、それに沿って施策体系のあり方についても検討を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>農業従事者の減少と高齢化、規模拡大の遅れなど、現状の農業構造のままでは、国内農業生産の維持が困難になることから、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う、強靱な農業構造を確立するため、認定農業者の育成、担い手に対する農地の利用集積及び新規就農の促進を推進する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>「担い手の育成・確保」及び「担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進」については、水田・畑作経営所得安定対策や担い手農地集積高度化促進事業をはじめとした各種支援施策を、担い手に集中的・重点的に実施することにより、効率的に施策を推進している。</p> <p>「人材の育成・確保」については、就農の各段階（情報提供・相談、体験・研修、参入準備、定着）に応じて講じており、農業経験がない者でも就農まで適切に誘導できる効率的な施策体系となっている。</p> <p>(有効性)</p> <p>「担い手の育成・確保」については、農業経営改善計画の認定数が、20年12月末現在で24.5万経営体となっており、目標の達成状況は「Bランク」となった。これは、水田・畑作経営所得安定対策が2年目を迎え、本対策への加入を契機とした農業経営改善計画の認定申請が一段落したことや、燃油・肥料をはじめとする資材価格の高騰、不況による需要の減退等、農業者の経営環境が厳しい状況にあり、農業者の経営改善の目標を定めにくい環境であったこと等によるものと考えている。</p> <p>「担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進」については、担い手への農地利用集積面積が198.8万haとなり、目標の達成状況は「Bランク」となった。これは、都府県において19年度を上回る増加面積となったものの、全農地面積の約1/4を占める北海道において微増にとどまったためである。</p> <p>「人材の育成・確保」については、新規就農青年数の確保者数が10.2千人となり、目標の達成状況は「Bランク」となった。これは、20年度後半に雇用情勢の悪化が始まったものの、20年度前半は、昨年とほぼ同水準の雇用情勢であったため他産業への就業機会が多かったことや、燃油・肥料をはじめとする資材価格の高騰による農業者の経営環境への影響から、19年度と比較して新規就農者数が増加しなかったと考えられる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>「担い手の育成・確保」については、望ましい農業構造の確立に向けて、引き続き、各種支援施策を担い手へ集中化・重点化し、継続して実施していくとともに、担い手がない集落が依然として多く存在することから、改めて認定農業者や集落営農組織への誘導を図るための支援、経営の合理化を図るための支援や企業的な農業経営を目指した経営展開への支援などを展開する。さらに、次期基本計画の策定に向けた検討の中で、新しい担い手の参入を促す仕組み、それを経営感覚を持った経営体に育てる仕組み、それを支えていく仕組みといった視点も含め、今後の担い手育成・確保対策について検討する。</p> <p>「担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進」については、今後とも担い手への農地利用集積を加速化させていくため、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく取組、農地情報の共有化及び情報提供、不在村地主の実態把握や農地所有者の経営意向の確認等の支援を重点的に講じていく。また、農業生産の基盤である農地について、法制度上の措置を講じるため「農地法等の一部を改正する法律案」を提出した（当該法律案については、第171回通常国会において、平成21年6月17日に可決、成立。）。</p> <p>「人材の育成・確保」については、引き続き、就農の各段階に応じたきめ細かな支援を行うとともに、更なる新規就農者の育成・確保のため、農業教育・職業訓練・実践研修等への支援強化等について検討する。また、労働力確保を図り、将来の担い手としての人材を育成・確保するため、雇用形態での就農を促進する施策の推進や、女性、高齢者、障害者等、多様な人材の育成等</p>

についても対策を検討し、支援を強化していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
担い手の育成・確保	農業経営改善計画の認定数	万経営体	19.2 (平成16年度)	22.9 (-)	23.9 (A)	24.5 (B)	27.2 (平成21年度)	平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」と併せて策定した「農業構造の展望」において、平成27年の「効率的かつ安定的な家族農業経営」を33～37万と掲げていることを踏まえ、「効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む認定農業者」を育成することによって、この構造展望の実現を図ることとし、「農業経営改善計画の認定数」を目標として設定する。
担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積の促進	担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積面積	万ha	164.2 (平成16年度)	185.8 (-)	194.0 (A)	198.8 (B)	217.2 (平成21年度)	「農業構造の展望」において、効率的かつ安定的な家族農業経営及び法人経営に農地利用の6割程度が集積されるとしていることを踏まえ、これらの農業経営への農地の利用集積を促進することとし、「担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積面積」を目標として設定する。
人材の育成・確保	新規就農青年数の確保者数	千人	-	11.0 (A)	10.2 (B)	10.2 (B)	12.0/年 (平成21年度)	「農業構造の展望」の農業労働力の見直しにおいて、新規就農者(39歳以下)が毎年12千人程度で継続すると見込んでいることを踏まえ、「新規就農青年数の確保者数」を目標として設定する。

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
 - ① 「担い手の育成・確保」については、評価結果を踏まえ、意欲ある農業経営の発展段階に応じた経営サポートを充実するとともに、経営体育成に必要な機械整備等への総合支援に必要な経費を概算要求した。
 - 「農業経営改善総合支援事業(拡充)」【2,301(3,141)百万円】
 - 「強い農業・経営体づくり交付金のうち経営体育成交付金(新規)」【12,218(0)百万円】
 - 「水田・畑作経営所得安定対策(継続)」【241,310(230,662)百万円】
 - ② 「担い手への農地利用集積の促進」については、評価結果を踏まえ、面的集積組織が行う調整活動、農業委員会による農地の利用関係の調整等に必要な経費を概算要求した。
 - 「農地利用集積事業(新規)」【8,005(0)百万円】
 - 「農地制度実施円滑化事業費補助金(新規)」【2,048(0)百万円】
 - ③ 「人材の育成・確保」については、評価結果を踏まえ、農業法人等に雇用される形での就農を新規就農の重要なルートと位置付けて重点的に支援するとともに、就農準備校や道府県農業大学校等での研修を通じて独立就農に向けた技術習得の支援のほか、女性や高齢者等が活躍できる環境づくりの充実を図るため、必要な経費を概算要求した。
 - 「農の雇用事業(新規)」【3,580(0)百万円】
 - 「農業教育推進支援事業(拡充)」【398(282)百万円】
 - 「強い農業・経営体づくり交付金のうち経営体育成交付金(再掲)」【12,218(0)百万円の内数】
 - 「強い農業・経営体づくり交付金のうち強い農業づくり交付金のうち研修環境整備支援(拡充)」【24,921(24,416)百万円の内数】
 - 「女性・高齢者等活動支援事業(新規)」【203(0)百万円】
- 組織・定員要求

担い手の育成・確保については、評価結果を踏まえ、担い手の経営の質の向上等に関する業務に適切に対応するため、担い手育成支援室(仮称)の新設を要求した。

また、農業生産の基盤である農地については、農地法等の一部改正に伴い農地の確保・有効利用の推進等の農地関係業務を総合的に推進するため、農地利用集積促進室(仮称)の新設と併せて必要な定員を要求した。(定員要求：1名)

「経営専門職(新規)」
- 金融(資金、融資)

農業改良資金助成法の改正により、貸付業務の主体を都道府県から(株)日本政策金融公庫等へ移管するため、必要な経費を概算要求した。

 - 「農業改良資金貸付金(拡充)」【10,000(264)百万円】
 - 「農業改良資金制度移行円滑化推進委託費(新規)」【19(0)百万円】

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第171回国会施政方針演説	平成21年1月28日	新たな農政改革を推進します。農業に潮目の変化が訪れています。食料の安全・安心を確保し、自給力を向上させるため、従来の発想を転換し、すべての政策を見直します。まず、「平成の農地改革」法案を今国会に提出します。所有から利用への転換です。また、意欲のある若者や企業の参入を進めるとともに、経営対策によって、担い手の経営を支えます。
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の2の(1)、(2)、(3)、(4)

<p>施策名</p>	<p>農業者への経営支援の条件整備</p>
<p>施策の概要</p>	<p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、農業者への経営支援に資する以下の施策を実施する。</p> <p>① 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言 ② 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 農業者への経営支援の条件整備については、達成状況は「おおむね有効」となったが、未だ多くの課題があり、改善を図っていく必要がある。 農業協同組合系統組織については、21年度に指標を見直すこととしているが、今後は「農協の新事業像の構築に関する研究会」の検討結果を受けた事業改善方策を踏まえて、目標や評価方法について検討していく必要がある。 一方、農業災害補償制度については、損害評価員の確保が今後困難になっていくことが見込まれる中で、被害耕地全筆を目視により損害調査を行っている現行の方式に代わる損害評価方法の確立を急ぐ必要がある。 今後とも、農業者の経営を支援するための条件整備を図っていくためには、農業者向け融資制度など各種の政策手段の充実等についても、推進していく必要がある。 なお、農業者への経営支援の条件整備について、より全体を見通した評価を行っていく観点からは、現行の目標による評価以外にも、どのような評価が可能であるのかについて、今後検討していく必要がある。</p> <p>(必要性) ① 「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、農業者の経営発展を図るため、農業協同組合系統組織への国の指導・助言の強化によって、営農指導の強化、生産資材のコスト引き下げなど、農協系統組織の果たすべき役割の充実を図る必要がある。 ② 「被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用」については、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するため、被災した農家の経営安定を図るセーフティネットとしての農業災害補償制度の適切な運用を図る必要がある。</p> <p>(効率性) ① 「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、全国農業協同組合連合会に対して、17年12月に事業全般を見直すよう業務改善命令を発出し、この命令を受けた改善計画の進捗状況については、省内に設置した経済事業改革チーム（座長：副大臣）において四半期ごとに全農の報告内容を検証するなど効率的に実施している。 ② 「被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用」については、災害発生時における災害の程度に応じた必要な人員の配置等により、適切かつ迅速な損害評価を実施し、共済金を早期に支払うための体制を確立するなど、効率的に制度を運用している。</p> <p>(有効性) ① 「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、目標に対する達成状況は「おおむね有効」となった。これは、全国農業協同組合中央会が策定する基本方針において営農指導機能強化方策として位置付けられている資格認証制度の充実についての進捗状況を定期的にヒアリングするとともに指導を行ったこと、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」に基づく指導機関ヒアリング及び都道府県との意見交換を行い必要な指導・助言を行ったこと等によるものと考えられる。 ② 「被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となった。これは、農家からの共済金の早期支払に対する要望に応えるべく、農業共済団体等が農業災害補償制度の適切かつ効率的な運営について一丸となって取り組んだ結果によるものと考えられる。</p> <p>(反映の方向性) ① 「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、目標の達成状況は「おおむね有効」となったが、農協の経営には、未だ、販売努力に欠けている、農業の担い手のニーズに切れ切れていない、消費者との連携が不足しているなどの課題・批判がある。このような課題・批判や農業・農村をめぐる現下の情勢変化を受け、今後の農協事業のあり方について、「農協の新事業像の構築に関する研究会」を開催し検討しているところであるが、この検討結果を受けて、農協が農業者に選択されるサービスを提供できるよう、事業改善方策を検討していく。なお、このような検討と平行して、現在、行っている指導・監督の効果について、検証する必要があるため、21年度においては、国の指導・監督がどの程度有効であったのかを総合的に判断するための指標を設定する。 ② 「被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用」については、目標の達成状況は「おおむね有効」であることから、引き続き、被災農家の経営安定を図るために、セーフティネットとしての農業災害補償制度の適切かつ効率的な運用を図る一方、将来の損害評価体制の構築に向け、衛星画像を活用した損害評価方法を本格導入するための取組等をさらに推進していく。 なお、指標については、共済金支払事務のうち、損害高の認定から再保険金決定までの事務を</p>

評価対象としてきたが、より厳密な評価をするため、21年度からは、国による再保険金決定後の農業共済団体等による共済金の支払までの事務も対象とする。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言	a. 組合員に十分なメリットを還元する事業運営の推進	—	—	有効性の向上が必要である	おおむね有効	おおむね有効	—	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するためには、国だけでなく関係する組織・団体が総力を結集して取り組むことが必要である。 このため、国は、農業協同組合系統組織が相互扶助を目的とする農業者の自主的な協同組織として、その果たすべき役割を十分に果たすよう、適切な運営に対する指導・助言を行う必要があることから、左記を目標として設定する。
	b. 農協合併の促進及び組織運営体制整備			・総合農協数が865から832に減 ・経営管理委員会制度を導入した農協数が31から35に増	・総合農協数が832から807に減 ・経営管理委員会制度を導入した農協数が35から36に増	・総合農協数が807から750に減 ・経営管理委員会制度を導入した農協数が36から44に増		
	c. 信用事業の健全性の確保			・早期是正措置の発動事例なし ・破たん事例なし	・早期是正措置の発動事例なし ・破たん事例なし	・早期是正措置の発動事例なし ・破たん事例なし		
	d. 共済事業の健全性の確保			・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし	・早期是正措置の発動事例なし		
被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用	災害発生時において、早期に共済金の支払いをすること	—	—	標準処理期間内(30日)に99.5%を処理 (おおむね有効)	標準処理期間内(30日)に100%を処理 (おおむね有効)	標準処理期間内(30日)に100%を処理 (おおむね有効)	—	農業災害補償制度は、自然災害が発生した場合に、組合員の支払った掛け金に応じた共済金を支払う公的保険制度であり、被災農家の経営安定上重要な役割を果たしている点を踏まえ、この制度全体が適正に運用されることが求められている。 また、農業共済事業運営基盤の充実強化に関しても、農業共済組合等の再編整備後の実施体制下の事業運営の状況で評価できる。このため、この目標を設定する。

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
「被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用」については、目標の達成状況はおおむね有効となっているが、引き続き、被災農家の経営安定を図るために、農業災害補償制度の適切かつ効率的な運用を図るとともに、将来の損害評価体制の構築に向けた取組をさらに推進していくため、必要な経費を概算要求した。
「農業共済事業事務費負担金(継続)」 【45,585(45,585)百万円】
「衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業(継続)」 【251(251)百万円】
- 組織・定員要求
「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、評価結果を踏まえ、農協による農業経営の実施及び農事組合法人の事業運営の適正化を図るため、必要な定員を要求した。(定員要求：1名)
「経営専門官(新規)」
- その他
「農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言」については、目標の達成状況は「お

	<p>おむね有効」となったが、引き続き、農業協同組合法に基づき、経済事業の改善、信用事業・共済事業の健全性の確保、組織運営体制整備、農協の監査の質の向上など農業協同組合系統組織の適切な運営のための指導を行っているところ。</p> <p>また、農協の組織・事業展開にあたっては、農業所得の減少、農産物の流通の多様化や改正農地法等の成立により企業をはじめ農業生産法人以外の様々な法人の農地の貸借による農業経営が可能になるなど、農業・農村をめぐる情勢の変化を的確にとらえて行うことが必要であるが、国としては、本年5月より「農協の新事業像の構築に関する研究会」を開催し、今後の農協事業の新たなあり方について事業改善方策を検討しているところ。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	地域の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業として、大きな可能性を秘めています。意欲と能力のある担い手への施策の集中化・重点化を図ります。
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の2の(1)のア、(4)のウ、(6)のア、ウ、第3の4	

<p>施策名</p>	<p>農地、農業用水等の整備・保全</p>
<p>施策の概要</p>	<p>農業生産基盤の整備・保全等の施策を、環境との調和に配慮しつつ講ずることにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等を確保するとともに、農業の生産性の向上を促進し、望ましい農業構造の確立に資するため、以下の施策を推進する。</p> <p>① 優良農地の確保・保全 ② 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進 ③ 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保 ④ 農地海岸の保全・海辺の再生</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 望ましい農業構造の実現に向け、国内農業の体質強化を図るため、担い手の育成・確保に係る諸施策との十分な連携のもと、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等の確保・保全の取組を進める必要がある。</p> <p>平成20年度は、施策の改善・見直しを通じた制度整備とそれら制度の効果的な運用により、各目標の達成に向けて着実に取組が進んだことにより、望ましい農業構造の確立に向けた良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等の確保が図られた。</p> <p>引き続き、「基盤整備による担い手への農地利用集積の促進」については、目標達成に向けて、担い手を育成し、農地の有効利用を図るための制度整備及び制度の効果的な運用を図っていくとともに、施策全体についても、分析を踏まえた改善・見直しの方向性及び食料・農業・農村基本計画策定後の情勢変化等を踏まえた対応を図っていくことが必要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 「優良農地の確保・保全」については、農業の持続的発展を図るためには、集団的農地や土地基盤整備事業の対象地等の優良農地の減少傾向に歯止めをかけるとともに、これらの農地等における農業災害の発生を防止する必要がある。</p> <p>② 「基盤整備による担い手への農地利用集積の促進」については、良好な営農条件を備えた農地を確保するため、農地の整備による生産性の向上と認定農業者、集落営農組織、農業生産法人等の意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を進めるとともに、農地の面的集積を促進する必要がある。</p> <p>③ 「農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保」については、安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用排水路約4万7千kmの老朽化が進行する中であって、適切な機能保全を行い、その機能を確保する必要がある。</p> <p>④ 「農地海岸の保全・海辺の再生」については、津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性を確保するため、津波・高潮、地震などの自然災害の被害を被っている干拓地をはじめとする低平地等において、海岸保全施設の整備を進めることにより、津波・高潮等の被害にさらされている農地等を減少させる必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 「優良農地の確保・保全」のうち「優良農地の減少傾向に歯止めをかける」については、都道府県・市町村に対する会議・研修等を通じた農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用等に取り組んでおり、効率的に推進している。</p> <p>「被害の発生するおそれのある農用地を減少させる」については、ハード整備とソフト対策が一体となったため池等の農業用施設の防災・減災対策を行うことにより、効率的に推進している。</p> <p>② 「基盤整備による担い手への農地利用集積の促進」については、ほ場の大区画化等のハード面での取り組みと併せて、担い手への農地利用の集積を図るための土地利用調整活動に対する助成等のソフト面での取り組みを実施しており、効率的に実施している。</p> <p>③ 「農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保」については、施設の長寿命化を図りつつ、必要な更新整備等を計画的に実施しており、効率的に推進している。</p> <p>④ 「農地海岸の保全・海辺の再生」については、ハード整備とソフト対策が一体となった津波・高潮からの防護・避難対策を行うことにより、効率的に推進している。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 「優良農地の確保・保全」のうち「優良農地の減少に歯止めをかける」については、実績値が把握できないものの、農用地区域の編入要件を満たす農地について農用地区域へ編入するとともに、都道府県、市町村に対する会議・研修等を通じた農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用等に取り組んだ。</p> <p>また、「被害の発生のおそれのある農用地を減少させる」については、目標をおおむね達成した。これは、自然災害の発生を未然に防止するとともに、農地防災対策を実施したことによるものである。</p> <p>② 「基盤整備による担い手への農地利用集積の促進」については、目標の達成状況は「Bランク」となった。これは、農業の構造改革の加速化を図る観点から、農業生産基盤の整備を通じたほ場の大区画化等のハード面での取組みと併せて、担い手への農地利用の集積を図るための土地利用調整活動に対する助成等のソフト面での取組みにより推進したものの、多種多様な作付を行うなど、営農形態の多様な地区においては、担い手への農地利用集積にむけた調整に時</p>

間を要する等の理由によるものである。

- ③ 「農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保」については、目標の達成状況は「Aランク」となった。これは、診断技術や対策工法の高度化を図る取組を充実し、予防保全対策等を含めた管理による施設の長寿命化を図りつつ、必要な更新整備等を計画的に実施したことによるものである。
- ④ 「農地海岸の保全・海辺の再生」については、目標の達成状況はおおむね有効であった。これは、海岸保全施設整備事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業及び海岸環境整備事業を実施したことによるものである。

(反映の方向性)

- ① 「優良農地の確保・保全」のうち「優良農地の減少傾向に歯止めをかける」については、平成19年11月に公表した「農地政策の展開方向」に基づき、会議・研修等を通じ、都道府県、市町村に対して必要な助言等を行うとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用が図られるよう、都道府県とも連携して推進する。

「被害の発生するおそれのある農用地を減少させる」については、ハード整備とソフト対策が一体となったため池等の農業用施設の防災・減災対策を引き続き行う。

- ② 「基盤整備による担い手への農地利用集積の促進」については、引き続き、ほ場の大区画化等の基盤整備を推進するとともに、基盤整備と併せ大規模な経営体への農地利用集積を促進する制度や水利施設の整備と連携して農地利用集積を推進するほか農地情報図の整備を推進する。

- ③ 「農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保」については、引き続きストックマネジメントの手法に基づき、農業用排水施設の既存ストックを有効活用してライフサイクルコストの低減を図るとともに、畑地における農業用排水施設の更新整備を行うこと等により、水源からほ場に至る安定的な用水供給機能及び排水条件を確保する。

- ④ 「農地海岸の保全・海辺の再生」については、引き続き海岸保全施設の整備を効率的・効果的に実施する。

また、地球温暖化に伴う海面水位の上昇や台風の激化による高潮災害のリスクの増大、切迫する大規模地震・津波災害に対して、ハード・ソフト一体となった津波・高潮からの防護・避難対策を推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
優良農地の確保・保全	優良農地の減少傾向に歯止めをかける	万ha	407.5 (平成18年度)	99% (A)	106% (A)	120% (A)	404 (平成27年度)	「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき目標値を設定。 20年度の実績値は農業資源調査結果が公表されていないため「—」としている。
				—	408.3	—		
	被害の発生するおそれのある農用地を減少させる	万ha	91 (平成19年度)	—	—	85	67 (平成24年度)	土地改良事業に関する基本的な方針である「土地改良長期計画」に基づき目標値を設定。
基盤整備による担い手への農地利用集積の促進	農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積及び農地の面的集積率	%	23 (平成20年度)	—	—	55 (B)	農地利用集積率7割 (毎年度)	このうち面的集積率7割 (毎年度) 参考値
	—	—	—	74				
農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保	安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用排水路約4万7千kmの老朽化が進行する中であって、適切な機能保全を行い、その機能を確保する。	km	301	—	—	284 (A)	老朽化に起因する機能低下を生じた後に補修を行う基幹的農業用排水路の総延長について、301kmを目標に抑制を図る。 (毎年度)	
農地海岸の保全・海辺の再生	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少	万ha	2.25 (平成19年度)	—	—	123% (A)	1.15 (平成24年度)	社会資本整備重点計画において定められた指標(海岸関係省庁及び河川事業の合同指標)に基づき目標値を設定。
						1.96		
	地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少	ha	6,800 (平成19年度)	—	—	6,400	5,500 (平成24年度)	

	老朽化対策の延長の割合	%	73.5 (平成19年度)	-	-	74.1	77.3 (平成24年度)
	失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生の延長の割合	%	30% (平成19年度)	-	-	33	48 (平成24年度)

政策評価の結果の政策への反映状況

① 評価結果を踏まえ、耕作放棄地解消・発生防止の取組を加速化させるため、「耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（拡充）」【1,100（1,100）百万円】を概算要求した。

② 評価結果を踏まえ、地震等災害に強い農村づくりを推進するため、「地震対策ため池防災工事（拡充）」【1,173（1,583）百万円の内数】、「農村災害対策整備事業（拡充）」【2,099（220）百万円】を概算要求した。

③ 評価結果を踏まえ、農地利用集積を一層推進するための機動的な整備が行えるよう、「経営体育成基盤整備事業（拡充）」【49,868（60,785）百万円】を概算要求した。

④ 評価結果を踏まえ、水田フル活用等に迅速に対応するため、「新農業水利システム保全対策事業（拡充）」【1,000（743）百万円】を概算要求した。

⑤ 評価結果を踏まえ、水利施設等の管理体制の強化を図るため、国営造成施設管理体制整備促進事業（拡充）【2,634（2,515）百万円】を概算要求した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	農地政策の展開方向について<農地に関する改革案と工程表>	平成19年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> 農地情報のデータベース化 耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取組の実施 優良農地の確保対策の充実・強化 農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開
	21世紀新農政2007	平成19年4月4日	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係機関等が有する農地情報の相互利用や一元化を進めるとともに、基盤整備と一体的に担い手への農地利用集積を推進する。これらにより、平成27年において効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地面積の7割程度を面的に集積することを目指す。また、優良農地の確保、耕作放棄地の発生防止等も含め、総合的な改革を実施する。 農業生産に不可欠な地域資源である水を適切に供給する農業水利施設について、その機能を最も効率的かつ経済的に維持するため、新規の施設の建設から既存の施設の有効活用・長寿命化に政策を転換する。
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	<p>意欲と能力のある担い手への施策の集中化、重点化を図ります。</p> <p>国民生活の基盤となる安心・安全の確保と、美しい環境を守ることは、政府の大きな責務であります。</p> <p>大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的・重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。</p>
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の2の（3）、（7）
	農用地等の確保等に関する基本指針	平成17年11月15日	農用地区域内の農地面積 407万ha（平成17年）→404万ha（平成27年）
	土地改良長期計画	平成20年12月26日	<ol style="list-style-type: none"> 効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地利用集積 農業用排水施設のストックマネジメントによる安定的な用水供給機能等の確保 農用地の確保と有効利用による食料供給力の強化
	社会資本整備重点計画	平成21年3月31日	<ol style="list-style-type: none"> 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生するおそれのある地域の面積 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合 水辺の再生の割合

			⑤ ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 ⑥ 総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数
--	--	--	---

<p>施策名</p>	<p>都市との共生・対流等による農村の振興</p>
<p>施策の概要</p>	<p>都市と農村の共生・対流、農村経済の活性化、農村における地域資源の保全・活用や生産条件及び生活環境の総合的な整備等により、農村地域の振興を図るため、以下の施策を実施する。</p> <p>① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興 ② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進 ③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 農村地域で進行する過疎化・高齢化は農地の集団的利用や農道等の農業関連施設の共同管理を後退させ、また、共同管理できなくなった農業集落においては、農地面積や農家数が顕著に減少し、このことが農業生産の停滞はもとより、定住基盤や農地等の地域資源の荒廃を招く要因となっており、食料の安定供給や多面的機能の発揮への影響が懸念されていることから、これらの機能を適切かつ十分に発揮していくためには、農林漁業の持続的な発展とその基盤である農村の振興を図る必要がある。</p> <p>これまでの諸施策は、目標の達成状況を見る限りでは、一定の効果を果たしているものの、農村地域は過疎化高齢化が進行しており、農村の振興を図るためには、都市と農村の共生・対流による雇用及び定住の促進、農村経済の活性化による所得の向上等の他にも様々な分野が関わっており、当省のみならず、各省庁の施策と連携し推進していかなければならない。このため、現在、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて、その旨検討を行っているところであり、この検討結果を踏まえ、達成目標及びその手段等について見直す必要がある。</p> <p>なお、意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現のうち「景観農業振興地域整備計画（以下「景観農振計画」という。）の策定数」については、達成状況がCランクとなったことから、政策手段別評価における評価結果等を踏まえ、目標達成に向けて施策を見直す必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 「都市と農村の交流の促進、都市農業の振興」については、広く国民がゆとりのある生活を享受できるよう都市と農村の交流人口を増加させるとともに、「農」の営みを体験する場を都市住民に提供する必要がある。</p> <p>② 「中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進」については、中山間地域等の農業者等の安定した所得を確保することが、農業・農村の持続的な発展に資するため、農業を核とした地域産業の振興等、総合的な施策を推進する必要がある。</p> <p>③ 「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」については、食料の安定供給の基盤である農地・農業用水や、豊かな自然環境、棚田を含む美しい農村景観、生物多様性等の地域資源について、将来にわたり良好な状態で保全管理が確保され、かつ、汚水処理等の生活環境の整備と生産基盤の整備を総合的に実施する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 「都市と農村の交流の促進、都市農業の振興」については、地方自治体の作成する活性化計画の実現に向けた総合的な取組を国が交付金により支援する方式を採用していること、地域再生のための総合的な戦略である「地方再生戦略」に基づき他省庁と連携した取組を行っていること、体験農園の普及に向けて関係機関・団体と連携していること等により、効率的に推進している。</p> <p>② 「中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進」については、地域の実情に即したメニュー方式による農業生産基盤と農村生活環境の整備を核として総合的な施策の推進を図ることにより、効率的に推進している。</p> <p>③ 「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」については、生活排水処理施設の整備に際して、汚水処理施設整備交付金等を活用し、下水道や浄化槽との連携等による効率的な整備を推進している。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 「都市と農村の交流の促進、都市農業の振興」については、目標の達成状況はBランクとなった。これは、「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊数」について、近年の国内宿泊観光旅行全体の伸び悩みや、宿泊体験旅行の商品化のための環境整備が不十分であったこと、「都市的地域における市民農園の区画数」について、市民農園用地の確保の困難性及び財政負担の問題から開設主体の約7割を占める市町村開設の伸びが低下したこと等により目標値を下回ったことによるものである。</p> <p>② 「中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進」については、目標の達成状況はBランクとなった。これは、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少に加え、肥料・飼料・光熱動力費の急激な値上がりなどによる農業所得の減少等により、目標値を下回ったことによるものである。</p> <p>③ 「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」については、目標の達成状況はBランクとなった。これは、「景観農振計画の策定数」について、同計画の必要性は認めつつも、計画策定にあたって「農地の効率的利用と景観保全のための土地利用」との考え方からくる合意形成に時間を要していること、景観計画に景観農振計画に関する基本的事項を定めている割合が景観計画全体の2割程度に留まっていること等のため、大きく目標値を下回ったこと等によるものである。</p>

ある。

(反映の方向性)

① 「都市と農村の交流の促進、都市農業の振興」のうち「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数」については、農山漁村活性化法に基づく活性化計画の策定、共生・対流ビジネスモデルの公募等をととして各地域への積極的な情報提供、国土交通省と連携し観光園整備計画の策定を推進して、観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るとともに、「子ども農山漁村交流プロジェクト」に関して、平成21年度から「子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業」を予算化し、全国展開に向けて受入モデル地域の拡大を図る。

また、「都市的地域における市民農園の区画数」については、農業体験農園の普及拡大に資する取組及び農園整備の支援に加え、インターネット等を活用した市民農園開設など都市住民が農に触れる機会の拡大に資する先導的な取り組みへの支援等を推進する。

② 「中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進」については、肥料・飼料・光熱動力費の値上がり等の外的な要因の影響を受けていることから、引き続き、施設園芸燃油消費量や化学肥料施量の一定以上の低減を行う農業者グループに対して、燃料費や肥料費の増加分の一部を支援するとともに、農業生産基盤と農村生活環境の整備、中山間地域等直接支払制度の実施や鳥獣被害への対策などの総合的な条件整備に対する支援を効率的に推進する。

③ 「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」のうち「農地、農業用水等の保安全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数」については、引き続き「農地・水・環境保全向上対策」を着実に推進する。

「景観農振計画の策定数」については、景観農振計画を定めるに当たって景観計画に景観農振計画に関する基本的事項を定める必要があり、この基本的事項を定めた景観計画の策定を推進することが重要であるため、「景観農振計画に関する基本的事項を定めた景観計画の策定数」を指標とし、他府省と連携して普及・啓発に取り組みつつ、基本的事項を定めた景観計画の策定意向を有する市町村等を重点地域と定めて、21年度に創設したアドバイザー派遣による直接の指導・助言を行う。併せて、景観農振計画の策定に向けた地域が主体となって合意形成等の取り組みを推進する人材を育成する。

「事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値」については、事業の実施に際して住民の参画を一層促進するとともに、住民の意向を踏まえて事業の推進を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
①都市と農村の交流の促進、都市農業の振興	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数	万人	770 (平成16年度)	62.3 (B) 795	60.1 (B) 813	70.6 (B) 844	880 (平成21年度)	都市と農村の共生・対流の促進を通じた農村の振興を図る支援等の取組の効果を判断するものとして、「グリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数」について、H21年度の年間880万人を目標値として設定する。
	都市的地域における市民農園の区画数	万区画	11.8 (平成15年度)	12.7	12.8	13.1 推計値	14.6 (平成21年度)	都市農業は様々な役割を發揮することから、その振興を図るための支援等の取組の効果を判断するものとして、「都市的地域における市民農園区画数」について、H21年度の約14.6万区画を目標値として設定する。
②中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進	中山間地域の戸当たり農家総所得の維持	万円	485 (平成16年)	485 (A)	440 (A)	420 推計値 (B)	485 (各年度)	中山間地域における農業生産条件の不利を補正するための施策の効果を判断するものとして、「中山間地域の戸当たり農家総所得」について、H16年の485万円の維持を図ることを目標値として設定する。
③意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現	農地、農業用水等の保安全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数	万地域 万人・団体	—	—	—	1.9 見込値 147 見込値	3.0 (平成24年度) 220 (平成24年度)	地域の農業者だけでなく、多様な主体の参画を得て、農地・農業用水等の資源の適切な保安全管理を行うとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域共同の活動を促進する施策の効果を判断するものとして、土地改良長期計画に基づき、「農地、農業用水等の保安全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数」について、H24年度の3.0万地域、220万人・団体を目標値として設定する。
	景観農業	計画	0	1	2	2	50	農村特有の良好な景観の形成を促

	振興地域整備計画の策定数		(平成17年度)				(平成25年度)	進するため、計画的な土地利用を推進し、農地の適切な保全を図る効果を判断するものとして、「景観農業振興地域整備計画の策定数」について、H25年度の50計画を目標値として設定する。
	農業集落排水事業による生活排水の処理人口	万人	350 (平成19年度)	—	—	359 (見込値)	400 (平成24年度)	農村における生産条件及び生活環境の向上を図るために、土地改良長期計画に基づき、都市部との格差が大きい汚水処理の人口普及率を10年後までに中小年並の8割弱に設定した上で、5年後の平成24年度までに概ね7割弱に引き上げることを目標とし、その率を農業集落排水処理人口に換算した400万人を目標値として設定する。
	事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値	%	100 (各年度)	80.7	82.3	81.2	100 (各年度)	農村地域における生活環境の快適性、質の向上が図られたかどうかを総合的に判断するため、「事業・対策を実施した地域で暮らす住民の生活環境に関する住民評価値」について、各年度100%を目標値として設定する。

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、

① 「都市と農村の交流の促進、都市農業の振興」については、都市と農村の交流人口を増加させるとともに、「農」の営みを体験する場を都市住民に提供するため、

- 新たな受入モデル地域の立ち上げや受入地域協議会の法人化など受入体制整備の更なる強化を支援する
「子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金（新規）」【740（640）百万円】
- ビジット・ジャパン・キャンペーンや観光園整備法の促進を基盤に、若者や高齢者、外国人などを対象とした新たな交流需要の創出の支援及び都市農業への理解の増進と農業経営の安定に向けたモデル的な取組の支援並びに市民農園のネットワーク化を通じた新規開設等の促進等を支援する
「広域連携共生・対流等推進交付金（拡充）」【900（446）百万円】

② 「中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進」については、中山間地域等の農業者等の安定した所得を確保し、農業を核とした地域産業の振興等、総合的な施策を推進するため、

- 高齢化の進行が著しい中山間地域の状況を踏まえ、高齢農家も安心して中山間地域等直接支払制度に取り組めるよう「高齢化の進行にも十分配慮した仕組み」へ改善し支援する
「中山間地域等直接支払交付金（新規）」【26,579（23,446）百万円】
- 定住希望者が生活拠点とするための空き屋等の整備、高付加価値型農業の推進を目的としたリースハウスの整備、都市部の量販店等におけるインショップ等の整備に対する支援を強化する
「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（拡充）」【31,084（34,915）百万円】

③ 「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」については、食料の安定供給の基盤である農地・農業用水、農村景観及び生物多様性等の地域資源について、将来にわたり良好な状態で保全管理が確保され、かつ、生活環境と生産基盤の整備を総合的に推進するため、

- 農山漁村において、地域が自立して基本的な生活機能等のコミュニティを維持し定住及び活性化に資するよう、多様な主体による「地域マネジメント法人」の設立を促すとともに、立ち上げ段階に必要な経費等を国が支援する
「新たな農山漁村コミュニティ・マネジメント創造支援事業（新規）」【1,470（0）百万円】
- 農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図り、地域ぐるみの共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等を支援する
「農地・水・環境保全向上対策交付金（継続）」【23,204（27,704）百万円】
- 基本的事項を定めた景観計画や景観農業振興地域整備計画の策定数が着実に増加するように、昨年度の評価結果を受け、21年度から実施している景観農振計画策定に意欲的な市町村に、現場の実態に応じてアドバイザーを派遣する取組等を引き続き支援する
「田園歴史的風致土地利用推進事業（継続）」【9（9）百万円】
- 自然環境や農村景観の維持向上を図るため、景観法等に基づき指定された重要地域において、環境や景観の保全に対応した基盤整備等を引き続き支援する
「農村環境保全整備推進モデル事業（公共）（継続）」【55（50）百万円】

（注：本事業は、政策評価調書の番号⑨の手段として位置付けられている。）

を概算要求した。

関係する施政方針演説等内閣の	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	地方再生戦略	平成19年11月30日	第3の3 農山漁村 (地域の持続可能な発展を支える循環・交流・

重要政策(主なもの)		平成20年1月29日	連携)ほか多数(農山漁村への定住・滞在・農山漁村との交流等の推進)ほか
	第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	(活力ある地方の創出) 地方と都市との共生の考えの下...
	21世紀新農政2008	平成20年5月7日	Ⅱ-1 地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開
	食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の3 (1) 地域資源の保全管理政策の構築 (2) 農村経済の活性化 (3) 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進 (4) 快適で安全な農村の暮らしの実現
	土地改良長期計画	平成20年12月26日	第2の2 ① 【田園環境の再生・創造と共生・循環を活かした個性豊かで活力ある農村づくり】 ・ 農業集落排水処理人口 約350万人(平成19年度) → 約400万人(平成24年度) 第2の3 ① 【農村労働力を活かし、集落等の地域共同活動を通じた農地農業用水等の適切な保全管理】 ・ 農地、農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数 約130万人・団体(平成19年度) → 約220万人・団体(平成24年度) 約1.7万地域(平成19年度) → 約3.0万地域(平成24年度)

<p>施策名</p>	<p>森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮</p>
<p>施策の概要</p>	<p>森林・林業基本法及び森林・林業基本計画等に基づき、森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図るため、以下の施策を実施する。</p> <p>① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進 ② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進 ③ 山地災害等の防止 ④ 森林病虫害等の被害の防止 ⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 ⑥ 山村地域の活性化</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」については、目標の達成状況がAランクとなったことから、今後も着実に森林整備を推進していくため、地方・個人負担の軽減や、間伐等の森林整備が進みにくい森林の早期解消等に向けた取組を強化する必要がある。</p> <p>「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」については、目標の達成状況がBランクとなったことから、持続可能な森林経営の推進のため、途上国側とのコミュニケーションを一層図り、ニーズを踏まえてCDM植林実施の支援、森林減少・劣化問題対策、違法伐採対策等の展開を図ることが必要である。</p> <p>「山地災害等の防止」については、目標の達成状況がAランクとなったことから、引き続き、効果的かつ計画的に事業を推進する必要がある。</p> <p>「森林病虫害等の被害の防止」については、目標の達成状況がBランクとなったことから、松くい虫被害の再激化が懸念される都府県に対して必要な技術的助言等を行い改善を図るとともに、被害の先端地域へのまん延を防止するため、国、県、市町村等が一体となった防除対策を実施していく必要がある。</p> <p>「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」については、目標の達成状況が有効性の向上が必要であるとなったことから、森林づくり活動が活発に行われるための環境整備を行い、国民の幅広い参加を促進する必要がある。</p> <p>「山村地域の活性化」については、目標の達成状況が有効性の向上が必要であるとなったことから、居住環境整備の推進とともに、地域の資源を活かした魅力ある山村づくりを推進する必要がある。</p> <p>以上のとおり、平成20年度の施策に関する各目標の達成状況からは、本政策分野は一定の有効性は認められるものの、海外協力や森林被害の防止、国民参加の促進、山村活性化等を通じた森林の有する多面的機能の発揮についてさらなる向上が必要と考えられることから、今後さらに、計画的な森林整備、山地災害や森林被害の防止などの森林の適切な整備・保全を広く国民の理解を得つつ推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮を図る必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」については、国土の保全や水源のかん養といった水土保全機能、生物の生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林吸収量1,300万炭素トンの達成に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進する必要がある。</p> <p>② 「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」については、国際的な技術協力などによって、途上国等における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組に対して積極的に支援・貢献し、得られた成果を国内の森林整備・保全に活かす必要がある。</p> <p>③ 「山地災害等の防止」については、国土保全の観点から、山地災害のおそれがある約13万6千集落のうち、荒廃地があり人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い4千集落について重点的に保全対策を実施し、災害の未然防止を図る必要がある。</p> <p>④ 「森林病虫害等の被害の防止」については、森林病虫害等による被害で最も深刻な松くい虫の被害について、保全すべき松林における被害率を全国的に1%未満の「微害」レベルにするとともに、他の森林病虫害やシカ等の野生鳥獣による森林被害を防止し、健全な森林の維持を図る必要がある。</p> <p>⑤ 「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」については、森林の整備・保全を社会全体で支えていくという気運を醸成していくため、企業、ボランティア団体等による森林づくりや里山林の再生活動促進等により、国民参加の森林づくりを一層推進する必要がある。</p> <p>⑥ 「山村地域の活性化」については、森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林所有者、林業事業者が山村地域で生活することが重要であることから、山村における就業機会の増大、生活環境の整備、都市と山村との共生・対流に向けた交流基盤の整備などを行う必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」については、森林の整備に当たり、森林施業の集約化や路網の整備等による林業生産コストの低減等を推進し、効率的な実施に努め</p>

ている。

- ② 「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」については、各国、国際機関、NGO等との役割分担や、現地カウンターパートとのコミュニケーションを図りながら、効率的な事業を実施している。
- ③ 「山地災害等の防止」については、治山事業の実施に当たり、事業の重点化・集中化を進めるとともに、間伐木や転石などの現地発生材の活用などにより、総合的なコスト削減に努めている。
- ④ 「森林病虫害等の被害の防止」については、森林病虫害等の被害のまん延性が強く、ひとたび被害を放置すれば広範囲に被害が拡大し、その復旧に当たっては、多大なコストや長期にわたる時間が必要となることから、適切な防除対策により効率的に森林を保全している。
- ⑤ 「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」については、広範な国民が森林づくりに参加できるようにするため、森林づくり活動に関する普及・啓発、サポート体制の整備、全国的なレベルでの各界や関係団体との連携など総合的に取り組んでいる。
- ⑥ 「山村地域の活性化」については、国全体として山村振興を実現していくため、山村地域の活性化に関する先進的な事例やそのノウハウなどをさまざまな形で情報提供することにより効率的に実施している。

(有効性)

- ① 「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」については、人工林の高齢級化に対応した7から9齢級(31年生から45年生)の間伐への補助の本格的な実施、水産分野や農業分野との連携による森林整備等の実施、森林吸収源対策として必要な追加的な間伐等の実施に要する地方負担を地方債の対象としたことなどから、目標の達成状況はAランクとなった。
- ② 「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」については、最終評価及び中間評価を実施した事業において、アンケートによる評価を受けた結果、20年度の実績は前年度の94%から82%となり、目標の達成状況はBランクとなっている。
- ③ 「山地災害等の防止」については、平成19年の台風等による局地的な豪雨や新潟県中越沖地震などにより激甚な山地災害が発生した箇所の復旧対策を着実にを行うとともに、減災に向けた効果的な事業を推進したことから、目標の達成状況はAランクとなっている。
- ④ 「森林病虫害等の被害の防止」については、保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合が、19年度の60%から20年度は62%となり、やや改善されたものの、目標の達成状況はBランクとなっている。
- ⑤ 「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」については、企業による森林づくり活動実施箇所数が増加し、おおむね順調に推移していると考えられるが、森林ボランティア活動件数の増加の伸びがまだ緩やかであることから、目標の達成状況は有効性の向上が必要であるとなっている。
- ⑥ 「山村地域の活性化」については、いずれの指標も昨年同等以上の結果となっているが、指標(ア)について4年間の結果を見ると、新規定住者数が横ばい、交流人口が減少傾向にあることから、目標の達成状況は有効性の向上が必要であるとなっている。

(反映の方向性)

- ① 「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」については、Aランクとなったことから、間伐が進みにくい条件の不利な森林を対象として、公的主体がモデル的に間伐を行う取組に対する定額助成や、境界明確化の取組を本格的に支援するなど、地方負担、個人負担にも配慮した施策の充実を図りつつ、引き続き総合的な取組を実施する。
- ② 「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」については、Bランクとなったことから、途上国側のニーズに更なる的確に応えられるよう、開発途上地域等におけるCDM植林実施支援のための取組、森林減少・劣化問題対策のための取組等を実施するとともに、ワークショップ開催、住民参加支援、普及・指導員育成等により違法伐採対策等を効果的に推進する。
- ③ 「山地災害等の防止」については、Aランクとなったことから、引き続き、山地災害危険地区の危険度合いも勘案しながら、効果的かつ計画的に事業を推進するとともに、荒廃地や荒廃森林の効果的な整備、天然生林の保安林の計画的な指定等を実施する。
- ④ 「森林病虫害等の被害の防止」については、Bランクとなったことから、伐倒・焼却等による駆除措置、薬剤による予防措置、抵抗性マツやマツ以外の樹種へ転換する等の対策を適宜適切に組み合わせた総合的かつ適確な防除に努めるとともに、新たな地域への被害のまん延を防止するため、国、県、市町村等が一体となった防除対策を重点的に実施する。
- ⑤ 「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」については、有効性の向上が必要であるとなったことから、「美しい森林づくり推進国民運動」や緑化行事の開催等による普及啓発、森林づくり活動のサポート体制整備を推進するとともに、森林ボランティア活動の技術向上・安全対策に関する研修等を実施する。
- ⑥ 「山村地域の活性化」については、有効性の向上が必要であるとなったことから、山村地域の居住環境整備を推進するとともに、優れた自然や文化・伝統等の山村固有の資源を活用した魅力ある山村づくり、企業等との社会的協働システムの構築等により山村地域の再生を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進	次の指標を満たす割合の平均を100%とする。(各年度)	%	—	97 (A)	93 (A)	95 (見込値) (A)	100 (各年度)	森林の自然的条件、社会的条件などの地域の特性を勘案して、森林整備に関する技術の開発及び普及を図りつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林整備を計画的に推進していくことが、森林の有する多面的機能を十分に発揮させることに資することから、「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」を目標とし、この成果を把握するため、次の指標の達成率の平均を毎年度100%とすることを数値目標として設定。
	指標(ア)水土保全機能	%	62.60 (15年度)	63.49	66.10	70.29 (見込値)	70.80 (20年度)	(ア)水土保全機能 育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。
	指標(イ)森林の多様性	%	31 (15年度)	34.64	35.36	34.63 (見込値)	35 (20年度)	(イ)森林の多様性 針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。
	指標(ウ)森林資源の循環利用	千万m ³	84 (15年度)	92	94	97 (見込値)	98 (20年度)	(ウ)森林資源の循環利用 育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 なお、森林吸収目標1,300万炭素トンの達成のため、19年度から森林吸収源対策を加速化することとしたところであり、指標(ア)と(ウ)について、19、20年度の目標値について見直しを行った。
国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進	海外における持続可能な森林経営への寄与度を100%とする。(各年度)	%	—	92 (A)	94 (A)	82 (B)	100 (各年度)	国際的な協調の下で持続可能な森林経営を推進するとともに、開発途上国における森林の整備及び保全等に対する積極的な協力の推進に努めることが必要であり、国内における森林の有する多面的機能の持続的発揮にとっても不可欠であることから、「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」を目標とし、この成果を把握するため、国際林業協力関連事業における相手国の政府関係者等に対するアンケート調査(5段階評価)により把握された「持続可能な森林経営への寄与度」を毎年度100%とすることを数値目標として設定。
山地災害等の防止	5年間で4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させる。	集落 %	48,000 (15年度)	50,500 104 (A)	51,200 100 (A)	51,700 (見込値) 100 (A)	52,000 (20年度)	国土の保全、水源のかん養等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な森林について、保安林制度による伐採や土地の形質の変更行為等の規制とともに、自然災害等により機能が著しく低下した保安林について、治山事業を推進することが重要であることから、「山地災害等の防止」を目標とし、この成果を把握するため、集落に近接する山地災害危険地区等のうち、5年間で防災上特に緊急性、必要性が高く、治山対策を完了させる集落数を数値目標として設定。
森林病害虫等の被害の防止	松くい虫被害について、保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる都府県の割合を10	%	—	67 (B)	60 (B)	62 (B)	100 (各年度)	森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくためには、森林病害虫や野生鳥獣の被害から森林を守ることが重要であることから、「森林病害虫等の被害の防止」を目標とし、この成果を把握するため、松くい虫被害について、保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を毎年度100%とすることを数値目標として設定。

	0%とする。 (各年度)							
国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	森林づくり活動への年間延べ参加者数を増加させる。	万人	70 (18年度)	—	(有効性の向上が必要である)	(有効性の向上が必要である)	100 (21年度)	<p>森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林及び林業について、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという気運の醸成が重要であり、企業やNPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進し、森林の整備・保全を推進するためには広い国民の参加が必要であることから、「国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進」を目標とし、この成果を把握するため、森林ボランティア活動への年間延べ参加者数(推計値)を平成18年度の約70万人から平成21年度に100万人にすることを数値目標として設定。</p> <p>なお、実績値を把握する「森林(もり)づくり活動についてのアンケート調査」は3年に1度しか実施していないことから、平成19年度及び平成20年度については、指標(1)及び(2)を用いて総合的な判定を行う。</p>
	指標(1) 企業による森林づくり活動実施箇所数	箇所	—	—	325	472	—	
	指標(2) 森林ボランティア活動件数	件	—	—	3,695	3,744	—	
山村地域の活性化	以下の指標を用いて全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。			(有効性の向上が必要である)	(有効性の向上が必要である)	(有効性の向上が必要である)		<p>山村は森林を支える基盤であり、森林の整備・保全を適正に行い、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、山村地域の生活環境の整備や産業振興による就業機会の増大等を推進し、山村の活力を向上させることが重要であることから、「山村地域の活性化」を目標とし、この成果を把握するため、山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者数、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ指標(ア)から(ウ)を設定し、それらをもとに全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。</p> <p>(ア) 全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、以下の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年度比</p> <p>1) 新規定住者数 前年度の新規定住者数を維持・向上している市町村の割合</p> <p>2) 交流人口 交流人口が住民数以上かつ前年度の交流人口増加率を維持・向上している市町村の割合</p> <p>3) 地域産物等販売額 前年度の地域産物等販売額増加率を維持・向上している市町村の割合</p> <p>(イ) 森林資源を積極的に利用している流域の数</p> <p>(ウ) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数</p>
	指標(ア) 以下の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年度比	%	—	123	106	101 (見込値)	—	
	指標1) 新規定住者数	%	—	36	32	35 (見込値)	—	
	指標2) 交流人口	%	—	66	61	54 (見込値)	—	
	指標3) 地域産物等販売額	%	—	33	52	49 (見込値)	—	
	指標(イ) 森林資源を積極的に利用している流域の数	流域	10 (15年度)	20	19	22 (見込値)	20 (20年度)	
	指標(ウ) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数	万人	—	58	71	80 (見込値)	80 (20年度)	

政策評価の結果の政策への反映状況

○ 予算要求

① 「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」については、評価結果を踏まえ、路網整備が遅れている地域での作業道の公的整備や集約化が困難な森林における間伐の推進、再生林の低コスト化を促進するためのモデル的な取組を定額で助成するなど、地方負担、個人負担にも配慮した施策の充実を図る「森林・林業・木材産業づくり交付金(拡充)」【13,816の内数(13,222の内数)百万円】や森林の多面的機能の発揮に向け、モザイク林誘導伐を推進する「育成林整備事業(拡充)」【21,736(25,117)百万円】等を概算要求した。

② 「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」については、評価結果を踏まえ、途上国側のニーズに更なる的確に応えられるよう、開発途上地域等におけるCDM植林実施支援のための取組、森林減少・劣化問題対策のための取組等を実施するとともに、ワークショップ開催、住民参加支援、普及・指導員育成等により違法伐採対策等を効果的に推進するため、「森林減少防止のための途上国取組支援事業(拡充)」【55(45)百万円】等を概算要求した。

③ 「山地災害等の防止」については、評価結果を踏まえ、森林の保水、山崩れ防止機能を発揮

	<p>させ安全・安心を確保するため、荒廢地の復旧や森林の再生等を実施する「治山事業（継続）」【84,017（99,190）百万円】を引き続き概算要求した。</p> <p>④ 「森林病虫害等の被害の防止」については、評価結果を踏まえ、松くい虫被害について、伐倒・焼却等による駆除措置、薬剤による予防措置、抵抗性マツやマツ以外の樹種へ転換する等の対策を適宜適切に組み合わせた総合かつ適確な防除に努めるとともに、新たな地域への被害のまん延を防止するため、国、県、市町村等が一体となった防除対策を重点的に実施することとし、「森林病虫害等防除事業（拡充）」【744（744）百万円】や、「森林病虫害等防除事業地方公共団体委託費（継続）」【186（186）百万円】等を引き続き概算要求した。</p> <p>⑤ 「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」については、評価結果を踏まえ、緑化行事の開催等による普及啓発や森林づくり活動のサポート体制整備を推進するとともに、森林ボランティア活動の技術向上・安全対策に関する研修等を実施するため、「緑化推進対策事業（新規）」【139（324）百万円】や、里山林の再生と森林体験活動について、自立・継続的に実施できる地域モデルを確立、普及するため、「森林総合利用推進事業（新規）」【60（0）百万円】を概算要求した。</p> <p>⑥ 「山村地域の活性化」については、評価結果を踏まえ、山村地域の居住環境整備を推進するとともに、優れた自然や文化・伝統等の山村固有の資源を活用した魅力ある山村づくり、企業等との社会的協働システムの構築等により山村地域の再生を図るため、「社会的協働による山村再生対策構築事業（拡充）」【315（350）百万円】概算要求した。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>第171回国会施政方針演説</p>	<p>平成21年1月28日</p>	<p>〈3 安心できる社会（環境）〉 地球温暖化問題の解決は、今を生きる我々の責任です。同時に、環境問題への取組は、新たな需要と雇用を生み出す種でもあります。成長と両立する低炭素社会、循環型社会を実現します。</p>
	<p>第169回国会施政方針演説</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。</p>
<p>森林・林業基本計画</p>	<p>平成18年9月8日</p>	<p>第2の3</p>	

<p>施策名</p>	<p>林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進</p>																											
<p>施策の概要</p>	<p>森林・林業基本法及び森林・林業基本計画等に基づき、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図るため、以下の施策を実施する。</p> <p>① 望ましい林業構造の確立 ② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進</p>																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 「望ましい林業構造の確立」については、目標の達成状況が有効性の向上が必要であるとなったことから、森林所有者への施策提案などにより施策の集約化を一層進めるとともに、集約化施策に必要な人材育成や路網整備と高性能林業機械の組合せ等により生産性の向上を図り、原木の生産コストの低減や量的に安定した供給を推進する必要がある。</p> <p>「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、目標の達成状況がAランクとなったところであるが、金融危機に伴う景気後退等の影響により、国産材の供給・利用量は前年から減少する見込みである。平成27年の目標達成に向け、さらに、流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給を推進するとともに、国産材を利用した住宅づくりを普及する取組、「木づかい運動」等による消費者への普及啓発活動、小径木等の未利用の木質バイオマスの利用などを一層推進する必要がある。</p> <p>以上のとおり、平成20年度の施策に関する各目標の達成状況からは、本政策分野は一定の有効性は認められるものの、効率的かつ安定的な林業経営の育成や国産材の安定的な供給・利用等についてさらなる向上が必要と考えられることから、今後、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体の育成、製材・加工の大規模化等による木材産業の競争力の強化及び消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化等による木材需要の拡大により、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進を図る必要がある。</p> <p>(必要性) ① 「望ましい林業構造の確立」については、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造を確立する必要がある。</p> <p>② 「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義について広く国民の理解を得ることなどにより、国産材の供給・利用を拡大する必要がある。</p> <p>(効率性) 「望ましい林業構造の確立」及び「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、政策手段の実施に当たり、地域の課題に応じた取組を支援するための柔軟な仕組みである交付金方式とするとともに、民間団体向け補助事業では公募方式とするなど効率的な実施に努めている。</p> <p>(有効性) ① 「望ましい林業構造の確立」については、4指標のうち「高性能林業機械の普及台数」、「森林組合に占める中核組合の割合」、「森林組合による長期経営・施策受託面積(私有林)」の3指標が着実に増加しており、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進みつつあり、これらの者による事業量のシェアが増加しつつあるものと考えられるが、「素材生産の労働生産性」が低下したことから、目標の達成状況は有効性の向上が必要であるとなっている。</p> <p>② 「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、金融危機に伴う景気後退等の影響により、国産材の供給・利用量は前年からは減少する見込みであるものの、合板分野での加工技術の向上により、間伐材等の小径木が効率的に利用することが可能となってきていること、外材供給を巡る不透明な状況等により、国産材が競争力を持ち始めたこと等から、国産材の供給・利用量拡大の目標の達成状況はAランクとなっている。</p> <p>(反映の方向性) ① 「望ましい林業構造の確立」については、有効性の向上が必要であるとなったことから、集約化施策に必要な人材育成や高性能林業機械の導入等に対する支援を行うとともに、市町村、都道府県、森林組合、林業事業体、森林所有者等の連携により集約化施策の面的拡大等の施策を講じる。</p> <p>② 「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、Aランクとなったことから、引き続き、需要者ニーズに応えうる国産材の安定的な供給体制を構築するとともに、住宅建築・公共建築物等への木材利用、未利用木質資源を含めた木質バイオマスの利用及び消費者や一般企業等に対する戦略的な普及をさらに推し進める等の取組を実施する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 2033 1501 2145"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>望ましい 林業構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(有効性の 向上が必</td> <td>(おおむね 有効)</td> <td>(有効性の 向上が必</td> <td></td> <td>林業の持続的かつ健全な 発展を図るため、林業の担い</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	望ましい 林業構造				(有効性の 向上が必	(おおむね 有効)	(有効性の 向上が必		林業の持続的かつ健全な 発展を図るため、林業の担い
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				18年度	19年度	20年度																						
望ましい 林業構造				(有効性の 向上が必	(おおむね 有効)	(有効性の 向上が必		林業の持続的かつ健全な 発展を図るため、林業の担い																				

	の確立				要である)		要である)		手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立が必要であることから、「望ましい林業構造の確立」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画を踏まえ、平成27年における以下の数値目標を設定。
	指標(1) 素材生産の 労働生産性 の向上と国 産材供給量 (用材)	m ³ /人日 千m ³	— —	5.51 17,617	4.70 18,635	— 17,971 (見込値)	— —	— —	(ア)効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させる (素材生産量 基準値 H17:48% → 目標値H27:60%) (造林・保育面積 基準値 H17:58% → 目標値 H27:70%)
	指標(2) 高性能林業 機械の普及 台数の増加	台	—	3,209	3,474	—	—	—	(イ)効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる (基準値 H17:2,200 → 目標値 H27:2,600) なお、平成20年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、指標(1)～(4)を用いて総合的な判定を行うこととする。(各指標を判断する実績値は、統計等を用いており、一部の指標の実績値は評価実施時点で当該年度の数値を把握できないことから、前年度の数値となる。)
	指標(3) 森林組合に 占める中核 組合の割合 の増加	%	—	39	40	43 (見込値)	—	—	
	指標(4) 森林組合に よる長期経 営・施業受 託面積(私有 林)の増加	千ha	—	1,989	2,288 (見込値)	—	—	—	
木材産業 等の健全 な発展及 び林産物 の利用の 促進	国産材の供給・利用量を拡大する。(H27:23,000千m ³)	千m ³	17,333 (平成16年)	18,300 (A)	19,313 (A)	18,658 (見込値) (A)	23,000 (平成27年)		木材の供給については、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要であり、木材の利用については、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材需要が増進されることが重要であることから、「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年の木材供給・利用量の目標を数値目標として設定。
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>① 「望ましい林業構造の確立」については、評価結果を踏まえ、集約化施策に必要な人材育成や高性能林業機械の導入等に対する支援を行うとともに、市町村、都道府県、森林組合、林業事業体、森林所有者等の連携により集約化施策の面的拡大等の施策を講じるため、「施策集約化・供給情報集積事業(拡充)」【610(524)百万円】等を概算要求した。</p> <p>② 「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」については、評価結果を踏まえ、引き続き、住宅・建築物等への木材利用をさらに推進する取組を実施するため、「住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業(拡充)」【500(290)百万円】、また、年間約2,000万m³発生する木質バイオマスの利用を推進する取組を実施するため、「森林・林業・木材産業づくり交付金のうち木質バイオマス利用促進整備(拡充)」【13,816(13,222)百万円の内数】を概算要求した。</p>								
関係する施政方針演説等内閣の	施政方針演説等	年月日		記載事項(抜粋)					
	第171回国会施政方針演説	平成21年1月28日		〈3 安心できる社会(環境)〉 地球温暖化問題の解決は、今を生きる我々					

重要政策(主なもの)			の責任です。同時に、環境問題への取組は、新たな需要と雇用を生み出す種でもありません。成長と両立する低炭素社会、循環型社会を実現します。
	第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。
	森林・林業基本計画	平成18年9月8日	第2の4

施策名	水産物の安定供給の確保																											
施策の概要	<p>国民に対し、新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用の確保に資する、以下の施策を実施する。</p> <p>① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進（適切な資源管理、計画的生産）</p> <p>② 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開（適正な魚価の確保）</p>																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）</p> <p>水産物の安定供給のためには、適切な資源管理、計画的生産及び適正な魚価の確保が必要である。本年度の達成目標は、適切な資源管理については目標達成されたが、計画的生産及び適正な魚価の確保については、Bランク（有効性の向上が必要である）にとどまった。水産物の安定的供給を図るためには、来年度以降も引き続き適切な資源管理、計画的生産及び適正な魚価の確保を一体となって進めていくことが必要であり、達成目標に基づく施策の着実な実施が重要である。</p> <p>なお、「消費地と産地の価格差の縮減」という達成目標については、21年度から、各流通段階毎の経費の構成とその推移を含めてより詳細に分析を行うことにより、必要な政策手段について検討することとする。</p>																											
	<p>（必要性）</p> <p>① 「低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進」については、我が国周辺水域や公海の水産資源の多くが低位水準にある状況に対応して、国民に対する水産物の安定供給を確保するためには、水産資源の回復・管理を推進する必要がある。</p> <p>② 「水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開」については、消費者が求める新鮮かつ安価な水産物の安定供給を確保するために、産地の販売力強化を図るとともに、消費と生産の橋渡しを担う水産物流通の構造改革を計画的に推進する必要がある。</p>																											
	<p>（効率性）</p> <p>① 「低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進」については、強い水産業づくり交付金（資源管理体制・機能強化総合対策費）等により、資源回復計画及び削減実施計画を作成する場合に必要な漁業者協議会の開催を支援すること等で、効率的な施策の推進を図っている。</p> <p>② 「水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開」については、生産者団体と需要者が、予め規格・価格を設定した契約を結び、国産水産物の安定的な取引を行おうとする取組に対して、水産物の保管経費を支援する等の取組を実施しており、効率的な施策の推進を図っている。</p> <p>（有効性）</p> <p>① 「低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進」については、適切な資源管理に係る指標(ア)と(イ)、計画的生産に係る指標(エ)は、それぞれ目標を達成したものの、計画的生産に係るもう1つの指標(ウ)の「主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保」については、さけ・ます類の回遊漁が大きく減少したことからBランクとなった。</p> <p>② 「水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開」については、消費地と産地の価格差が4.05倍となり、目標値3.90倍に対する達成状況はBランクとなった。これは、一部の魚種において、小売価格は下落しなかったものの、産地価格が漁獲量の増加によって下落したことにより、価格差の縮減が抑制されたものと考えられる。</p> <p>（反映の方向性）</p> <p>① 「低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進」については、Bランクとなった指標(ウ)について、前年に比べて大きく落ち込んださけ・ます類の原因究明を進めるとともに、回帰率の向上が期待される大型種苗の放流を推進していく。</p> <p>指標(ア)、(イ)、(エ)については、それぞれ目標を達成したことから、今後も引き続き、計画的生産及び資源管理の取組を実施する。</p> <p>② 「水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開」については、消費者が求める新鮮で安価な水産物の安定供給に資するため、引き続き、新規販路の開拓等に取り組む事業者の支援や産地・消費地間の直接取引を推進するなど、産地の販売力強化を促進するとともに、流通コストの縮減を図ることとする。</p> <p>また、目標の達成に向け必要な政策手段を検討するため、21年度から各流通段階毎の経費の構成とその推移を含めてより詳細に分析を行うこととする。</p>																											
<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="335 1899 1503 2092"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進</td> <td>(ア)資源回復計画の着実な実施</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>77 (B)</td> <td>35 (C)</td> <td>94 (A)</td> <td>100 (毎年度)</td> <td>資源回復計画に基づき、漁獲圧力を下げるため、漁業者自身が定める漁獲努力量削減実施計画が早期(半年以内)に策定されることを目標値として設定。</td> </tr> </tbody> </table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進	(ア)資源回復計画の着実な実施	%	—	77 (B)	35 (C)	94 (A)	100 (毎年度)	資源回復計画に基づき、漁獲圧力を下げるため、漁業者自身が定める漁獲努力量削減実施計画が早期(半年以内)に策定されることを目標値として設定。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				18年度	19年度	20年度																						
低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進	(ア)資源回復計画の着実な実施	%	—	77 (B)	35 (C)	94 (A)	100 (毎年度)	資源回復計画に基づき、漁獲圧力を下げるため、漁業者自身が定める漁獲努力量削減実施計画が早期(半年以内)に策定されることを目標値として設定。																				

(※19年度から目標設定)	(イ)国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大	魚種	—	75	77	81	77 (H20)	国際的な管理を要する水産資源の適切な保存及び管理が図られるよう、また、我が国漁業の漁場の維持及び開発が図られるよう国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大を目標値として設定。
	協定	—	50 (A)	50 (A)	51 (A)	50 (H20)		
	(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保	千トン	1,754 (H18)	1,754 (—)	1,789 (A)	1,769 (B)	1,798 (H23)	主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量については、水産基本計画の平成29年度目標を1,929千トンとしており、これを達成するため、毎年一定割合で増加させるものとして、平成23年度目標値を1,798千トンとして設定。
	(エ)平成23年度の海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合	%	63.5 (H18)	—	75.2 (A)	75.8 (A)	80 (H23)	
水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開 (※19年度から目標設定)	消費地と産地の価格差の縮減	倍	3.98 (H18)	—	4.14 (B)	4.05 (B)	3.78 (H23)	消費者に対し、鮮度が良く安全な水産物を安定的に供給するためには、産地の販売力強化を図るとともに、構造改革を進め、市場を核とした流通拠点の整備等による消費地と産地の価格差の縮減を目標値として設定。

政策評価の結果の政策への反映状況

① 栽培漁業や養殖による生産量を確保する観点から、さけ・ます類の回帰率の向上や、効率的に栽培漁業を実施するための広域種苗生産体制の構築、養殖用配合飼料価格の価格安定等を図るため、以下の事業等を要求した。
「水産増養殖等振興対策費（拡充）」【1,440（1,390）百万円】、【強い水産業・漁村づくり交付金（拡充）11,208（7,674）百万円】

② 水産物の安定供給を図るため加工・流通・消費施策の展開については、評価結果を踏まえ、主に漁業団体による新規販路の開拓、産地市場の改革などの取り組みや民間企業が漁業者団体と連携して行う新規販路の開拓、新商品の開発に対して支援するため、「水産物産地販売力強化事業（拡充）」【1,800（1,052）百万円】を概算要求した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	水産基本計画	平成19年3月20日	第3の1 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進 3 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開

<p>施策名</p>	<p>水産業の健全な発展</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図るため、以下の施策を実施する。</p> <p>① 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立 ② 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮 ③ 水産関係団体の再編整備</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>「水産業の健全な発展」にとっては、漁業の健全な発展と漁村の振興が重要であり、このうち、漁業の健全な発展に資するものとしては、「国際的競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」及び「水産関係団体の再編整備」が、漁村の振興に資するものとしては、「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」がそれぞれ重要であり、来年度以降も引き続き達成目標に基づく施策の確実な実施が重要である。</p> <p>目標の達成状況がBランク（有効性の向上が必要）となった「新規漁業就業者数の確保」については、実績値が目標値の7割に留まっていることを踏まえ、体系的な漁業就業支援体制を整備し、漁業者の雇用余力の維持や沿岸漁業の法人化等を促進する。また、「漁協の組織基盤の強化」については、多種多様な漁協経営改善モデルの策定に一層努める。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」については、安定的な収益を確保しつつ継続的に漁業活動を担い得る漁業経営体を育成し、このような経営を担う人づくりを進める必要がある。</p> <p>② 「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」については、力強い産地づくりと安全で活力ある漁村づくりに向けて、我が国周辺水域の資源生産力の向上や我が国水産業の国際競争力強化を図るため、水産物供給基盤の整備、漁村の防災力の強化と生活環境の向上に資する整備等を推進するとともに、水産業・漁村の多面的機能の発揮を確保する必要がある。</p> <p>③ 「水産関係団体の再編整備」については、水産関係団体の位置づけ・役割を不断に見直すとともに、漁協改革の促進をはじめとして、効率的な再編整備を進める必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」については、漁業担い手確保・育成対策総合推進事業、漁業経営安定対策事業により、地域の実情に応じた目標を示した上で、自主性・裁量性を発揮しながら、新規漁業就業者数の確保と、漁業経営改善計画の認定者数の確保に努めており、効率的な施策の推進を図っている。</p> <p>② 「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」については、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針等に基づき、資源管理や衛生管理の諸施策と連携しつつ取組を推進し、効率的な施策の推進を図っている。</p> <p>③ 「水産関係団体の再編整備」については、漁協の組織基盤の強化について、経営コンサルタント等の財務・起業再生等に知見を有する外部専門家を活用し、漁協経営改善モデル(先進事例)を作成し、広く普及・紹介することで、効率的な施策の推進を図っている。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」のうち指標「新規漁業就業者数の確保」については、目標を達成することができず、達成状況はBランクとなった。これは、19年秋以降の雇用情勢悪化に伴い漁業就業希望者は増加したものの、近年、漁獲量減少に加え燃油高騰に見まわれる中、更には20年秋口以降の景気後退により漁業者側の雇用余力が低下したこと等が影響を及ぼしたものと考えられる。また、指標「漁業経営改善計画の認定者数の確保」については、平成20年度から新たに漁業経営安定対策事業（漁業経営改善計画認定は本事業に加入するための一要件）を導入したこと等により目標達成しAランクとなった。</p> <p>② 「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」については、全ての指標において目標を達成し、Aランクとなった。</p> <p>③ 「水産関係団体の再編整備」については、前年に引き続き、合併の効果が発揮されていないために経営改善が進まない漁協や、財務状況の悪化が原因により合併に参加できない漁協の経営改善計画のモデルプラン策定を行ったところであり、目標の達成状況はBランクとなった。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① 「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」については、従来の施策に加え、学生等を対象とする漁場体験活動等の支援、漁業現場での長期研修の拡充（最長2年）、長期研修生の住居費の支援、漁業に必要な経理・税務等の技術の習得のための支援措置、新規漁業就業者のための演習船の整備及び新しいビジネスのノウハウや技術を有する異業種の漁業への参入を促進し、総合的な漁業就業支援を実施する。</p> <p>② 「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」については、今後も引き続き、漁港漁場整備長期計画等に基づき、漁港・漁場・漁村の総合的な整備を実施する。</p> <p>③ 「水産関係団体の再編整備」については、漁協の組織基盤の強化を図るため、漁協経営改善</p>

モデルを策定しており、21年度からは、これまでの2タイプ（合併漁協型、経営不振漁協型）に加え、県内漁協系統全体の経営改善を目的とした計画の策定にも取り組むこととし、より多くの漁協が活用できるよう多様な形態毎に漁協経営改善モデルの策定を引き続き努める。

また、19年度に策定された6計画については、計画実施の具体的内容及び経営改善への具体的な効果についても、状況に応じて漁連や県などの関係者との連携の上、フォローアップしていくこととしている。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
国際競争力のある経営体の育成・活力ある漁業就業構造の確立 (※19年度から目標設定)	(ア)新規漁業就業者数の確保	人	-	1,256 (B)	1,081 (B)	1,047 (B)	1,500 (毎年)	水産業の健全な発展が図るように、将来の漁業を担うに足りる能力を備えた人材の確保が重要であり、平成15年の年間1,500人の新規漁業就業者を確保することを目標に設定。
	(イ)漁業経営改善計画の認定者数の確保	経営体	67 (H14)	234 (B)	290 (B)	1,596 (A)	947 (H20)	漁業者が、経営の相当程度の向上を図ることを目的に、国・都道府県の助言の下に、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行う漁業経営改善計画を策定する認定者数947経営体を平成20年度の目標値として設定。
漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮 (※19年度から目標設定)	(ア)漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供	万トン	-	-	-	2.4 (A)	14.5 (H23)	水産基本計画における自給率目標の達成のため、排他的経済水域を含めた我が国周辺水域における漁場整備を図ることとし、平成23年度を目途に、概ね14.5万トンの水産物を新たに提供することを目標値として設定。
	(イ)高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合の向上	%	23 (H16)	-	25.1	28.2 (A)	50 (H23)	水産物の流通拠点となる漁港において、鮮度保持対策や衛生管理対策等に重点的に取り組むことにより、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を平成23年度を目途に概ね50%に向上させることを目標値として設定。
	(ウ)漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率の向上	%	35 (H16)	41	43	46 暫定 (A)	60 (H23)	漁村の総合的な振興の観点から、生活環境の向上を図るため「漁業集落排水を行うこととしている漁村の人口比率」を平成19年度策定の「漁場整備長期計画」の目標に基づき、平成20年度46%を目標値として設定。
	(エ)津波・高潮及び地震による災害から一定の安全性が確保されていない漁村等の面積削減、老朽化対策の推進、水辺の再生、ハザードマップの作成支援等の推進	a 地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積 (ha) b 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 (千ha)	約58 (H19) 約5.0 (H19)	- 約5.2 (A)	- 約5.0 (A)	約44 (A) 約4.7 (A)	約28 (H24) 約4.0 (H24)	地震時及びその発生後において、海岸の背後地域の浸水被害を防護するため、人口・資産が集積する地域等を防護する施設を中心に、緊急かつ効率的に海岸保全施設の耐震化を推進し、地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積を減少させるため、平成24年度を目途に概ね約28haにすることを目標値として設定。 重要沿岸域やゼロメートル地帯、近年浸水被害が発生した地域を中心に、海岸保全施設の計画的な整備等のハード施策を着実に進めるとともに、ソフト対策を一体的に推進し、各地区の海岸で発生すると想定される津波・高潮に対し、防護が不十分な海岸における背後地域の浸水想定面積を減少させるため、平成24年度を目途に概ね約4.0千haにすることを目標値として設定。

		c 水辺の再生の割合 (%)	約21 (H19)	—	—	約29 (A)	約40 (H24)	越波や海岸侵食等が周辺の生物の生息・生育環境や景観、利用に与える影響等に配慮した海岸保全施設の整備を推進し、海岸侵食によって失われた砂浜について、復元・再生を進めるため、平成24年度を目途に概ね約40%にすることを目標値として設定。	
		d 総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数 (箇所)	0 (H19)	—	—	—	5 (H24)	土砂管理についての技術開発を推進するとともに、関係機関との事業連携を図りつつ、土砂の流れに支障があり問題が発生している海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業を進めるため、平成24年度を目途に概ね5箇所にすることを目標値として設定。	
		e 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合 (%)	約52 (H19)	—	—	約52 (A)	約57 (H24)	海岸保全施設の老朽度や機能の健全性を適切に把握し、計画的な維持・更新を行うことにより、施設の機能を所要の水準に確保するため平成24年度を目途に概ね約57%にすることを目標値として、昭和42年以前に設置された海岸保全施設について、所要の機能の確保を進める。	
		f ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (%)	約60 (H19)	—	—	約74 (A)	約80 (H24)	住民の防災意識を高め、災害時の更なる人的被害の回避、軽減を図るため、各種ハザードマップを作成・公表し、防災訓練の実施等によりそれらを活用した市町村の割合を平成24年度を目途に約8割にすることを目標値として設定。	
	水産関係団体の再編整備 (※19年度から目標設定)	漁協の組織基盤の強化(漁協経営改善事業による漁協経営改善計画策定)	漁協	—	—	6 (B)	6 (B)	30 (H21)	経営の改善が進まない漁協、財務状況が悪く合併の障害となっている経営不振漁協について、経営コンサルタント等外部専門家による詳細な財務分析を通じた具体的な改善計画を策定し、経営・事業改善を図ることとから、19～21年度の間30漁協の改善計画策定を目標値として設定。

政策評価の結果の政策への反映状況

① 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立については、評価結果を踏まえ、主に人材の育成・確保や漁船の安全操業の確保を通じて、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、以下の事業を概算要求した。
「漁業担い手確保・育成対策事業（拡充）」【1,600 (604) 百万円】、「漁船安全操業対策事業」【104 (122) 百万円】

② 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮については、評価結果を踏まえ、主に漁港・漁場・漁村の整備を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事業を概算要求した。
「水産物供給基盤整備」【89,408 (71,455) 百万円】、「水産資源環境整備」【14,109 (12,600) 百万円】、「漁村総合整備」【13,646 (11,750) 百万円】

③ 20年度の評価結果を踏まえ、水産関係団体の再編整備については、経営不振漁協・漁連または県域漁協系統全体の経営改善を図るため、外部専門家による財務状況の詳細な分析を通じ、経営改善計画の作成・実行の支援等を行うため、「漁協系統組織改革加速化事業（新規）」【72 (0) 百万円】を概算要求した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	社会資本整備重点計画	平成21年3月31日	① 汚水処理人口普及率 ② 津波・高潮による災害から一定の水準の安全が確保されていない地域の面積 ③ 地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積 ④ 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合 ⑤ 水辺の再生の割合 ⑥ ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合

			⑦ 総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数
	水産基本計画	平成19年 3月20日	第3の2 国際競争力ある経営体の育成・確保と 活力ある漁業就業構造の確立 5 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産 業・漁村の多面的機能の発揮 6 水産関係団体の再編整備

<p>施策名</p>	<p>バイオマスの利活用の推進</p>																																				
<p>施策の概要</p>	<p>バイオマスの利活用の推進により、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林漁業及び農山漁村の活性化を図るため、以下の施策を実施する。</p> <p>① バイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の加速化</p> <p>② 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大</p>																																				
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>「バイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の加速化」及び「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」については、政策目標を達成しており、施策は有効であると考えられることから、引き続き現在の施策を推進することが重要である。</p> <p>しかしながら、「バイオマス・ニッポン」を実現するためには、策定されたバイオマスタウン構想の実現を図ることが重要であり、本年3月に取りまとめを行ったバイオマスタウン加速化のための具体的方策を実施していく必要がある。また、バイオ燃料については、食料供給と両立する稲わらや間伐材等の未利用バイオマスを有効に活用していく必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 「広く、薄く」存在する特性を持つバイオマスの利活用を推進し、地域の実情に即したシステムの構築を推進するためには、バイオマスタウン構想の策定を加速化する必要がある。</p> <p>② 国産バイオ燃料の本格的な導入に向けて、バイオ燃料の利用モデルの整備と技術実証を行い、国産バイオ燃料を大幅に生産拡大する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 「バイオマスタウン構想の加速化」については、地域の実情に即したシステムを構築することが重要であり、地域バイオマス利活用交付金により、地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援しており、これにより効率的な推進が図られている。</p> <p>② 「国産バイオ燃料の生産拡大」については、バイオエタノール製造効率等の向上を図り低コスト化を図るための技術実証を行うことで、我が国における国産バイオ燃料の実用化の可能性を示すこととしている。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 「バイオマスタウン構想の加速化」については、バイオマス利活用の有効性に関する理解やバイオマスタウンの認知度が高まり、全国の市町村でバイオマスタウン構想を策定する気運が高まってきたことから、バイオマスタウン構想の策定が進み、Aランクとなった。</p> <p>② 「国産バイオ燃料の生産拡大」については、バイオディーゼル燃料の生産地区が26地区に増えたこと、バイオ燃料の原料調達から製造・供給までを一体的に行うモデル実証事業3地区がバイオディーゼル燃料の本格製造を開始したことにより、Aランクとなった。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>「バイオマスタウン構想の加速化」及び「国産バイオ燃料の生産拡大」については、平成20年度の政策目標を達成したところであり、バイオマス利活用推進のための施策は一定の有効性が認められることから、引き続き現在の施策を推進することとする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="344 1451 1505 1944"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バイオマスタウンの構築を推進し、平成22年度に300地区とする (※19年度から目標設定)</td> <td>バイオマスタウン策定地区</td> <td>地区</td> <td>90 (18年度)</td> <td>90</td> <td>136 (B)</td> <td>197 (A)</td> <td>300 (22年度)</td> <td>バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、平成22年度末に300地区の構想策定を目標に設定。</td> </tr> <tr> <td>国産バイオ燃料を平成23年度に単年度5万キロリットル以上生産 (※19年度から目標設定)</td> <td>国産バイオ燃料の生産量</td> <td>キロリットル</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>463 (A)</td> <td>2,244 (A)</td> <td>50,000 (23年度)</td> <td>国産バイオ燃料の大幅な生産拡大について、実現に向けた工程表をとりまとめ、2007年2月に農林水産大臣から内閣総理大臣に報告。2010年頃までの当面の期間は、規格外農産物等の安価な原料を用いて、単年度5万キロリットルの生産を目指すこととしていることから目標に設定。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	バイオマスタウンの構築を推進し、平成22年度に300地区とする (※19年度から目標設定)	バイオマスタウン策定地区	地区	90 (18年度)	90	136 (B)	197 (A)	300 (22年度)	バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、平成22年度末に300地区の構想策定を目標に設定。	国産バイオ燃料を平成23年度に単年度5万キロリットル以上生産 (※19年度から目標設定)	国産バイオ燃料の生産量	キロリットル	-	-	463 (A)	2,244 (A)	50,000 (23年度)	国産バイオ燃料の大幅な生産拡大について、実現に向けた工程表をとりまとめ、2007年2月に農林水産大臣から内閣総理大臣に報告。2010年頃までの当面の期間は、規格外農産物等の安価な原料を用いて、単年度5万キロリットルの生産を目指すこととしていることから目標に設定。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																									
				18年度	19年度	20年度																															
バイオマスタウンの構築を推進し、平成22年度に300地区とする (※19年度から目標設定)	バイオマスタウン策定地区	地区	90 (18年度)	90	136 (B)	197 (A)	300 (22年度)	バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、平成22年度末に300地区の構想策定を目標に設定。																													
国産バイオ燃料を平成23年度に単年度5万キロリットル以上生産 (※19年度から目標設定)	国産バイオ燃料の生産量	キロリットル	-	-	463 (A)	2,244 (A)	50,000 (23年度)	国産バイオ燃料の大幅な生産拡大について、実現に向けた工程表をとりまとめ、2007年2月に農林水産大臣から内閣総理大臣に報告。2010年頃までの当面の期間は、規格外農産物等の安価な原料を用いて、単年度5万キロリットルの生産を目指すこととしていることから目標に設定。																													
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>「バイオマスタウン構想の加速化」及び「国産バイオ燃料の生産拡大」については、平成20年度の政策目標を達成したところであり、バイオマス利活用推進のための施策は一定の有効性が認められることから、引き続き現在の施策を推進することとする。</p>																																				

	<p>① 「バイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の加速化」については、評価結果を踏まえ、引き続き、地域の創意工夫を活かした主体的な取組みを支援することが有効であることから、「地域バイオマス利活用交付金（拡充）」【7,492（11,164）百万円】を概算要求した。</p> <p>② 「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」については、平成23年度に国産バイオ燃料を5万KL生産する目標の達成に向け、耕作放棄地等における油糧作物の栽培からバイオディーゼル燃料製造・利用まで一貫した取組の支援を新たに加え、「バイオ燃料地域利用モデル実証事業（拡充）」【3,750（2,914）百万円】を概算要求した。</p> <p>③ さらに、バイオ燃料の生産については、世界的に食料供給との競合が懸念されるなどの課題が生じており、稲わら等のソフトセルロースの利活用技術の確立を図るため、「ソフトセルロース利活用技術確立事業（継続）」【1,567（2,467）百万円】を引き続き概算要求した。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>閣議決定</p>	<p>平成18年3月31日</p>	<p>バイオマス・ニッポン総合戦略について閣議決定 （H14.12閣議決定した戦略は廃止）</p>
<p>第169回国会施政方針演説</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>食料生産に影響を与えないバイオマス技術、燃料電池の実用化などの新エネルギーの本格利用に向けた取組を加速することが重要。</p>	

<p>施策名</p>	<p>食料・農業・農村に関する国際協力の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>世界の食料需給の安定に貢献するため、食料・農業・農村に関する国際協力の推進に資する以下の施策を実施する。</p> <p>① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力 ② WTO、EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力 ③ 我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>「我が国の食料安全保障の確保にも資する協力」、「WTO、EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力」、「我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応」については、目標に対する達成状況はAランクとなったものの、昨今のグローバル化の進展やWTO交渉やEPA交渉の進展、また食料安全保障について議論された各種国際会議の宣言を踏まえ、アフリカをはじめとする飢餓・貧困の多い開発途上国における具体的な取組を検討・推進し、効率的な農林水産分野の国際協力を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 「我が国の食料安全保障の確保にも資する協力」については、世界の食料需給の逼迫等により食料価格が高騰するなど、食料をめぐる国際的な情勢が変化し、我が国にも影響を及ぼしていることから、「我が国の食料安全保障の確保にも資する協力」を推進する必要がある。</p> <p>② 「WTO、EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力」については、近年、EPA、WTO交渉等の国際交渉において、開発途上国が重要なプレーヤーとなってきており、これらの国に対して我が国の農業政策への理解の促進が重要であるという状況の中、「WTO、EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力」に取り組む必要がある。</p> <p>③ 「我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応」については、水・土地資源の持続的利用や、越境性疾病の発生予防に向けた国際的な取組が課題となっている中で、「我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応」を行う必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>① 「我が国の食料安全保障の確保にも資する協力」については、開発途上国等のカウンターパートのニーズや実情を踏まえて事業を設計し、効率的に推進している。</p> <p>② 「WTO、EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力」については、対象国のニーズに応じた議題や、各国共通の問題をテーマとしたことにより効率的に推進している。</p> <p>③ 「我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応」については、世界的に重要なテーマについて、カウンターパートの実情に見合った形で人材育成や技術移転等を実施することにより効率的に推進している。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 「我が国の食料安全保障の確保にも資する協力」については、目標に対する達成状況はAランクとなった。これは、途上国の実情を踏まえた包括的な支援や効果的な人材育成を通じた協力を推進したことによるものである。</p> <p>② 「WTO、EPA等の国際交渉における我が国のイニシアティブ発揮に資する協力」については、目標に対する達成状況はAランクとなった。これは、我が国の農業政策への理解の促進と、関係国自らの抱える国際農業交渉上の課題についても理解を深める取組を行ったことによるものである。</p> <p>③ 「我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応」については、目標に対する達成状況はAランクとなった。これは、国際的な問題の解決に資するよう関係国との連携強化につながる取組を行ったことによるものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① 「我が国の食料安全保障の確保にも資する協力」については、食料需給の変動が懸念されることから、引き続き途上国の実情を踏まえた包括的な支援等を行うとともに、稲の品種改良などの研究開発や栽培技術の普及、農民組織化を図るための専門家派遣や研修の実施、南南協力などの支援のための国際機関への拠出といった取り組みを促進する。</p> <p>② 「WTO、EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力」については、引き続き関係国自らの抱える国際農業交渉上の課題についても理解を深める取組を推進するとともに、植物新品種保護制度の整備などについて能力開発等の支援を検討する。</p> <p>③ 「我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応」については、引き続き気候変動の影響を受けやすいアフリカにおけるかんがい技術等に関する取組やアジア域内における越境性疾病の早期通報体制の整備などの国際的な問題の解決に資するよう関係国との連携強化につながる取組を推進する。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
目標① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力	相手国関係者を対象にしたアンケート調査	アンケート調査の 平均値	3.5 (各年度)	—	3.3 (おおむね有効)	3.4 (おおむね有効)	3.5 (各年度)	食料・農業・農村に関する国際協力は、その効果を把握するに際して、 ・ 発現するまでには、一定期間を要することに加え、 ・ 気象条件や社会制度の変革、他の援助国や開発途上国自らの取組等の種々の要因の影響も大きいこと等の特質を踏まえる必要がある。 このため、本政策分野については、3項目の目標として設定し、各事業ごとに相手国の関係者等を対象としたアンケート調査を実施して、各事業の事業目標の達成度等について評価を行ってもらい、それを集約することにより評価する。
目標② WTO、EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力	相手国関係者を対象にしたアンケート調査	アンケート調査の 平均値	3.5 (各年度)	—	3.4 (おおむね有効)	3.4 (おおむね有効)	3.5 (各年度)	
目標③ 我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応	相手国関係者を対象にしたアンケート調査	アンケート調査の 平均値	3.5 (各年度)	—	3.2 (おおむね有効)	3.2 (おおむね有効)	3.5 (各年度)	

政策評価の結果の政策への反映状況

一昨年来の食料価格高騰やその後の金融危機の影響等により、全世界の栄養不足人口が10億人を突破したことを受け、FAOハイレベル会合やG8ライクラ・サミット等の国際会議でも農業投資や農業生産の拡大を図ることの重要性について首脳レベルで共通認識がなされているところである。農林水産省が行う国際協力についても、政策評価の「反映の方向性」に従うとともに、この国際的課題に重点的に対応するため予算の見直しを行い、継続事業（57事業）のうち新規性に劣る事業については事業費を5%削減した上で、世界の食料安全保障の確保や地球的・地球規模の課題の解決に向けた取組により重点をおいて、20本の新規・拡充事業を概算要求した。

① 「我が国の食料安全保障の確保にも資する協力」については、評価結果及び深刻な栄養不足人口の現状を踏まえ、飢餓撲滅のための途上国支援を促進するため、「世界の食料安全保障・飢餓撲滅のための国内連帯強化事業（新規）」【29（0）百万円】を概算要求した。

② 「我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応」については、評価結果を踏まえ、東アジアやアフリカ地域において具体的なバイオマス利活用の可能性調査を実施するため、「東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業（新規）」【57（0）百万円】を概算要求した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
農林水産業協力に関する農林水産省内検討会	平成18年12月25日	国家戦略としてのODAの活用が求められる中、インフラ整備、各種技術ノウハウの移転等農林水産分野の国際協力について、引き続き着実に推進することが重要であるとの観点から、農林水産分野全体に渡る将来を見据えた横断的な国際協力のあり方について取りまとめた。
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1の(7) 国際協力の推進
TICADIV 行動計画	平成20年5月30日	今後10年間でアフリカ諸国におけるコメ生産量倍増を目指す。
FAOハイレベル会合における福田首相スピーチ	平成20年6月3日	「食料価格高騰の問題の本質的な解決には、各国の資源を最大限活用して農業生産を強化することが重要。TICADIVで表明した「10年間でアフリカにおけるコメ生産を倍増する目標」に向けて、関係国、関係機関と協力して、灌漑等のインフラ整備、品種改良のための研究、栽培技術普及のための人材育成等を積極的に推進していく。」
北海道洞爺湖サミット「世界の食料安全保障に関するG8首脳声明」	平成20年7月9日	開発途上国への農業支援、農業生産の強化、農産物輸出規制の撤廃や第2世代バイオ燃料の開発推進などの重要性について声明に盛り込まれた。

<p>施策名</p>	<p>農林水産物・食品の輸出の促進</p>																												
<p>施策の概要</p>	<p>農林水産業・食品産業の活性化に資するため、民間の取組に対し総合的な支援策を実施し、国産農林水産物・食品の輸出を促進する。</p>																												
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 平成20年の農林水産物・食品の輸出実績額は、サブプライムローン問題に端を発する世界的な景気の後退と円高の影響等により、前年同期比0.6%減少の4,312億円となったことから、目標の達成状況は「有効性の向上が必要である」となった。</p> <p>目標の実現に向けて、輸出に取り組む農林漁業者等の裾野を広げていくため、日本産の農林水産物等の品質の高さをPRしていくとともに、関係府省、地方公共団体等と連携を図りつつ、農林水産物等の輸出に取り組む意欲ある農林漁業者等に対する支援等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 農林水産物・食品の輸出は、農林漁業者の経営発展、地域の活性化や国内生産力を高めることを通じた食料安全保障の確保、さらには日本食文化の海外発信等にも寄与するため、海外での日本食・日本製品の普及、販路創出・拡大や国内外での輸出環境整備等を行い、輸出拡大を図る必要がある。</p> <p>(効率性) 「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」(平成20年6月20日改訂)で設定したりんごなどの重点個別品目(54)、香港などの重点国・地域(34)に沿って、施策を一層拡大し、計画的かつ効率的に推進している。</p> <p>(有効性) サブプライムローン問題に端を発する世界的な景気の後退と円高の影響等により、平成20年の総輸出額が前年同期比3.5%と減少する中、農林水産物等の輸出実績額は前年同期比0.6%の減少に留まっていることから、目標の達成状況は「有効性の向上が必要である」となった。これは、各種の輸出促進施策を活用した販路の維持等に向けた努力が行われていること等によるものと考えられる。</p> <p>(反映の方向性) 目標の達成状況が「有効性の向上が必要である」となったことを踏まえ、平成25年に輸出額を1兆円規模とする目標を達成するため、平成20年度一般会計補正予算(第2号)において、農林水産物等輸出緊急対策を計上し、海外において日本産農林水産物等の品質の高さに焦点を当てたPR対策等を実施する。また、今後は、①相手国・地域が求める検疫等への対応など事業者が輸出しやすい環境整備、②相手国・地域の市場動向の提供など意欲ある事業者に対するきめ細かな支援活動の重視、③輸出の実績や潜在力等を踏まえた新規海外市場・需要の開拓といった戦略的な観点から輸出促進策の見直しを行っていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1361 1501 1675"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする。</td> <td>農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする。</td> <td>億円</td> <td>-</td> <td>3,739 (おおむね有効)</td> <td>4,337 (おおむね有効)</td> <td>4,312 (有効性の向上が必要)</td> <td>1兆円 (平成25年度)</td> <td>政府としては、農林水産物・食品の輸出額を、平成16年を基準として5年間で倍増することを目指し、民と官が一体となった取組を推進してきたが、輸出額を平成25年までに1兆円規模とするの目標を新たに設定したところであり、これをもって輸出額を目標値とする。</td> </tr> </tbody> </table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする。	農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする。	億円	-	3,739 (おおむね有効)	4,337 (おおむね有効)	4,312 (有効性の向上が必要)	1兆円 (平成25年度)	政府としては、農林水産物・食品の輸出額を、平成16年を基準として5年間で倍増することを目指し、民と官が一体となった取組を推進してきたが、輸出額を平成25年までに1兆円規模とするの目標を新たに設定したところであり、これをもって輸出額を目標値とする。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																					
				18年度	19年度	20年度																							
農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする。	農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする。	億円	-	3,739 (おおむね有効)	4,337 (おおむね有効)	4,312 (有効性の向上が必要)	1兆円 (平成25年度)	政府としては、農林水産物・食品の輸出額を、平成16年を基準として5年間で倍増することを目指し、民と官が一体となった取組を推進してきたが、輸出額を平成25年までに1兆円規模とするの目標を新たに設定したところであり、これをもって輸出額を目標値とする。																					
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする目標の達成状況として、「有効性の向上が必要である」とされたことを踏まえ、厳しい輸出環境の下にあって新たな販路の開拓に取り組む農林漁業者等の活動のみならず、既に獲得した販路の維持・定着のため継続して輸出に取り組む農林漁業者等の活動に対しても、きめ細かな事業者支援活動を行う等の観点から、全面的な組み替えを行い、以下の通り新規事業を概算要求した。</p> <p>① 「相手国・地域が求める検疫等への対応など事業者が輸出しやすい環境整備」については、輸出先国の各種基準への対応の検討や検疫官の招へい等について支援するため、「輸出総合支援事業(新規)」【1,062百万円の内数】を概算要求。</p> <p>② 「相手国・地域の市場動向の提供など意欲ある事業者に対するきめ細かな支援活動の重視」については、次の3事業を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域輸出実践者ネットワーク構築事業(新規)」【110百万円】 輸出先国の市場の動向等に関するセミナー、国内外のバイヤーとの商談会を開催 ・ 「海外ビジネスネットワーク構築事業(新規)」【426百万円】 																												

	<p>海外の主要国で開催される国際見本市にジャパンパビリオンを設置し、マッチングの場を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「輸出総合支援事業（新規）」【1,062百万円】 輸出に取り組む者の海外での販売活動やブランド化の取組を総合的に支援 <p>③ 「輸出の実績や潜在力等を踏まえた新規海外市場・需要の開拓」については、日本食・日本食材等や日本食文化の魅力を 紹介・普及しつつ、世界的な日本食品のネットワークづくりを進め需用開拓を行うため、「ニッポン・食品フロンティア開拓事業（新規）」【282百万円】を概算要求。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>第166回国会施政方針演説</p>	<p>平成19年1月26日</p>	<p>地域の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業として、大きな可能性を秘めています。意欲と能力のある担い手への施策の集中化、重点化を図ります。「おいしく、安全な日本産品」の輸出を2013年までに1兆円規模とすることを旨とするともに、都市と農山漁村との交流の推進など、農山漁村の活性化に取り組めます。</p>
<p>食料・農業・農村基本計画</p>	<p>平成17年3月25日</p>	<p>第3の2の(5)のウ 輸出促進に向けた総合的な取組の推進</p>	

表 14-4-⑨ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

施策名	商物分離直接流通成果重視事業〔I-①〕			
<p>施策の概要</p>	<p>卸売市場における流通コストの低減を図るため、卸売市場における電子商取引の導入による生産者から小売業者等へのダイレクト物流（商物分離直接流通）の仕組みを開発し、かつ、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果を実証することにより、電子商取引の導入を促進する。</p>			
		18年度	19年度	20年度
	予 算 額	145,000千円	145,000千円	140,962千円
	翌年度繰越額	—	—	—
	執 行 額	145,000千円	135,532千円	106,528千円
<p>事業実施期間：平成18年度～20年度</p>				
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>1 事業開始2年目となる、平成19年度のモデル地区における電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱量については、目標を達成できなかったことから、市場関係者等との調整を進め、取扱数量を増加させていく必要がある。</p> <p>2 電子商取引を導入する中央卸売市場の数の割合については、目標を達成できなかったことから、これまでの実証試験の効果を普及することにより電子商取引の導入を促進することとする。</p> <p>3 中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額については、8月上旬に取りまとめ予定（参考に19年度の評価結果を記載）。</p> <p>（参考）19年度の評価の結果</p> <p>中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額については、目標を達成できなかったことから、今後も電子商取引の導入を促進するとともに、卸売市場の再編を通じた市場機能の強化、品質管理の徹底等により卸売市場の活性化を図り、販売を拡大する必要がある。</p> <p>〔→平成20年度については、従業員1人当たりの取扱金額は目標を達成できなかったが、従業員1人当たりの取扱数量については、取扱数量の減少に比べ、従業員数の減少が大きかったことから目標を達成できた。〕</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>1 モデル地区において、事業開始後2年以内に、電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱量の割合を10～25%に高める。</p> <p>2 平成22年度までに、電子商取引を導入する中央卸売市場の数の割合を全中央卸売市場の40～50%に高める。なお、事業実施期間における各年度の目標は次のとおりとする。</p> <p>平成18年度 3%</p> <p>平成19年度 10%</p> <p>平成20年度 20%</p> <p>3 毎年度の中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額について、対前年比の伸び率を、過去5年間の平均伸び率以上に高める。</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>1 商物分離電子商取引が可能な品目は法令で規定されており、仮にその品目の全量を電子商取引化した場合に、取扱品目の各部類における取扱高に占める割合（10～25%）を目標として設定した。</p> <p>2 商物分離電子商取引の導入については、多数の市場関係業者の合意形成が難しいことから、中央卸売市場の約半分程度における導入を目指す。食肉市場においては、大半が生体で搬入され、と畜解体が必要なことから商物分離電子商取引が適さない実態があるため、全中央卸売市場で40～50%導入することを目標として設定した。</p> <p>3 中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額については、毎年の振れがあることから、過去5年間の平均伸び率以上となることを目標とした。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>1 モデル地区において、ダイレクト物流の仕組みを開発し、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果により、電子商取引の取扱量の割合を増加させることが可能となる。</p> <p>2 本事業によるモデル地区の実証試験の成果の普及・啓発により、他市場において電子商取引を導入する市場を増加させることが可能となる。</p> <p>3 電子商取引が導入されることを通じて、中央卸売市場全体の取扱数量及び取扱金額が増加することにより、卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額を増加させることが可能となる。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準></p> <p>上記の目標1～3を達成した場合を「達成」とする。</p> <p><目標期間></p> <p>基準年次 平成18年度 達成年次 平成22年度</p>			

<効果の把握の方法>

以下の項目について、中央卸売市場の開設者及び卸売業者等を対象とした調査と事業成果の報告等により把握する。

- 1 モデル地区における電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱量の割合
- 2 電子商取引を導入する中央卸売市場の数
- 3 中央卸売市場の卸売業者従業員 1 人当たりの取扱数量及び取扱金額

<把握された効果>

- 1 事業開始 2 年目となる、19年度のモデル地区における電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱数量の割合は、下表のとおりとなり、目標を達成できなかった。

なお、事業開始 1 年目である、20年度のモデル地区における電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱数量の割合は、下表のとおりとなった。

実施年度	モデル地区実施主体（市場名）	電子商取引を経由した取扱数量の割合
18年度	札幌市場青果商物分離事業協議会 （札幌市中央卸売市場青果部）	3.4%（19年度） (2.2%)（18年度）
	東北地区水産物商物分離直接流通成果重視事業導入協議会 （仙台市中央卸売市場本場水産物部）	0.05%（19年度） (0.008%)（18年度）
	花き商物分離直接流通協議会 （東京都中央卸売市場大田市場花き部）	0.0001%（19年度） (0.003%)（18年度）
19年度	千葉市中央市場青果商物分離事業協議会 （千葉市中央卸売市場青果部）	8.8%（20年度） (4.4%)（19年度）
	横浜青果物商物分離直接流通協議会 （横浜市中央卸売市場本場青果部）	1.1%（20年度） (0.5%)（19年度）
	大阪市東部市場電子商取引推進協議会 （大阪市中央卸売市場東部市場青果部）	7.1%（20年度） (5.3%)（19年度）
	姫路市場商物分離システム推進協議会 （姫路市中央卸売市場水産物部）	0.1%（20年度） (0.4%)（19年度）
20年度	青森市中央市場青果商物分離推進協議会 （青森市中央卸売市場青果部）	(0.9%)（20年度）
	豊島市場青果物流通効率化協議会 （東京都中央卸売市場豊島市場青果部）	(0.4%)（20年度）
	神戸市東部市場花き部電子商取引推進協議会 （神戸市中央卸売市場東部市場花き部）	(0.08%)（20年度）

（注 1）電子商取引を経由した取引数量の割合の上段は、事業開始後 2 年目の数値、下段かっこ書きは、事業初年度の数値である。

（注 2）花きについては、取扱金額である。

- 2 平成20年度において電子商取引を導入した市場の数は、3 市場（青森市中央卸売市場青果部、東京都中央卸売市場豊島市場青果部、神戸市中央卸売市場東部市場花き部）であった。

これにより、平成20年度末の電子商取引を導入した市場の数は10市場、中央卸売市場に占める割合は12.7%にとどまり、目標を達成できなかった。

年度	電子商取引を導入した中央卸売市場数
18	3
19	4
20	3
計	10

- 3 （平成20年度の中央卸売市場の卸売業者従業員 1 人当たりの取扱数量及び取扱金額については、8 月上旬にとりまとめ予定。）

〔 →平成20年度の中央卸売市場の卸売業者従業員 1 人当たりの取扱金額については達成できなかったが、取扱数量については達成した。〕

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
従業員1人当たり取扱数量（花きを除く）の対前年比伸び率	0.1%	△0.3%	△1.2%	△0.2%	△0.7%	0.1%
平均値	△0.5%					-
従業員1人当たり取扱金額の対前年比伸び率	△0.7%	0.2%	△0.7%	△0.6%	△2.8%	△1.3%
平均値	△0.9%					-

注：下記「平成19年度の把握された効果」における19年度の数値は暫定値であったことから、精査を経て20年度に確定した19年度実績とは異なるものとなっている。

（参考）19年度の把握された効果

平成19年度の中央卸売市場の卸売業者従業員1人当たりの取扱数量及び取扱金額の対前年比の伸び率を過去5年間の平均伸び率以上に高める目標については達成できなかった。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
従業員1人当たり取扱数量（花きを除く）の対前年比伸び率	1.0%	0.1%	△0.3%	△1.2%	△0.2%	△1.7%
平均値	△0.1%					-
従業員1人当たり取扱金額の対前年比伸び率	2.9%	△0.7%	0.2%	△0.7%	△0.6%	△3.4%
平均値	0.2%					-

<予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果>

システム開発期間及びコスト低減の実証期間を確保するため、予算の繰越等の弾力的な予算執行が行えるようになっているが、平成20年度はその事態には至らなかった。

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果及び21年8月にとりまとめた実績値を踏まえ、卸売市場における商物分離電子商取引の導入を推進するため、中央卸売市場開設者及び卸業者等で組織される全国団体の会合等において、商物分離電子商取引を導入した市場における経費削減等の効果について周知を図ることとした。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第3の1の(5)食品産業競争力の強化に向けた取組

<p>施策名</p>	<p>生産資材コスト低減成果重視事業〔Ⅲ－⑤〕</p>																			
<p>施策の概要</p>	<p>国産農畜産物の競争力の強化を図る観点から、我が国の代表的な品目である米の生産資材費の一層の低減を図るため、モデル地区において、肥料、農薬の低投入化や農業機械の稼働面積の拡大に資する新技術の導入及びそれらの組合せを核とした生産資材の効率的な利用体系の確立を図る。</p> <table border="1" data-bbox="347 297 1453 427"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>95,000千円</td> <td>81,819千円</td> <td>15,000千円</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>71,581千円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執 行 額</td> <td>21,956千円</td> <td>25,058千円</td> <td>10,011千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業実施期間：平成18年度～20年度</p>					18年度	19年度	20年度	予 算 額	95,000千円	81,819千円	15,000千円	翌年度繰越額	71,581千円	—	—	執 行 額	21,956千円	25,058千円	10,011千円
	18年度	19年度	20年度																	
予 算 額	95,000千円	81,819千円	15,000千円																	
翌年度繰越額	71,581千円	—	—																	
執 行 額	21,956千円	25,058千円	10,011千円																	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>最終年度にあたる平成20年度においては、資材価格の高騰や機械の修繕費等の影響により十分な成果が得られなかった地区があったものの、事業全体としては、3資材費の低減効果が認められ、目標を達成した。</p> <p>今後は当事業で得られた効果を広く周知することにより、資材費低減に向けた取組の普及を推進していく必要がある。</p> <p>→平成20年度においては、農薬の直播面積の増加等による使用量の増加や突発的な機械修繕費の発生等により、目標を達成できなかった地区があったものの、その他の地区においては、側条施肥技術の導入、防除体系の見直しによる農薬散布回数の削減、農業機械の共同利用等により、3資材費の低減を図ることができ目標を達成した。</p> <p>今後は、当事業で得られた効果を広く周知することにより、資材費低減に向けた取組の普及を推進していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標> 3年間の事業が終了する平成20年度までに、モデル地区において、10a当たり3資材(肥料、農薬、農業機械)費を15%低減させる。</p> <p><目標設定の考え方> 我が国農業の代表的な品目である米について、 ① 3資材費の低減に資する新技術等の平均的な低減効果 ② モデル地区ごとに取組内容が異なることから、モデル地区における新技術導入等の平均的な取組割合 ③ 肥料、農薬、農業機械のそれぞれの資材費が3資材費全体に占める割合を勘案して、モデル地区の10a当たり3資材費の低減の目標を15%と設定した。 なお、3ヶ年の事業で最終目標の15%低減を達成するために、1年目は5%、2年目は10%と段階的に低減することとした。 また、3資材費を低減するための取組の中には他の経費を増加させるものもある(例：農業機械のリースにより機械費が低減する一方で、賃借料が増加する場合)ことから、目標達成を目指すに当たっては生産費全体の低減を前提とする。</p> <p><手段と目標の因果関係> 本事業において、育苗箱全量施肥技術^(注1)、高濃度少量散布技術^(注2)、マルチステージ苗移植技術^(注3)といった新技術の導入や、これらの新技術と組み合わせ、肥料のバラ、フレコン^(注4)による大量一括受入、超低コスト型防除暦^(注5)の策定・実践、集落単位の農業機械の効率的な利用体系の確立等に取り組むことにより、生産資材費を削減することが可能となる。 注1：播種時に稲の生育に必要なすべての肥料成分を育苗箱に施用する技術。施肥量が約3割低減し、施肥回数の最少化により労力も軽減する。 注2：高濃度・少量施用でも薬効・安全性が確認された農薬を専用散布機で散布する技術。施薬量が約2割低減し、散布装置への入れ替え作業も軽減する。 注3：直播・乳苗・稚苗等の生育ステージの異なる苗(マルチステージ苗)を組み合わせ、水稻の作期分散を図る。これによりコンバイン等の機械の稼働面積の拡大を実現し、機械の償却費を低減する。 注4：フレキシブルコンテナバッグ。肥料を入れて流通させる1トン単位等のバッグ。 注5：防除効果を維持しつつ、低廉な農薬を組合せ、かつ、使用する農薬の種類を統一した防除暦。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準> モデル地区における20年度の3資材費低減率が、15%以上で「有効」、12%以上で「おおむね有効」、9%未満で「有効性の向上が必要」とする。</p> <p><目標期間> 基準年次 17年度 達成年次 20年度</p> <p><効果の把握の方法> ① 事業の実施状況 ② モデル地区における米生産費</p> <p><把握された効果> モデル地区(7カ所)において、3資材費が平均して約3割低減することが見込まれ、生産費</p>																			

全体も約1割低減することが見込まれることから、有効と認められる。

なお、実績値の確定は6月末の予定である。

〔→21年7月に実績値をとりまとめたところ、モデル地区（7カ所）において、3資材費が平均して約3割低減されたとともに、生産費全体も約1割低減されたことから、有効と認められた。〕

（単位：円/10a）

事業実施地区			生産費 全体	3資材費	肥料	農薬	農業機械
北海道	茂平沢農場	基準値	73,090	28,485	6,559	6,681	15,245
		実績値	65,210	17,402	5,361	4,542	7,499
		低減率	-11%	-39%	-18%	-32%	-51%
山形県	本町直播組合	基準値	101,006	35,070	8,271	9,441	17,358
		実績値	86,705	28,674	5,802	7,136	15,736
		低減率	-14%	-18%	-30%	-24%	-9%
富山県	福上営農組合	基準値	148,051	56,148	10,834	14,349	30,965
		実績値	121,176	28,693	9,752	10,024	8,917
		低減率	-18%	-49%	-10%	-30%	-71%
	赤倉営農組合	基準値	156,859	64,956	13,938	14,349	36,669
		実績値	136,102	33,442	10,878	11,860	10,704
		低減率	-13%	-49%	-22%	-17%	-71%
兵庫県	山田町農業近代化推進委員会	基準値	99,707	44,509	5,830	8,818	29,861
		実績値	99,835	46,144	4,733	9,706	31,705
		低減率	0%	4%	-19%	10%	6%
	きすみの地区営農組合	基準値	137,836	85,059	6,188	10,447	68,424
		実績値	105,776	58,488	6,194	11,401	40,893
		低減率	-23%	-31%	0%	9%	-40%
熊本県	アグリエコワークス	基準値	136,482	64,929	11,255	21,488	32,186
		実績値	118,858	38,230	7,260	8,478	22,492
		低減率	-13%	-41%	-35%	-61%	-30%
モデル地区平均			-13%	-32%			

＜予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果＞

天候影響による災害や事業計画の遅れ等が発生した場合は、予算の繰越等弾力的な予算執行が行えるようになっているが、平成20年度はその事態には至らなかった。

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果及び21年7月にとりまとめた実績値を踏まえ、生産資材費の低減に資する取組を普及させるため、現在、資材の生産、流通、利用のそれぞれの段階で策定・推進している「農業生産資材費低減のための行動計画」への反映を検討していくこととした。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第1の2の(4) 第3の2の(6)のウ農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化

<p>施策名</p>	<p>低コスト植物工場成果重視事業〔Ⅲ－⑤〕</p>																		
<p>施策の概要</p>	<p>野菜については、近年輸入が増加傾向にあることから、国内生産体制について、実需者の多様なニーズに応じた効率的・安定的な生産体制を確立することが必要である。</p> <p>このため、モデル地区において、超低コスト耐候性ハウス^(注1)、自律分散協調型環境制御^(注2)といった革新的技術を導入し、これらを総合的に活用することで、低コスト植物工場技術の実証・確立を図る。また、この技術を効果的に普及させるため、民間団体への補助により、推進委員会の開催、全国的な動向調査、新技術の普及啓発等を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="347 394 1442 521"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>171,000千円</td> <td>244,580千円</td> <td>8,240千円</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>152,280千円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執 行 額</td> <td>3,937千円</td> <td>105,536千円</td> <td>7,540千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業実施期間：平成18年度～20年度</p> <p>注1：パイプ斜杭基礎、屋根ユニット工法、新被覆資材等の新たな技術を組み合わせることにより、鉄の使用量低減や工期の短縮等を実現し、鉄骨ハウスと同等の耐候性を備えつつ、ハウス本体の建設コストを低減したハウス</p> <p>注2：従来のような高額な専用コンピューターを置かず、個別のセンサーや環境制御装置ごとにコンピューターを内蔵させ、装置間の連携により制御を行う体系</p>				18年度	19年度	20年度	予 算 額	171,000千円	244,580千円	8,240千円	翌年度繰越額	152,280千円	—	—	執 行 額	3,937千円	105,536千円	7,540千円
	18年度	19年度	20年度																
予 算 額	171,000千円	244,580千円	8,240千円																
翌年度繰越額	152,280千円	—	—																
執 行 額	3,937千円	105,536千円	7,540千円																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>事業の開始が遅れたことから目標値には達しない見込みであるものの、18年度からの継続地区では、19年度の反省点を踏まえ、有識者から栽培管理等の改善及び栽培施設の改良等の指導を受けつつ栽培実証を行う等、目標達成に向けて適切な事業実施が行われたと思われる。また、19年度からの継続地区では、20年2月に竣工した施設において、栽培・管理技術の実証を通年で行うとともに、有識者から指導や評価を受けつつ、目標達成に向けた栽培施設の改良や栽培体系の構築を図ったと思われる（6月末日に事業実施報告予定）。</p> <p>→北香美地区では、19年度の反省点を踏まえ、有識者から栽培管理等の改善及び栽培施設の改良等の指導を受けつつ、栽培実証を行う等、目標達成に向けて適切な事業実施を行ってきたところだが、栽培方式等に問題があったことから、自律分散協調型環境制御装置の制御ソフトの改良や栽培方式にあった品種の検討が必要である。</p> <p>また、小諸市塩野地区では、20年2月に竣工した施設において、栽培・管理技術の実証を通年で行うとともに、有識者から指導や評価を受けつつ、目標達成に向けた栽培施設の改良や栽培体系の構築を図ったが、施設利用に見合う苗生産に遅れが生じ、計画どおりの実証が不十分であったことから、計画的な苗生産を行うとともに、単位当たり収量の増加を目指すための長期栽培技術を確立する必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>3年間の事業が終了する平成20年度までに、以下の目標を達成する。</p> <p>① 事業実施地区における収穫量1kg当たり農業経営費を20%低減</p> <p>② 低コスト植物工場の設置コストを10a当たり2,000万円まで低減</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>低コスト植物工場の導入により、野菜生産の周年化、単位面積当たり収量の大幅な増加等の技術の組み合わせを通じて、事業最終年度において達成することが可能と考えられる収穫量1kg当たり農業経営費の20%低減を目標とした。</p> <p>また、低コスト植物工場の設置コストについては、新技術の導入に加え、初年度設置以降もハウスの工法及び仕様、内部装置類の必要能力等について検証を行いつつ、事業最終年度において達成することが可能と考えられる10a当たり2,000万円を目標とした。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>超低コスト耐候性ハウスや自律分散協調型環境制御といった革新的な技術の導入により、コストの低減が可能となる。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準></p> <table border="1" data-bbox="411 1935 1278 2063"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>達成度合</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>90%以上</td> <td>おおむね有効</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>50%以上90%未満</td> <td>有効性の向上が必要</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>50%未満</td> <td>有効性に問題あり</td> </tr> </tbody> </table> <p><目標期間></p> <p>基準年次 — 達成年次 20年度</p>			ランク	達成度合	評価	A	90%以上	おおむね有効	B	50%以上90%未満	有効性の向上が必要	C	50%未満	有効性に問題あり				
ランク	達成度合	評価																	
A	90%以上	おおむね有効																	
B	50%以上90%未満	有効性の向上が必要																	
C	50%未満	有効性に問題あり																	

<効果の把握の方法>

成果目標①については、モデル地区における栽培試験の結果から算出した農業経営費を、農林水産省大臣官房統計部が公表する「品目別経営統計」から算出した収穫量1kg当たりの農業経営費と比較し、目標値に対する達成度を判定する。

成果目標②については、モデル地区における低コスト植物工場の設置コストの実績値（用地の買収又は賃借に要する費用、補償費及び施設用地整備費は含まないものとする。）及び施設の改良の結果から設置コストを算出し、目標値に対する達成度を判定する。

<把握された効果>

20年度は2つのモデル地区（18年度からの継続：1地区、19年度からの継続：1地区）で事業を実施し、把握された効果は以下のとおり。

地区名	事業開始年度	竣工時期
北香美地区	平成18年度	平成19年6月
小諸市塩野地区	平成19年度	平成20年2月

① 北香美地区（18年度からの継続地区）

19年度の栽培実証結果を踏まえ、夏季（高温期）の品種変更（大玉のトマト品種：「りんか」→「麗夏」、養液成分（りん酸・カリ）の適正化等の改善に加え、葉かき等の基本作業の徹底化を図った。

この結果、前年度に比べ収穫量は2倍以上となり、また、農業経営費は過年度とほぼ同様と見込まれることから、収穫量1kg当たり農業経営費は1/2程度になるので、目標値には達しない見込みであるものの、基準値に対しての低減効果は見られるものと思われる。

また、設置コストの平成19年度実績値は、26,030千円/10aであった。20年度については、6月末日の報告に向けて取りまとめ中。

→21年7月に実績値をとりまとめたところ、収穫量1kg当たりの農業経営費については、農業経営費が、19年度と比較して約10%増加（4,018千円/10a→4,418千円/10a）したものの、農業経営費の増加率を上回る収穫量があったため、基準値に対しての低減効果が見られた。しかしながら、当地区で実証している低段密植栽培（注1）は、高収量が図られるが、定植密度が高く苗生産のコストがかかる栽培方式のため、実績値は、179円/kgとなり、目標値には及ばなかった。

また、設置コストについては、原油高騰等により資材価格が大幅に変動したこともあり、目標が達成できなかった。

注1：多段栽培よりも密植して、1～3花房程度を残して摘心する短期栽培を繰り返す栽培法

		平成19年度（参考）	平成20年度
農業経営費	基準値	192円/kg	192円/kg
	目標値	154円/kg	154円/kg
	実績値	207円/kg	179円/kg
	達成率		34.2%（C）（注2）
設置コスト	目標値	19,966千円/10a	19,966千円/10a
	実績値	26,030千円/10a	22,480千円/10a

※ 基準値は、徳島県農業経営指標。

注2：(179円/kg - 192円/kg) ÷ (154円/kg - 192円/kg) × 100 = 34.2%

② 小諸市塩野地区（19年度からの継続地区）

20年2月から栽培が開始され、苗の生産量は目標数量の9割を確保、果実については国産いちごがほとんどない夏季（7月～9月）において収穫量の目標数量を確保できたことに対し、秋から冬にかけては目標数量の確保が十分にできなかったものの、全体収穫量で見ると、慣行栽培と比較し顕著に増加している。また、農業経営費は収穫量の増加に伴い、増額する見込みである。この結果、収穫量1kg当たり農業経営費の目標値には達しない見込みであるものの、基準値に対しての低減効果が見られるものと思われる。

また、設置コストの平成19年度実績値は、23,623千円/10aであった。20年度については、6月末日の報告に向けて取りまとめ中。

→21年7月に実績値をとりまとめたところ、収穫量1kg当たりの農業経営費については、人件費及び施設費等農業経営費の削減を図ったものの、施設の竣工が平成20年2月になり、一季成り品種（注3）・四季成り品種（注4）ともに定植が遅れ、果実の生産を計画どおりにできなかったことから、897円/kgとなり、目標に達しなかった。

また、設置コストについては19,469千円/10aとなり、目標を達成した。

注3：秋の低温・短日で花芽を形成し，春に開花・結実する品種

注4：ほぼ一年を通して花芽形成し，開花・結実する品種

		平成19年度（参考）	平成20年度
農業経営費	基準値	980円/kg	980円/kg
	目標値	554円/kg	542円/kg
	実績値	1,414円/kg	897円/kg
	達成率		18.9%（C）（注5）
設置コスト	目標値	24,267千円/10a	20,000千円/10a
	実績値	23,623千円/10a	19,469千円/10a

※基準値は、事業実施主体決算数値より換算。

注5： $(897\text{円/kg} - 980\text{円/kg}) \div (542\text{円/kg} - 980\text{円/kg}) \times 100 = 18.9\%$

<予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果>

天候影響による災害や事業計画の遅れ等が発生した場合は、繰越等の弾力的な予算執行が行えるようになっており、平成18年度に繰越を行っている（平成19年度、平成20年度はその事態には至っていない）。

政策評価の結果
の政策への反映
状況

評価結果及び21年7月にとりまとめた実績値を踏まえ、本事業による技術の実証・改良等の成果について、ホームページ等で情報の提供を行い、野菜の安定生産に資する植物工場の普及・拡大に活用していく予定である。

関係する施政方
針演説等内閣の
重要政策(主なも
の)

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第1の1の(2)、第2の4の(2)、 第3の2の(5)のイ、2の(6)の ウ

施策名	IT活用型営農成果重視事業〔Ⅲ－⑥〕																							
施策の概要	<p>環境保全に貢献する農業技術の確立に資するため、センサー技術を用いて得られた生育情報や土壌に関する測定情報を利用して、一区画単位での精密かつ効率的な管理が実現できる農業技術を導入すること等により、経営の効率化を図りつつ、大幅な環境負荷軽減を実現する「IT活用型営農」を構築する。</p> <table border="1" data-bbox="347 331 1453 456"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>95,000千円</td> <td>95,000千円</td> <td>76,000千円</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執 行 額</td> <td>44,805千円</td> <td>65,711千円</td> <td>64,472千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業実施期間：平成18年度～20年度</p>				18年度	19年度	20年度	予 算 額	95,000千円	95,000千円	76,000千円	翌年度繰越額	—	—	—	執 行 額	44,805千円	65,711千円	64,472千円					
	18年度	19年度	20年度																					
予 算 額	95,000千円	95,000千円	76,000千円																					
翌年度繰越額	—	—	—																					
執 行 額	44,805千円	65,711千円	64,472千円																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>最終年度に当たる平成20年度において、実証地区毎に目標の達成度合いは異なるものの、ほぼすべての地区において目標の達成が見込まれており、適切な事業運営が実施されたと評価できる。</p> <p>なお、当事業により得られた成果については、近年課題となっている肥料コスト削減にも繋がるものと考えられるため、現場での普及を図ることとしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標> 3年間の事業が終了する平成20年度までに、肥料成分流出量の5割及び化学合成農薬使用量の5割を低減する。</p> <p><目標設定の考え方> 環境保全に貢献する農業技術の指標として、肥料成分流出量と化学合成農薬使用量について、現在の技術開発の状況から、5割程度の水準まで低減させることを目標として設定した。</p> <p><手段と目標の因果関係> 本事業によって、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ほ場内の肥料成分や作物の生育状態のばらつきを数値情報として把握すること等により、必要な時期に必要な量の施肥を効率的に行うこと ② ほ場周辺の天候の推移等から推測される病害虫の発生予測情報などに基づき、必要な時期に的確に防除を行うこと <p>等を可能にする「IT活用型営農」手法を確立することによって、肥料成分流出量及び化学合成農薬使用量を低減する。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準> 上記の達成目標を達成した場合を「達成」とする。</p> <p><目標期間> 基準年次 事業実施初年度又はその前年度 達成年次 20年度 (事業実施初年度にほ場での運用検証が可能な地区においては、基準年次を前年度としている)</p> <p><効果の把握の方法> 事業の実施状況の把握による。</p> <p><把握された効果> 平成20年度は、北海道3地区、山形県1地区、新潟県1地区、愛媛県1地区において、本事業により改造した市販機・ソフトウェアを用いたほ場での運用検証を行ったところ、収量・品質を低下させずに下記の結果が見込まれる。</p> <p>なお、帯広の化学合成農薬使用量が3割低減となった理由は、てんさい栽培では製糖工場から農薬散布指示がある場合、地域として協力する必要があるため、やむを得ない農薬散布が実施され、散布回数削減の妨げとなったことによる。</p> <table border="1" data-bbox="421 1682 1353 2024"> <thead> <tr> <th></th> <th>肥料成分流出量</th> <th>化学合成農薬使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道（帯広）</td> <td>5割低減</td> <td>3割低減</td> </tr> <tr> <td>北海道（北見）</td> <td>5割低減</td> <td>5割低減</td> </tr> <tr> <td>北海道（岩見沢）</td> <td>5割低減</td> <td>5割低減</td> </tr> <tr> <td>山形県</td> <td>5割以上低減</td> <td>6割以上低減</td> </tr> <tr> <td>新潟県</td> <td>5割低減</td> <td>5割低減</td> </tr> <tr> <td>愛媛県</td> <td>5割低減</td> <td>(不使用)</td> </tr> </tbody> </table>				肥料成分流出量	化学合成農薬使用量	北海道（帯広）	5割低減	3割低減	北海道（北見）	5割低減	5割低減	北海道（岩見沢）	5割低減	5割低減	山形県	5割以上低減	6割以上低減	新潟県	5割低減	5割低減	愛媛県	5割低減	(不使用)
	肥料成分流出量	化学合成農薬使用量																						
北海道（帯広）	5割低減	3割低減																						
北海道（北見）	5割低減	5割低減																						
北海道（岩見沢）	5割低減	5割低減																						
山形県	5割以上低減	6割以上低減																						
新潟県	5割低減	5割低減																						
愛媛県	5割低減	(不使用)																						

→21年7月に実績値をとりまとめたところ、収量・品質を低下させずに下記の結果となり、見込値を下回る実績値はなかった。

	肥料成分流出量	化学合成農薬使用量
北海道（帯広）	10 割低減	3 割低減
北海道（北見）	7 割低減	5 割低減
北海道（岩見沢）	6 割低減	10 割低減
山形県	6 割低減	6 割低減
新潟県	6 割低減	5 割低減
愛媛県	7 割低減	（不使用）

帯広地区において、化学合成農薬使用量の目標が達成されなかった理由は、平成20年7月の気象条件が、平成19年度に比べて、低温多雨（有効積算温度-77.4℃、積算降水量+62mm）であったため、疾病の発生確率が高まり、JAの病害虫発生予察情報が出され、ばれいしょの農薬散布回数を計5回増加させたことによる。これは、病害虫の被害抑制に地域として協力するためのやむを得ない措置であった。なお、この増加分を除くと、化学合成農薬を56%低減させている。

<予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果>

天候影響による災害や事業計画の遅れ等が発生した場合は、予算の繰越等弾力的な予算執行が行えるようになっているが、平成20年度はその事態には至らなかった。

**政策評価の結果
の政策への反映
状況**

評価結果及び21年7月にとりまとめた実績値を踏まえ、平成21年度からは、本事業により実証された技術の普及を図るため、技術情報の周知や肥料コスト低減技術導入実証に必要な装置・機械の導入支援等により、高度な施肥低減技術を導入した施肥体系への転換を推進していくこととした。

**関係する施政方
針演説等内閣の
重要政策(主なも
の)**

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
食料・農業・農村基本計画	平成17年3月25日	第1の2の（4）

<p>施策名</p>	<p>成果重視事業バイオ燃料技術実証事業〔Ⅷ-⑮〕</p>																												
<p>施策の概要</p>	<p>バイオマスの利活用の推進を図る観点から、「揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号、以下「品確法」という。）」等に適合するバイオエタノールを、糖質あるいはでん粉質の原料から効率的に製造する技術を確立するため、モデル地区において大規模な技術実証を行う。</p> <table border="1" data-bbox="347 327 1501 456"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>2,141,895千円</td> <td>1,268,671千円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>1,630,724千円</td> <td>458,000千円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>執 行 額</td> <td>492,755千円</td> <td>1,144,716千円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業実施期間：平成19年度～23年度</p>						19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	予 算 額	2,141,895千円	1,268,671千円	-	-	-	翌年度繰越額	1,630,724千円	458,000千円	-	-	-	執 行 額	492,755千円	1,144,716千円	-	-	-
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																								
予 算 額	2,141,895千円	1,268,671千円	-	-	-																								
翌年度繰越額	1,630,724千円	458,000千円	-	-	-																								
執 行 額	492,755千円	1,144,716千円	-	-	-																								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>モデル地区3地区のプラント施設整備は20年度内にすべて完了。うち2地区は20年度に試運転に着手したが、他1地区については平成21年4月に試運転に着手したため、3地区において試運転を行うという目標は達成できなかった。</p> <p>今後は、3地区とも早急に試運転を完了し、順次本格運転を行いプラント運転に伴う技術実証を通じて目標達成状況の検証を行うこととする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 事業終了時のバイオエタノール製造効率（キロリットル/トン） てん菜：0.10、小麦：0.43、コメ：0.45、甘藷：0.20 バイオ燃料の品質適合度（品確法等に定める品質を満たす割合） 100% <p>上記目標を達成するための平成20年度の目標として、モデル地区において、バイオエタノール製造施設等（以下「プラント」という。）の施設整備を完了させ、試運転を行う。</p> <p><目標設定の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> バイオエタノール製造効率 原料に含まれるデンプン等から算出した理論的なエタノール変換量の8割程度を目標として設定した。（ただし、地域性等の理由により、この製造効率により難しい場合はこの限りではない。） バイオ燃料の品質適合度 市場流通に必要な品質として、品質適合度100%を目標として設定した。 <p>平成20年度は、上記事項を平成23年度に達成するために、モデル地区3地区において平成19年度に着工したプラントの施設整備を完了させ、試運転を行うことを目標とした。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>モデル地区において大規模な技術実証を行うことにより、理論的なバイオエタノールの変換量の8割以上の製造効率を確保することが可能となるとともに、バイオエタノールの品質適合度100%を確保することが可能となる。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準></p> <p>上記の達成目標を達成した場合を「達成」とする。</p> <p><目標期間></p> <p>基準年次 — 達成年次 平成23年度</p> <p><効果の把握の方法></p> <p>モデル地区における事業の進捗状況の確認を行う。</p> <p><把握された効果></p> <p>モデル地区3地区において、平成20年度中にプラントの施設整備を完了させ、2地区で試運転に着手した。なお、1地区については、平成21年4月より試運転に着手した。</p> <p><予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果></p> <p>関係機関との協議及び建築基準法に基づく許認可等の取得に時間を要した1地区において、プラントの完成が遅れた。これに伴い年度内にプラントの試運転に着手することが困難となったため、繰越明許の活用により柔軟な対応を行った。</p>																												
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、引き続きモデル3地区において順次本格運転を行い、平成22年度も、バイオエタノール製造効率等の目標達成に向け、課題を検証する技術実証に必要な予算を要求することとした。</p>																												
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第165回国会所信表明演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成18年9月29日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>自動車燃料にバイオエタノールを利用するなど、バイオマスの利用を加速化します。</p>																										

の)	第 166 回国会所信表明演説	平成 19 年 1 月 26 日	乗用車の燃費基準を 2015 年までに 2 割以上改善し、世界で最も厳しい水準とするとともに、バイオ燃料の利用率を高めるための工程表を策定します。
----	-----------------	------------------	---

施策名	成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業〔Ⅷ-⑮〕					
施策の概要	バイオマスの利活用の推進を図る観点から、食料と競合しない稲わらや等のソフトセルロース系原料から効率的にバイオ燃料を製造する技術を確認するため、モデル地区において、原料の収集運搬からバイオ燃料の製造まで一貫した技術実証を行う。					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予 算 額	661,500千円	-	-	-	-
	翌年度繰越額	138,027千円	-	-	-	-
執 行 額	105,658千円	-	-	-	-	
事業実施期間：平成20年度～24年度						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】					
	モデル地区3地区のうち2地区において、ソフトセルロース系原料の収集運搬費及び収集運搬時間の実績値を収集した。他1地区は、採択時期が11月だったことから実績値の収集を行っていない（この地区の実証期間は24年度までであり、21年度以降、当該地区において確実に実績値を収集し取りまとめることとする）。					
	今後、原料の収集運搬については、早期に収集運搬費及び収集運搬時間の実績値を取りまとめることとし、その結果を踏まえ、さらに効率的な原料収集運搬を実現すべく技術実証を実施する。また、バイオ燃料の製造については、施設整備完了後、製造設備で製造実証を行い、目標達成状況の検証を行うこととする。					
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】					
	<達成目標>					
	事業終了時点で、以下の目標を達成する。					
	1 ソフトセルロース系原料の収集運搬に係る費用及びバイオ燃料製造に係る費用の合計 バイオエタノール1リットル当たり90円程度以下（ただし、バイオ燃料製造に係る費用は、減価償却費、租税公課、支払利子等を除く。）					
	2 バイオ燃料連続生産日数					
	バイオ燃料製造設備で1週間以上の連続生産					
	3 ほ場内でのソフトセルロース系原料の収集運搬時間 1ヘクタール当たり5時間程度以下					
上記目標を達成するための平成20年度の目標として、モデル地区において、ほ場でのソフトセルロース系原料の収集運搬に係る費用及び収集運搬時間の実績値を収集する。						
<目標設定の考え方>						
1 ソフトセルロース系原料の収集運搬に係る費用及びバイオ燃料製造に係る費用の合計 「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年3月閣議決定）に掲げる100円/Lを将来的に達成するための当面の目指すべき目標として90円/Lとした。						
2 バイオ燃料連続生産日数						
ソフトセルロース系原料からバイオ燃料を一貫工程（前処理・糖化・発酵・蒸留）で連続して製造するシステムを実証することを目的としており、当面の目指すべき目標として、バイオ燃料製造設備で1週間以上の連続生産することとした。						
3 ほ場内でのソフトセルロース系原料の収集運搬時間 原料の収集運搬及びバイオ燃料製造に係る費用の合計が計90円/L程度以下となるよう、原料の収集運搬については、当面の目指すべき目標として、ほ場内でのソフトセルロース系原料の収集運搬時間を1ヘクタール当たり5時間程度以下とすることとした。						
<手段と目標の因果関係>						
モデル地区において、ソフトセルロース系原料の収集運搬からバイオ燃料の製造、発酵残渣の農地還元等までのシステム全体の実証を行い、機械化体系の導入等による収集運搬時間の低減、実証設備を利用して連続運転を行い製造効率を向上させること等を行うことにより、原料収集運搬費及びバイオ燃料製造費で計90円/L程度以下（減価償却費等を除く）でバイオ燃料を製造する技術を確認する。						
<達成度合いの判定方法・基準>						
上記の達成目標を達成した場合を「達成」とする。						
<目標期間>						
基準年次 — 達成年次 平成24年度						
<効果の把握の方法>						
モデル地区における実績値の確認を行う。						
<把握された効果>						
平成20年度に採択したモデル地区3地区のうち2地区において、ほ場でのソフトセルロース系原料の収集運搬に係る費用及び収集運搬時間の実績値を収集した。今後、6月中にモデル地区が実績値の取りまとめを行い、その後、目標の達成状況を検証することとする。なお、モデル地区3地区のうち1地区については、採択時期が11月であったことから、実績値の収集を行っていない。（この地区の実証期間は24年度までであり、21年度以降、当該地区において確実に実績値を収集し取りまとめることとする。）						

	<p>→21年7月に、モデル地区2地区における実績値をとりまとめたところ、ほ場でのソフトセルロース系原料の収集運搬時間については、1ヘクタール当たり5.5時間（2地区の平均値）となった。なお、収集運搬に係る費用については、実績値を収集したものの、地区毎に、現地条件や導入機械の費用算入の考え方が不統一であり、統一する必要があると判断したため、コスト算定方法の整理に着手した。</p> <p><予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果></p> <p>収集運搬実証については、収集運搬に係る費用及び収集運搬時間の実績値を収集したが、バイオ燃料製造実証については、試験に時間を要したことから、翌年度に繰越して実証を行うことにより柔軟な対応を行った。</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果及び21年7月にとりまとめた実績値を踏まえ、引き続きモデル地区において技術実証及びバイオ燃料製造施設の整備を行い、平成22年度も、稲わら等のソフトセルロース系原料から効率的にバイオ燃料を製造する技術実証に必要な予算を要求することとした。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>第165回所信表明演説</p>	<p>平成18年9月29日</p>	<p>自動車燃料にバイオエタノールを利用するなど、バイオマスの利用を加速化します。</p>
	<p>第166回所信表明演説</p>	<p>平成19年1月26日</p>	<p>乗用車の燃料基準を2015年までに2割以上改善し、世界で最も厳しい水準とするとともに、バイオ燃料の利用率を高めるための工程表を策定します。</p>
	<p>北海道洞爺湖サミット G8首脳声明</p>	<p>平成20年7月</p>	<p>バイオ燃料の持続可能な生産及び使用のための政策が食料安全保障と両立するものであることを確保し、非食用植物や非可食バイオマスから生産される持続可能な第二世代バイオ燃料の開発及び商業化に向けた取組を加速化。</p>

<p>施策名</p>	<p>総合食料局情報管理システムにおける最適化の実施</p>																			
<p>施策の概要</p>	<p>主要食糧の需給及び価格の安定確保、食の安全・安心への対応、不測の事態が生じた際の主要食糧の安定供給確保等に向け、情報の集積及び機動的な提供並びに予算効率の高い業務運営の実施を目指す。このため、旧式（レガシー）・分散型システムの見直し及びオープンシステムへの移行等、「総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムの最適化計画」に基づき、新たなシステム開発を平成17年度から19年度の3か年で実施し、20年度から運用する。</p> <table border="1" data-bbox="347 360 1433 488"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>269,379千円</td> <td>265,574千円</td> <td>254,647千円</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執 行 額</td> <td>269,379千円</td> <td>265,574千円</td> <td>254,647千円</td> </tr> </tbody> </table>					17年度	18年度	19年度	予 算 額	269,379千円	265,574千円	254,647千円	翌年度繰越額	—	—	—	執 行 額	269,379千円	265,574千円	254,647千円
	17年度	18年度	19年度																	
予 算 額	269,379千円	265,574千円	254,647千円																	
翌年度繰越額	—	—	—																	
執 行 額	269,379千円	265,574千円	254,647千円																	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成20年4月から本システムの運用を開始し、在庫状況の把握、流通凍結等の措置、買受申込等の事務手続の電子化、維持管理に要する行政経費の削減及び業務処理時間の削減についての本システムに直結する目標に関しては、全て当初の目標を達成できた。</p> <p>今後は、本システムを活用し、より効果的な情報提供の方法について検討していく必要があると考える。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標></p> <p>①-1・ 全国の備蓄米に係る在庫・販売等の最新情報の把握に要する時間を、現行の約10日間から48時間以内に短縮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故品を確認した際の当該品の市場からの隔離（販売・移動を凍結）等の措置に要する時間を、現行の1日からリアルタイムに短縮する。 <p>①-2 民間事業者からの、政府所有米麦等の買受申込等の事務手続の電子化率を50%にする。</p> <p>② 政府所有米穀の販売動向及び在庫情報等を農業者へ提供するJA等の割合を前年より増加させるとともに、その伝達頻度も増加させる。</p> <p>③-1 システムの維持管理に要する行政経費を、現行レガシーシステムより約5.3億円/年削減する。（平成15年度実績：15.5億円/年⇒平成20年度以後：約10.2億円/年）</p> <p>③-2 農政事務所等から本省への報告に要する業務処理時間を年間延べ約5.3万時間短縮する。</p> <p>平成20年度は、平成17年度から19年度にかけて開発した本システムの運用を開始し、上記目標の達成状況を把握する。</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>①-1 平成15年度に行った旧式（レガシー）・分散型システムの刷新可能性調査における新システム（オープン・集中型）概要に基づき、新システムの移行により短縮が可能となる作業時間を目標として設定した。</p> <p>①-2 平成16年8月に行った、輸入麦（食用）買受申込業者の電子化設備設置率（47%程度）を参考として、これと同程度となるよう、民間事業者からの政府所有米麦等の買受申込等の事務手続の電子化率50%を目標として設定した。</p> <p>② 各地域における関係者のニーズに応じ、機動的に情報提供できる体制を整備することにより、需要に応じた米づくりの推進を支援していくことが可能となるので、農業者へ情報提供するJA等の割合及び伝達頻度の増加を目標として設定した。</p> <p>③ 平成15年度に行った、旧式（レガシー）・分散型システムの刷新可能性調査により算出された調査結果（刷新後の維持管理費）に基づいて設定した。</p> <p>※ 刷新可能性調査とは、電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき実施されたもので、旧式システムを新たなシステムに見直した場合、利便性を下げずにトータルコストを下げるのが可能かどうかを確認するための調査。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>①-1 本事業の実施により、最適化システムを開発・導入し、民間事業者とシステム連携することを通じて、政府所有米穀に係る全国の在庫数量や保管管理状況等の情報を共有でき、作業時間の短縮が可能となる。</p> <p>①-2 本事業の実施により、民間事業者とのシステム連携を実現することで、民間事業者による政府所有米麦等の買受申込等の事務手続を電子化することが可能となる。</p> <p>② 政府所有米穀の販売動向及び在庫情報等を迅速に把握する体制を整備し、情報提供することにより、それらの情報を農業者へ提供するJA等の割合と伝達頻度を増加させることが可能となる。</p> <p>③ 本省におけるシステム・データの集中管理により農政事務所等から本省へのオンライン報告が不要となる。このことから、地方の各拠点に設置している情報機器（ミニコン等の専用端末）の廃止が可能となり、システムの維持管理に要する行政経費の削減が可能となる。また、システムのオープン化により、ハードウェアとソフトウェアの分離調達に伴う調達経費も削減できる。</p>																			

3カ年かけて開発した本システムの運用を開始したことにより、上記目標の達成状況が把握可能。

<達成度合いの判定方法・基準>

上記の達成目標に達した場合を「達成」とする。

<目標期間>

基準年次 平成15年度 達成年次 平成20年度

<効果の把握の方法>

①-1 政府所有米穀の在庫数量や保管管理状況の情報を民間事業者が本システムに入力し、情報が処理され、最新情報が把握されるまでに要する時間。

①-2 政府所有米麦の買受資格者に対するシステム利用者数の割合。

② JA等に対する聞き取り調査等。

③-1 システムの維持管理に要する行政経費の平成15年度実績に対する削減額。

③-2 平成15年度に実施した刷新可能性調査に基づき算出した農政事務所等から本省へのオンラインによる報告時間及び平成21年3月に実施したシステム運用開始後の農政事務所等におけるシステム運用実態調査の結果。

<把握された効果>

①-1 民間事業者が本システムに入力したデータ（入出庫、運送）を翌日にはダウンロードすることで表計算ソフト等で利用可能となることから、48時間以内には在庫、販売情報の把握が可能となった。

事故品については、発生場所を管轄する農政事務所等が事故品情報をシステムに登録することにより、その後のシステム上における販売・運送をリアルタイムに凍結することが可能となった。

①-2 政府所有米麦の買受資格者1,507業者に対して本システムの利用者は970業者となっており、システムの利用率は64%となっている。

② 開発当初は、JA等を通じて農業者へ情報提供することを想定していた。しかしながら、「主要食糧の需給の安定の確保」に係る実績評価によれば、JAに対する聞き取り調査において、各JAから農業者へ情報伝達された頻度が月1回以上あったものは、平成18年2月が30%、平成19年2月が34%であり、ほとんどの農業者へは数ヶ月に1回程度であることから、当該値が平成20年度に急激に上昇するとは考えにくい。一方、総務省の「平成20年通信利用動向調査」によれば、インターネットの人口普及率は75.3%に達している。このことから、インターネットを通じた情報入手が可能となっている現在、本システムの利用者を通じた情報提供よりも農林水産省のサイトに掲載することにより、JA及び農業者へ情報提供の方が得策と判断し、JA等に対する聞き取り調査等は実施しなかった。

③-1 平成20年度におけるシステムの維持管理に要する行政経費は、9.9億円であり、平成15年度実績に比べ5.6億円の削減となり、経費削減目標を上回る結果となった。

③-2 農政事務所等から本省への報告に要する処理時間は、本システム導入前は52,624時間（平成15年度刷新可能性調査に基づき算出）、運用開始後は56時間であったことから、その差は52,568時間であり、削減可能時間である5.3万時間の削減を達成した。

<予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果>

○ 国庫債務負担行為

平成17年度から19年度における国庫債務負担行為の活用により複数年度にわたる継続的な開発が可能となり、平成20年度の運用開始に向けた各種作業の計画的及び効率的な進行が可能となった。

○ 繰越明許費

システム開発期間及びコスト削減の実証期間を確保するため、予算の繰越等の弾力的な予算執行が行えるようになっているが、平成17年度から19年度にかけては、その事態には至らなかった。

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、平成21年度からは、引き続きシステムの維持管理に要する行政経費の削減を図るとともに、政府所有米穀の在庫情報等の集積・提供や政府所有米麦の買受申込等に係る事務手続の電子化を推進することとした。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

食料・農業・農村基本計画

平成17年3月25日

第3の1の(6) 食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障

<p>施策名</p>	<p>国有林野情報管理システムの開発〔VI-⑩〕</p>																								
<p>施策の概要</p>	<p>国有林野事業において、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、多様化している国民の要請に適切に対応するため、平成16年度に策定した「国有林野事業関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、「改善分散処理システム」(注1)と「森林情報システム」(注2)を統合した「国有林野情報管理システム」を開発し、レガシーシステムの刷新によるシステム運用経費の削減及び電子申請への対応など、効率的な管理経営の実現を図る。</p> <table border="1" data-bbox="347 360 1501 521"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">設計・開発</th> <th colspan="2">運用</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>500,383千円</td> <td>373,560千円</td> <td>656,683千円の内数</td> <td>657,410千円の内数</td> </tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>404,250千円</td> <td>368,877千円</td> <td>543,321千円</td> <td>543,629千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業実施期間：平成17年度～20年度 注1：国有林野事業の造林、立木販売等の主要業務及び経理、貸付等の定型業務を処理するシステム。 注2：森林資源や森林計画に関する情報を管理するシステム。</p>		設計・開発		運用		17年度	18年度	19年度	20年度	予算額	500,383千円	373,560千円	656,683千円の内数	657,410千円の内数	翌年度繰越額	0	0			執行額	404,250千円	368,877千円	543,321千円	543,629千円
	設計・開発		運用																						
	17年度	18年度	19年度	20年度																					
予算額	500,383千円	373,560千円	656,683千円の内数	657,410千円の内数																					
翌年度繰越額	0	0																							
執行額	404,250千円	368,877千円	543,321千円	543,629千円																					
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>システムの運用経費については、当初の削減目標である、約7.3億円の削減を19年度に引き続き達成した。</p> <p>申請手続きの電子化については目標が未達成となっていることから、e-Govシステムを利用した申請手続きができない環境を整備するための体制整備を行い、目標達成に向けた取り組みを実施する考えである。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p><達成目標> 平成19年度からの運用開始後の目標として、</p> <p>① システムの維持管理に要する運用経費を従来のシステムより約7.3億円/年削減する（平成19年度、20年度）。 （平成16年度実績：約12.7億円/年 → 平成19年度以降：約5.4億円/年）</p> <p>② 国有林野の使用許可・使用承認の更新に係る電子申請を全国で利用可能にし、電子申請受付件数割合を30%にする（平成19年度（平成20年度も同様））。</p> <p><目標設定の考え方></p> <p>① 平成16年度に策定した「国有林野事業関係業務の業務・システム最適化計画」において、各拠点（林野庁本庁・森林管理局・署等）ごとにシステムを持つ構成から一箇所の拠点への集中化によるサーバ・クライアント方式への変更、オープン化（特定の業者に依存しないシステムへの変更）等により、年間約7.3億円（試算値）のシステム運用費削減が目標値として設定されていることから、これを目標とする。</p> <p>② 国有林野の使用許可・使用承認の更新に係る申請の電子化による申請者の利便性の向上を目指すため、電子申請の導入を図ることとし、導入初年度（19年度）は、公的機関からの申請割合が全体の約30%程度であることから、これを全て電子化することを目標とする。 なお、平成19年度はシステムの切り替えに伴う移行作業や新システムにおける初期障害発生への対応が必要となったことから、電子申請受付（平成19年度開始予定）への取り組みが遅れたため、平成20年度も電子申請受付件数割合30%を目標とする。</p> <p><手段と目標の因果関係></p> <p>① 各拠点（林野庁本庁・森林管理局・署等）ごとにシステムを持つ構成から、一箇所の拠点への集中化によるサーバ・クライアント方式への変更、オープン化等を通じてシステムの運用経費の削減が可能となる。</p> <p>② 電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用し、国有林野の使用許可・使用承認の更新に係る申請手続きの電子化を実施することにより、電子申請へ移行させることが可能となる。</p> <p><達成度合いの判定方法・基準> 上記の達成目標を達成した場合を「達成」とする。</p> <p><目標期間></p> <p>① 平成19～20年度（2年間） ② 平成19年度（1年間）</p> <p><効果の把握の方法></p> <p>① システムの維持管理に要する運用経費の平成16年度実績に対する削減額。 ② 国有林野の使用許可・使用承認の更新に係る電子申請の受付件数割合。</p> <p><把握された効果></p> <p>① 平成20年度においては、ADAMSⅡ（官庁会計処理システム）の移行に伴い国有林野情報管理システムの大幅なプログラム改修が必要となったものの、システムの運用経費は約5.4億円で、平成16年度実績に対して約7.3億円/年を削減したところであり、運用経費を従来のシステムより約7.3億円/年削減するという目標を達成した。</p> <p>② e-Gov（電子政府の総合窓口）へ電子化した申請様式を掲載し、これによりダウンロードによる申請書様式の取得が可能となったことから、申請者の利便性の向上に資したところである。</p>																								

	<p>あるが、申請書の受付窓口である地方出先機関等において、現時点ではe-Govシステムを利用した申請手続きの実施ができない環境にあり、申請手続きの電子化の目標は未達成となっている。</p> <p><予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国庫債務負担行為 平成17～18年度の2年間の一括契約により、同一開発業者による継続的な開発が可能となり、単年度で開発業者が変更される場合と比較してシステムの設計・開発に係る確認期間が省略でき、契約に係る事務の簡素化が図られた。 国庫債務負担行為の活用による効率的な予算執行により、システム設計・開発、データ移行等が当初の計画どおりに行われ、平成19年度からは新システムの運用を開始することができた。 ○ 繰越明許費 システム開発期間及びコスト削減の実証期間を確保するため、予算の繰越等の弾力的な予算執行が行えるようになっているが、平成17年度から平成20年度にかけては、その事態には至らなかった。 		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成21年度からは、引き続きシステムの維持管理について適切に運用していくこととした。</p> <p>なお、申請手続きの電子化に向けては、内閣に置かれた「電子政府評価委員会」の電子政府に係る施策に対して出される予定の評価結果やそれを受けた政府全体の方針を踏まえ、検討することとした。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>第166回国会施政方針演説</p>	<p>平成19年1月26日</p>	<p>(「健全で安心できる社会」の実現) 「京都議定書目標達成計画」に基づき、地球温暖化対策を加速します。</p>
	<p>森林・林業基本計画</p>	<p>平成18年9月8日</p>	<p>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 3 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</p>

表14-4-⑩ 総合評価方式により事後評価した政策

政策の名称	農林水産分野の研究開発（農林水産研究の重点目標の進捗状況の検証）
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>1 評価内容 新たに策定する農林水産研究基本計画の見直しの検討に活用するため、現行の農林水産研究基本計画策定の基準年である平成17年から平成19年度までを評価期間として、現時点における「重点目標の進捗状況」の観点から、その研究開発の有効性等について検証した。 なお、「重点目標の進捗状況」については、研究細目の期別達成目標ごとに掲げられた開発技術について、普及・活用状況を踏まえた開発の進捗状況を基に、重点目標の大事項ごとに進捗状況を検証・評価することで行った。</p> <p>2 評価（検証）結果と今後の対応方向 (1) 検証結果 農林水産研究基本計画にある重点目標の34 大事項のうち、1 事項については、「計画を上回って進捗している。」としてS評価、一方、4 事項については「進捗がやや遅れている。」としてB評価、残りの29事項については、「順調に進捗している。」としてA評価となった。 本検証において、B評価となった大事項のうち「都市と農山漁村の共生・対流を通じた地域マネジメントシステムの構築」や「農林水産業の持つ保健休養機能ややすらぎ機能等の利用技術の開発」については、その必要性では、評価専門委員会で一定の評価がなされたものの、研究者や研究資金などの研究資源が非常に少ないといった共通の課題がみられた。また、B評価となった他の2つについても、評価手法の開発の遅れや研究機関の相互連携の弱さなどの課題がみられた。</p> <p>(2) 今後の方向性 本検証結果を踏まえ、B評価となった要因や研究細目において確認された個別の課題、また重点目標の必要性や研究開発の方向性等に係る専門委員のご意見等を、研究開発をめぐる情勢、研究ニーズや社会ニーズ、農業政策の方向性等とともに、次期農林水産研究基本計画における目標全体の構成や設定等の検討材料として活用する。 なお、見直しに当たっては、現在見直しが行われている「食料・農業・農村基本計画」の改定作業と連携を図りつつ行うこととしている。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○予算要求 政策評価の結果を踏まえ、「進捗がやや遅れている」との評価を受けた4 事項についてそれぞれ改善を実施。農林水産政策上特に重要な研究課題であって総合的な研究資源の投入及び長期的視点が求められているものについては、委託プロジェクト研究により、また多様な研究課題への対応については、競争的資金による研究により実施することとする等、公募及び採択課題の審査を実施しながら適切な政策手段を活用し、重点化及び効率化を図りながら概算要求した。</p> <p>○その他 政策評価の結果を踏まえ次期「農林水産研究基本計画（平成22年3月決定）」の見直しにあたり、重点目標設定等に反映させ、効率的な研究推進のための目標設定に活用している。</p>

表 14-4-⑪ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（期中）

<p>政策の名称</p>	<p>① 国営かんがい排水事業（7地区） ② 国営総合農地防災事業（1地区） ③ 直轄地すべり対策事業（1地区） ④ 水資源機構かんがい排水事業（1地区） ⑤ 農用地総合整備事業（1地区）</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>評価対象の11地区について評価を実施したところ、事業計画の変更を行う必要がある地区が1地区、現計画に即して事業を推進する地区が10地区（用水の安定供給を確保するための対策について、地元関係者と調整を図って事業を推進する1地区を含む。）となった。 評価結果を踏まえ、引き続きコスト縮減に努め、環境との調和に配慮しつつ事業効果の早期発現を図ることを今後の事業における改善方針とする。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① 国営かんがい排水事業（7地区） ・ 1地区を計画変更する。 ・ 6地区を継続する。 ② 国営総合農地防災事業（1地区） ・ 1地区を継続する。 ③ 直轄地すべり対策事業（1地区） ・ 1地区を継続する。 ④ 水資源機構かんがい排水事業（1地区） ・ 1地区を継続する。 ⑤ 農用地総合整備事業（1地区） ・ 1地区を継続する。 計11地区のうち、1地区を計画変更、10地区を継続する。</p>

（注） 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-e 参照。

表 14-4-⑫ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

政策の名称	水源林造成事業（独立行政法人事業）（48 地区）
政策評価の結果の概要	対象となる 48 地区について評価を実施したところ、すべての地区で引き続き現計画で事業を推進することとなった。
政策評価の結果の政策への反映状況	水源林造成事業 48 地区を継続する。 計 48 地区を継続する。

（注） 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-f 参照。

表 14-4-⑬ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

政策の名称	① 地域水産物供給基盤整備事業（2地区） ② 広域漁港整備事業（2地区）
政策評価の結果の概要	本評価の対象とした全ての事業地区において、事業計画を見直した上で、継続して事業の執行を行うこととした。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 地域水産物供給基盤整備事業 ・ 2地区を計画変更する。 ② 広域漁港整備事業 ・ 2地区を計画変更する。 計4地区を計画変更する。

（注） 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-g 参照。

表 14-4-⑭ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（期中）

<p>政策の名称</p>	<p>① かんがい排水事業（9 地区） ② 経営体育成基盤整備事業（22 地区） ③ 畑地帯総合整備事業（10 地区） ④ 農道整備事業（9 地区） ⑤ 田園整備事業（1 地区） ⑥ 中山間総合整備事業（3 地区） ⑦ 農地防災事業（8 地区） ⑧ 農地保全事業（3 地区） ⑨ 農村環境保全対策事業（4 地区） ⑩ 海岸保全施設整備事業（農地）（8 地区） ⑪ 海岸環境整備事業（2 地区）</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>対象とした 79 地区について、評価を実施したところ、中止することとした地区が 2 地区、計画変更(手続中や予定を含む。)を行い継続することとした地区が 3 地区、現計画に即し継続することとした地区が 44 地区となっている。その他の実施地区については、農山漁村地域整備交付金に移行するものであり、事業実施方針は事業実施主体が判断する。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① かんがい排水事業 9 地区を継続する。 ② 経営体育成基盤整備事業 2 地区を計画変更する。 20 地区を継続する。 ③ 畑地帯総合整備事業 1 地区を計画変更する。 9 地区を継続する。 ④ 農道整備事業 1 地区を中止する。 8 地区については、実施方針を事業実施主体が判断する。 ⑤ 田園整備事業 1 地区を継続する。 ⑥ 中山間総合整備事業 3 地区を継続する。 ⑦ 農地防災事業 1 地区を中止する。 7 地区については、実施方針を事業実施主体が判断する。 ⑧ 農地保全事業 2 地区を継続する。 1 地区については、実施方針を事業実施主体が判断する。 ⑨ 農村環境保全対策事業 4 地区については、実施方針を事業実施主体が判断する。 ⑩ 海岸保全施設整備事業（農地） 8 地区については、実施方針を事業実施主体が判断する。 ⑪ 海岸環境整備事業 2 地区については、実施方針を事業実施主体が判断する。</p> <p>計 79 地区のうち、2 地区を中止し、3 地区を計画変更し、44 地区を継続し、30 地区については、実施方針を事業実施主体が判断する。</p>

(注) 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-h 参照。

表 14-4-⑮ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

政策の名称	民有林補助治山事業（補助）（3地区）
政策評価の結果の概要	対象となる3地区の評価を実施したところ、2つの事業地区は引き続き現計画で事業を推進することとなった。その他の実施地区については、農山漁村地域整備交付金に移行するものであり、事業実施方針は事業実施主体が判断する。
政策評価の結果の政策への反映状況	民有林補助治山事業 2地区を継続する。 1地区については、実施方針を事業実施主体が判断する。 計3地区のうち、2地区を継続、1地区については、実施方針を事業実施主体が判断する。

（注） 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-i 参照。

表 14-4-⑯ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

政策の名称	① 水産物供給基盤整備事業（補助）（3地区） ② 漁村総合整備事業（補助）（6地区） ③ 海岸保全施設整備事業（補助）（1地区）
政策評価の結果の概要	1つの事業地区については、計画を中止することとし、2つの事業地区については、事業規模を縮小する等の見直しを行うこととし、1つの事業地区については、事業の必要性、効率性、有効性が認められることから、継続して事業の執行を行うこととした。その他の実施地区については、農山漁村地域整備交付金に移行するものであり、事業実施方針は事業実施主体が判断する。
政策評価の結果の政策への反映状況	① 水産物供給基盤整備事業（3地区） 1地区を中止する。 2地区を計画変更する。 ② 漁村総合整備事業（6地区） 6地区について、実施方針を事業実施主体が判断する。 ③ 海岸保全施設整備事業（1地区）。 1地区を継続する。 計10地区のうち、1地区を継続、2地区を計画変更、1地区を中止し、6地区については実施方針を事業実施主体が判断する。

（注） 事業実施地区ごとの評価結果は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-j 参照。

表 14-4-⑰ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（完了後）

政策の名称	① 国営かんがい排水事業（6地区） ② 国営農用地再編整備事業（5地区） ③ 直轄海岸保全施設整備事業（農地）（1地区） ④ 農用地総合整備事業（1地区）	
政策評価の結果の概要	政策評価の対象としたすべての事業地区（13地区）について、事業内容は妥当であり、事業の目的に応じた効果の発現が認められた。	
政策評価の結果の政策への反映状況	事項	今後の改善方針
	【国営かんがい排水事業・国営農用地再編整備事業】 1 事業効果の早期発現のため関連事業の推進 事業効果の早期発現のため、関連事業の推進等に努めることが必要。	関係機関や地元農家と連携を図り、一体となった事業の推進活動に努める。
	【国営かんがい排水事業・国営農用地再編整備事業】 2 整備された施設の維持管理体制の確立 事業により整備された施設の機能維持のため、地域住民参加による維持管理体制の確立が必要。	「農地・水・環境保全向上対策」や地元ボランティアの活用等、関係機関と地域が一体となった維持管理体制の確立に努める。
	【国営かんがい排水事業・国営農用地再編整備事業・直轄海岸保全整備事業・農用地総合整備事業】 3 農業の生産性向上に向けた推進 安定的な作物生産を維持するため、品種構成の改善、土地利用率の向上、収益性の高い作物の導入等の取り組みが必要。	関係機関や地元農家と連携を図り、一体となった事業の推進活動への支援に努める。
	【国営かんがい排水事業・国営農用地再編整備事業】 4 農業構造の改善に向けた取組の推進 優れた農業経営体の育成等による多様な担い手の確保に努めることが必要。	関係機関と農家が一体となり、多様な担い手確保の取組の一層の推進に向けた支援に努める。

（注） 評価実施地区名は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-k 参照。

表 14-4-⑩ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

政策の名称	① 国有林直轄治山事業（4地区） ② 直轄地すべり防止事業（1地区）
政策評価の結果の概要	すべての評価実施地区について、事業効果の発現が認められた。
政策評価の結果の政策への反映状況	森林の水源かん養機能等を持続させていくため、施設の維持管理を行うとともに、森林整備の適切な実施及び地域防災対策との連携に努めていく。

（注） 評価実施地区名は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-1 参照。

表 14-4-⑱ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（完了後）

<p>政策の名称</p>	<p>① かんがい排水事業（13 地区） ② ほ場整備事業（17 地区） ③ 土地改良総合整備事業（10 地区） ④ 畑地帯総合整備事業（11 地区） ⑤ 畑地帯開発整備事業（4 地区） ⑥ 農道整備事業（12 地区） ⑦ 農業集落排水事業（15 地区） ⑧ 農村総合整備事業（10 地区） ⑨ 農村振興総合整備事業（11 地区） ⑩ 中山間総合整備事業（13 地区） ⑪ 農地防災事業（7 地区） ⑫ 農地保全事業（5 地区） ⑬ 農村環境保全対策事業（1 地区） ⑭ 海岸保全施設整備事業（農地）（2 地区） ⑮ 海岸環境整備事業（農地）（2 地区） ⑯ 草地畜産整備事業（5 地区） ⑰ 畜産環境総合整備事業（7 地区）</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>政策評価の対象とした事業（17 事業）の各事業地区（145 地区）について、各事業地区とも事業目的に応じた効果の発現が認められた。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>今後の事業の在り方・評価手法の改善</p> <p>【かんがい排水事業】 ・事業目的に即した効果の発現が確認されており、農業生産の増大や農業経営の安定化に寄与していることから、今後も本事業を推進していくことが必要である。</p> <p>【ほ場整備事業】 ・評価に当たっては、ブランド化や地産地消等の地域の特徴を生かした取組など多様な効果の発現をとらえるように努める。</p> <p>【土地改良総合整備事業】 ・今後も事後評価で確認された各種の効果が適切に発現されるよう努める。</p> <p>【畑地帯総合整備事業】 ・事業目的に即した効果の発現が確認されており、農業生産の増大、農業経営の安定化、担い手への農地集積等に寄与していることから、今後も本事業を推進していくことが必要である。</p> <p>【畑地帯開発整備事業】 ・事業実施による効果を継続・拡大させるために、造成農地等を地域の総合的な農業振興のツールとして位置付け、その活用を図っていくことが重要である。</p> <p>【農道整備事業】 ・営農効率の向上などの効果が認められるため、現在、実施している地区について、所用の効果が早期に発現されるよう整備を措置する必要がある。</p> <p>【農業集落排水事業】 ・本事業の実施により、公共用水域の水質保全や生活環境の改善が図られており、今後とも事業を推進していくとともに処理施設から生じた汚泥の堆肥としての再利用等を一層推進する必要がある。</p> <p>【農村総合整備事業】 ・今後も事後評価で確認された農業生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備による多面的な効果について可能な限り評価できるよう努める。</p> <p>【農村振興総合整備事業】 ・本事業の実施において、生活の利便性が向上するとともに、整備した施設を有効に活用した取組が活発化するなど農村の振興に寄与していることから、今後も事業を継続していく必要がある。</p> <p>【中山間総合整備事業】 ・本事業の実施により、農業生産性の向上と生活環境の改善が図られるなど地域の活性化に寄与していることから、今後も事業を継続していく必要がある。</p> <p>【農地防災事業】 ・本事業の実施により、農地の湛水被害の解消と国土保全が図られるとともに、農業生産の維持、農業経営の安定化が図られており、今後とも施設の維持管理を考慮しながら事業を推進していくことが必要である。</p>

	<p>【農地保全事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施により、農地等が保全され地域の農業経営に好ましい影響を与えていることから、今後も事業を推進していく必要がある
	<p>【農村環境保全対策事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施により、農地、農業用施設の機能の復元が図られるとともに、農業生産の維持、農業経営の安定化が図られており、今後も事業を推進していく必要がある。
	<p>【海岸保全施設整備事業（農地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土の保全とともに人命と財産の防護を図る事業であることから、今後も本事業を推進していく必要がある。
	<p>【海岸環境整備事業（農地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土の保全と調和を図りつつ、国民の豊かで潤いのある快適な海岸利用の向上に資する事業であることから、今後も本事業を推進していくことが必要である。
	<p>【草地畜産整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、食品の安全管理認証の取得状況やPR事業などを検証し、受益者の実感も含めた評価に努める。

(注) 評価実施地区名は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-m 参照。

表 14-4-⑳ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

政策の名称	① 民有林補助治山事業（補助）（18 地区） ② 森林居住環境整備事業（補助）（4 地区）
政策評価の結果の概要	評価の対象としたすべての事業実施地区について事業効果の発現が認められ、事業が妥当であることが確認された。
政策評価の結果の政策への反映状況	森林の水源かん養機能等を持続させていくため、施設の維持管理を行うとともに森林整備の適切な実施に努めていく。

（注） 評価実施地区名は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-n 参照。

表 14-4-④ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

<p>政策の名称</p>	<p>① 漁港修築事業（補助）（10件） ② 水産物供給基盤整備事業（補助）（2件） ③ 漁村総合整備事業（補助）（9件） ④ 漁港関連道整備事業（補助）（1件） ⑤ 沿岸漁場整備開発事業（補助）（1件） ⑥ 海岸保全施設整備事業（補助）（6件） ⑦ 海岸環境整備事業（補助）（5件）</p>						
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>評価の対象としたすべての事業実施地区について、想定された事業効果の発現が見受けられた。</p>						
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 524 922 555">事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 555 922 712"> <p>【水産物供給基盤整備事業】 (※漁業修築、漁港関連道、沿岸漁場整備開発含む) ・ 水産物の付加価値向上 安全安心な水産物を供給できる体制の確立が必要。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 712 922 846"> <p>【漁港漁村環境整備事業】 ・ 施設の維持管理体制等の確立 施設の機能維持の為に維持管理手法の確立が必要。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 846 922 981"> <p>【海岸保全施設整備事業】 ・ 事業効果の確実な発現 施設整備の効果を最大限発揮させることが必要。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 981 922 1097"> <p>【海岸環境整備事業】 ・ 施設利用の徹底 施設整備の効果を最大限発揮させることが必要。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事項	<p>【水産物供給基盤整備事業】 (※漁業修築、漁港関連道、沿岸漁場整備開発含む) ・ 水産物の付加価値向上 安全安心な水産物を供給できる体制の確立が必要。</p>	<p>【漁港漁村環境整備事業】 ・ 施設の維持管理体制等の確立 施設の機能維持の為に維持管理手法の確立が必要。</p>	<p>【海岸保全施設整備事業】 ・ 事業効果の確実な発現 施設整備の効果を最大限発揮させることが必要。</p>	<p>【海岸環境整備事業】 ・ 施設利用の徹底 施設整備の効果を最大限発揮させることが必要。</p>	<p>今後の事業の在り方、評価手法の改善</p> <p>漁業者や関係機関と連携を図り、水産物の付加価値向上に向けた取組の一層の推進に努める。</p> <p>漁業集落排水施設等の機能低下による影響を防ぐ為に、管理者の点検、修繕等による維持管理手法・体制の確立に努める。</p> <p>管理者による施設の点検、陸閘の操作等の維持管理体制の整備、避難訓練等のソフト対策等の一層の推進に努める。</p> <p>施設の利用を高める啓発活動や管理者による施設の点検に努める。</p>
事項							
<p>【水産物供給基盤整備事業】 (※漁業修築、漁港関連道、沿岸漁場整備開発含む) ・ 水産物の付加価値向上 安全安心な水産物を供給できる体制の確立が必要。</p>							
<p>【漁港漁村環境整備事業】 ・ 施設の維持管理体制等の確立 施設の機能維持の為に維持管理手法の確立が必要。</p>							
<p>【海岸保全施設整備事業】 ・ 事業効果の確実な発現 施設整備の効果を最大限発揮させることが必要。</p>							
<p>【海岸環境整備事業】 ・ 施設利用の徹底 施設整備の効果を最大限発揮させることが必要。</p>							

(注) 評価実施地区名は、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14-4-o 参照。

